



275
56



始



從五位秋山四郎著

講話資料

全

發行所 大日本圖書株式會社

大正

2. 11. 27

內交

自序

此の書は小學校の上級生、中學校・高等女學校等の下級生に對する講話の資料として著せるなり。蓋し之を用ふる時間は、式日祭日の講筵に於てし、又は受持教師缺席の爲、臨時補充する時、又は雨中體操場の設備なく、徒に生徒を遊ばしむる時などに於てせんとす。其の他修身・國語・地理・歴史の諸科を教ふる時、其の意義を敷衍する資料とも爲すことを得べし。

著者は此の書に據り、回を重ねて偉人の全傳を講話せられんことを希望すれども、或は其の一節を取つて講話せらるゝ事もあるべしと思ひ、附録として卷末に左の三表を掲げ置きたり。

徳目 是れは一の徳目を標榜し、其の徳に該當する偉人の實例を擧げて講話せんとする時の索引に供へたるなり。

古跡 是れは各府縣に於て、其の地方の古跡に據つて講話の端緒を開かんとする時の索引に供へたるなり。

月表 是れは月日に據つて講話の端緒を開かんとする時の索引に供へたるなり。

講話の資料は種々あるべしと雖も、特に是れ等偉人の傳記を提供するは、時代の要求に應じたるなり。何となれば現今社會の惡風俗と忌まはしき書籍類とが、清淨無垢なる少年少女の思想界に、墮落の種子を蒔きつけ、又は危険なる萌芽を生ぜしめつゝあるを以て、若し之をして滋蔓せしめば、終には除くべからずして、由々しき大事と爲らんことを恐るればなり。是れ則ち國民教育に従事せらるゝ教師諸君の、夙夜憂慮せらるゝ所なるべし。著者が此の書を著せる微意も亦こゝに存すれば、幸に取つて以て健全なる國民を養成する一助とせられんことを望む。

大正一二年十月

著者識す

講話資料目次

一 明治天皇

一頁

- 御降誕……一 御幼時……一 親王宣下……五 御學問……六 御踐祚……七 王政復古……八 五箇條の御誓文……九 御即位と立后……二 明治初年の御事蹟……二 侍從……三 侍講……二五 習志野……二六 御巡幸……二八 傷病兵の御慰問……三〇 軍人に勅諭を賜ふ……三三 軍事上の御注意……三六 兵卒を愛し給ふ……三七 皇太子の冊立……三〇 憲法會議……三三 憲法發布……三三 教育勅語を賜ふ……三四 大津事件……三五 二十七八年の戦役……三六 皇太后の崩御……三三 皇太子の御成婚……四〇 日英同盟……四四 三十七八年の戦役……四六 ガーター勳章……五〇 國勢の振張……五三 崩御……五三 御大喪……五六 皇子皇女……五七 御製……五九 御大量……六〇 御快瀾……六三 御記憶……六五 御儉德……六六 御仁愛……六六

二 神功皇后

六八

- 御家系……六 熊襲の謀叛……六 軍議……七〇 三韓征伐……七一 御偉烈……七五

三 弘法大師

七六

- 大人物……六六 家系……七七 幼時……七七 三教指歸……七六 修業……七九 出家……八〇

目次

一

經文を尋ね……八〇 入唐……八二 長安の留學……八三 東寺の別當……八五 清涼殿の
八宗論……八六 朝廷の御信仰……八七 高野山……八七 應天門……八八 東國の巡化……
八九 萬農池塘……九〇 入定……九〇

四 義家

生立……九一 鳥海の苦戰……九一 衣川の合戰……九二 賊を平ぐ……九三 詠歌……九五
兵法を學ぶ……九六 金澤の柵を攻む……九七 義光奥州へ下向す……九九 伏兵を知る
……一〇一 剛臚の座を定む……一〇二 季方金澤城に入る……一〇三 金澤の落城……一〇三
歸洛……一〇五 逝去……一〇六

五 爲朝

幼時……一〇七 新院の御謀叛……一〇八 軍評定……一〇九 夜討……一一三 弓勢……一二六
白河殿陥る……一二〇 爲義の降參……一二〇 大島へ流さる……一二二

六 重盛

沈勇……一二三 六波羅の早馬……一二四 待賢門へ攻め寄す……一二六 紫宸殿前の戰……
……一二三 信賴・義朝の敗北……一二四 成親謀叛を企つ……一二五 成親等召捕らる……一二七
初度の諫言……一二八 清盛成親を責む……一二九 再度の諫言……一三〇 兵を集む……一三五
熊野參詣……一六一

七 義經

……一六三

八 日蓮上人

幼時……一六三 黃瀬川の對面……一六五 宇治川の合戰……一六六 院參……一七一 一の谷
に向ふ……一七三 鴨越の逆落……一七三 逆櫓……一七九 屋島の合戰……一八〇 扇の的……
……一八二 弓流し……一八四 嗣信の戰死……一八五 壇の浦の合戰……一八六 梶原の讒言……
……一八八 堀川の夜討……一九〇 末路……一九三

九 護良親王

生立……一九六 出家……一九六 立志研學……一九七 立宗……一九九 說法……二〇一 安國論
……二〇二 伊東へ流さる……二〇三 小松原の遭難……二〇四 龍口の難……二〇五 佐渡へ
流さる……二〇七 身延山に入る……二〇九 入定……二一〇

一〇 楠木正成

笠置山……二二四 赤坂籠城……二二七 千早籠城……二四五 聖駕を奉迎す……二五一 尊氏
の謀叛……二五二 泣男……二五三 軍評定……二五五 櫻井の宿……二五六 湊川の戰……二五九

一一 楠木正行

母子の悲歎……二六三 行宮を守護す……二六五 參内……二六六 四條畷の戰……二六九

一二 新田義貞

繪旨を賜はる... 義兵を起す... 鎌倉合戦... 上洛... 新田・足利の確執... 箱根・竹の下の戦... 湊川の戦... 尊氏の降参... 北國落... 瓜生判官の變心... 金崎の籠城... 金崎の落城... 藤島の戦...

一三 織田信長

幼時... 輦勇の會見... 桶狭間合戦... 詔勅を賜ふ... 上洛... 皇居を修理す... 足利氏に代る... 家康と力を協す... 中國征伐... 秀吉出陣を請ふ... 蘭丸の先見... 光秀反逆を企つ... 光秀本能寺を襲ふ... 信忠の最期...

一四 豊臣秀吉

生立... 松下加兵衛に仕ふ... 信長に仕ふ... 城普請... 信長才を試む... 軍功... 中國征伐... 高松城の水攻... 山崎の吊合戦... 清洲の會議... 賤が嶽の戦... 長久手の戦... 關白と爲る... 島津征伐... 聚樂第... 北條征伐... 朝鮮征伐... 薨去... 泥鰌... 會呂利新左衛門... 土屋檢校の評... 朝鮮人の見たる太閤... 辭世...

一五 徳川家康

家系... 幼時... 初陣... 大高の兵糧入れ... 桶狭間の合戦... 徳川・織田兩家の和睦... 一向宗の亂... 三奉行... 姉川の合戦... 本多忠勝の武勇... 三方が原の合戦... 信玄野田城を攻む... 長篠の合戦... 武田家の滅亡... 長久手の合戦... 疔を患ふ... 兩雄の會見... 秀吉家康を恐る... 諸大名を叱責す... 小山の軍評定... 諸將勝軍を賀す... 三成の最期... 退隱... 大阪冬の役... 大阪夏の役... 薨去...

一六 加藤清正

生立... 賤が嶽の合戦... 天草征伐... 行長と争ふ... 二王子を擒にす... 明の使者に答ふ... 伏見の大地震... 蔚山の籠城... 歸朝... 肥後全國を領す... 名古屋の天主閣... 二條城の會見... 軍神... 君臣の親み...

一七 山内一豊の夫人

性行... 馬代金... 笠の緒... 覺悟... 裁縫... 逝去...

一八 伊達政宗

目次... 四九四

家系……四九四 生立……四九五 武略……四九七 秀吉の訊問に答ふ……四九七 初度の嫌疑
……五〇一 再度の嫌疑……五〇二 家康の恩に報ゆ……五〇九 使を歐洲へ遣はす……五二一
相撲……五二七 軍咄……五二八 詩……五二九

一九 春日局……………五二〇

婚嫁……五三〇 乳母……五三一 苦心……五三三 祈願……五三四 上洛……五三五 大奥の法度
……五三五 番頭を賞す……五三六 病に罹る……五三七 麟祥院……五三九

二〇 熊澤了介……………五二九

幼時……五三〇 修學……五三一 治績……五三三 安佚を戒む……五三三 明智……五三四 致仕
……五三五 困厄……五三六

二二 山鹿素行……………五三七

生立……五三七 學問……五三八 赤穂に聘せらる……五三九 門戸を開く……五四一 聖教要
録……五四二 赤穂に幽閉せらる……五四三 武士道の鼓吹……五四四 終焉……五四七

二三 伊藤仁齋……………五四八

立志……五四八 自信……五四九 温厚……五五〇 賊を感化す……五五二 恭謙……五五三 貧に
安んず……五五四 孝行……五五五 高節……五五六 風俗を重んず……五五六 人品……五五七
子孫家學を紹ぐ……五五七

二三 徳川光圀……………五五八

家系……五五八 幼時……五五八 伯夷列傳を讀む……五六三 孝行……五六三 友愛……五六四
尊王……五六五 師を尊ぶ……五六六 文武兼備……五六七 退隱……五六八 節儉……五六八 史
論……五六九 孝子節婦を賞す……五七一

二四 貝原益軒……………五七三

幼時……五七三 公益……五七四 立志……五七五 賢者を尙ぶ……五七五 恭謙……五七六 寛大
……五七七 正義……五七八 養生……五七八 友愛……五七九 氣力……五七九 良妻……五八〇

二五 初代三井八郎右衛門……………五八〇

家系……五八〇 機敏……五八一 開店……五八二 新發明……五八三 六十日爲替……五八四 教
訓……五八五

二六 新井白石……………五八六

家系……五八六 幼時……五八七 自立……五八九 苦學……五九二 信義……五九四 甲府に仕ふ
……五九五 精勤……五九六 家宣に信任せらる……五九六 尊王……五九七 朝鮮の信使來る
……五九八 退隱……六〇一 著書……六〇二

二七 大石良雄……………六〇二

凶變……六〇二 家系……六〇五 人格……六〇六 恭儉……六〇八 晝行燈……六〇八 會議……

六〇八 真意……六二 開城……六四 山科の隠栖……六七 義央の隠居……六八 亂行……
 六九 主税の忠孝……六九 決心……六三 討入の用意……六三 義士の集合……六五
 討入……六六 引揚……六三 報告祭……六三 廉潔……六三 義士の處分……六四 切
 腹……六六 勅語……六九

二八 伊能忠敬……………六四〇

家系……六四〇 勤儉……六四一 勉強……六四一 偉勳……六四三 師恩を忘れず……六四五 氣
 力……六四六 勇邁……六四六 識度……六四七

二九 松平定信……………六四八

家系……六四八 幼時……六四九 克己……六五〇 孝行……六五〇 夫婦相和す……六五一 勉強
 ……六五二 領内を治む……六五三 老中に任せらる……六五五 廉潔……六五七 尊王……六五九
 遵法……六六一 海防……六六二 辭職……六六三 文學……六六三 養生……六六三

三〇 高田屋嘉兵衛……………六六四

北邊の警備……六六四 立身……六六六 露人の來寇……六六七 ガローウニンの遭厄……
 六六九 嘉兵衛の遭厄……六七〇 日露の調停を計る……六七三 リコールヅを拉ぐ……六七三
 日露の調停成る……六七九 賞金を賜はる……六八〇

三一 一宮尊徳……………六八一

三二 塙保己一……………六九七

幼時……六八一 苦學……六八二 立志……六八四 服部家を再興す……六八四 内海某を戒む……
 ……六八八 櫻町を興復す……六八八 饑民を救恤す……六九二 幕府に登庸せらる……六九三 日
 光領を興復す……六九四 贈位……六九六

三三 西郷隆盛……………七〇五

幼時……七〇五 御家騒動……七〇六 愛情……七〇七 拔擢せらる……七〇八 藤田東湖を訪
 ふ……七〇九 橋本左内來る……七一一 僧月照老女村岡と交る……七二三 齊彬の薨去……
 ……七二四 安政の大獄……七二五 入水……七二六 遠島……七三〇 一言の返事……七三四 兩雄
 の會見……七三六 王政復古……七三七 大英斷……七三八 錦旗東に向ふ……七三〇 勝安房
 との會見……七三三 城請取……七三五 敵を疑はず……七三七 故山に歸臥す……七三八 無
 頓着……七三九 征韓論……七四三 大使歸朝後の論戰……七四五 舊草廬に入る……七四七
 不穩の報告……七四八 叛旗を掲ぐ……七五〇 西南の役……七五三 最期……七五四 遺族……
 ……七五七

三四 大久保利通……………七五八

幼時……七五八 孝行……七六一 父子の赦免……七六一 兩雄の交情……七六三 上京……七六三

久光に扈從す……七六四 寺田屋事件……七六五 勅使の下向……七六七 生麥事件……七六八
 薩藩英艦と戦ふ……七六九 藩政の改革……七七二 時勢の變遷……七七四 遷都の議……
 七七五 政治上の功績……七七七 歐米へ派遣せらる……七七八 征韓論……七九九 征臺事件
 ……七八二 西南の役……七八四 遭難……七八七 威嚴……七九〇 記憶力……七九四 清廉……
 七九五 嗜好……七九六 詩歌……七九六

三五

木戸孝允

幼時……七九七 文武兼ね修む……七九九 上京……八〇〇 危険……八〇一 長州藩の紛擾……
 ……八〇四 王政復古……八〇五 舞踏……八〇六 版籍奉還……八〇八 廢藩置縣……八〇九 歐米
 へ派遣せらる……八二三 御臨幸……八二四 薨去……八二四

三六

福澤諭吉

幼時……八二六 漢學……八二八 手工……八二九 無頓着……八三〇 勝氣……八三二 蘭學……
 ……八三一 緒方塾に入る……八三三 原書の拂底……八三八 英學……八三二 米國行……八三五 歐
 洲行……八三六 危険……八三九 慶應義塾……八四三 教育主義……八四三 著述……八四四 處
 世法……八四六 恩賜金……八四七 逝去……八四七

三七

岩崎彌太郎

幼時……八四八 父の冤を訴ふ……八四九 商業の初陣……八五〇 貿易理財……八五〇 九十
 九商會……八五二 三菱會社……八五三 競争……八五三 逝去……八五五

三八

伊藤博文

幼時……八五五 出身……八五五 士籍に入る……八六一 第一回の洋行……八六三 英國公使
 に會見す……八六六 開國論を唱ふ……八六六 馬關の開戦……八七一 媾和談判……八七三
 危難……八七五 外交……八七七 武勇……八八〇 第二回第三回の洋行……八八二 御信任……
 ……八八三 第四回の洋行……八八五 天津條約……八八六 憲法發布……八八九 馬關條約……
 八九〇 一進一退……八九三 統監……八九四 公使……八九六 恩賜館……八九七 遭難……八九九
 國葬……九〇二 家族……九〇三 性質……九〇三 訓誡……九〇五

三九

乃木希典

幼時……九〇九 集童場に入る……九二二 叔父の教育を受く……九二五 明倫館に入る……
 ……九二六 初陣……九二九 聯隊長……九三〇 旅團長……九三二 臺灣總督……九三三 第十一師
 團長……九三三 第三軍司令官……九三六 勝典の戦死……九三六 爾靈山……九三九 保典の
 戦死……九三三 旅順の開城……九三三 凱旋……九三五 學習院長……九三七 歐洲巡遊中の
 所感……九三八 死の準備……九四〇 殉死……九四三 孝行……九四七 沈勇……九五〇 謹嚴……
 ……九五二 敬虔……九五三 誠意……九五四 同情……九五五 節儉……九五七 陰徳……九五八 身體
 の鍛鍊……九六〇 歌……九六一

四〇

乃木希典の夫人

幼時……九六二 女大學……九六三 上京……九六四 結婚……九六四 孝行……九六五 子供の教

講話資料目次 終

講話資料

秋山四郎著

一 明治天皇

御降誕

明治天皇御諱は睦仁、孝明天皇第二の皇子なり。御生母は従一位大納言中山忠能卿の御女權典侍慶子の御方にして、後に一位局と申す。嘉永五年九月二十二日、即ち太陽暦の十一月三日、京都日の御門の北なる中山邸に於て御降誕あらせらる。孝明天皇御喜斜ならず、やがて祐宮と御命名あらせらる。宮の御産湯に用ひ給ひし靈泉を祐の井と申し、今に存在す。

御幼時

宮は忠能卿及び慶子の御方御養育の任を承つて、御四歳の時まで中山邸にて生立たせ給ひ、其の後同邸より親王の御殿へ徙らせらる。御乳人は前後數人ありけるが、其の中に木村らいといへるが有りき。らいは京

明治天皇

都の儒者木村縫殿之助の妻にて、其の時三男禎之祐未だ懐にありしかば、禎之祐には別に乳母を賜はり、母子共に御側近く仕へ奉れり。

宮は能くらしいに馴染ませ給ひ、玉體健に御成長あつて、御三歳の頃よりは、廻らぬ御脣もて「らい公く」と呼ばせ給ひて御戯れあそばさる。御五歳の時、御手習の序に、らい公に書いて取らすとて、美濃紙に「らい」の二字を認め給ふ。其の御筆跡いかにも雄勁にして、御潤達の御氣性此の頃より既に窺ひ奉るを得たりといふ。

宮は唯一人の禎之祐を御友垣として「禎ぼんく」と呼びて御側を離さず遊び給へり。宮は御勝氣にましますだけに、いと性急にて、御氣に叶はぬ事あれば、小き御拳を固め給ひて禎之祐を打ち給ふが常なりき。ある日禎之祐は御庭前の金魚鉢に手を入れ、金魚を掴み出して餘念もなく遊び居たるに、いつの間にか宮は禎之祐の後に成らせられ、出し抜に其の横面ボカリと打たせらる。逃げ出す禎之祐を追ひかけて又一つ打たせ給ふ。此の時の御怒は

餘程激しかりしにや、らしいは御機嫌を直しまゐらするに三が月も苦勞したりとぞ。又ある時禎之祐は宮の御相手して御殿の側を流る、小川の畔にて遊び居たりしに、宮は激しく禎之祐を追ひかけ給ふ。追はれて禎之祐逃げ廻る中に、足を滑らして川中に墜ち、大聲立て、泣き叫べり。宮は痛く驚かせ給ひ、御手を伸ばして引揚げんとし給ひしが、御力及ばず、喘ぎ給ふ折柄、折よく近きあたりに居たる司人馳せ付け、助け上げたる事あり。是れ等の御事蹟を承るに、宮は御勇猛の中に御仁慈の御徳を供へ給ふ所仄見え給ひて、後年に至り其の御光は益輝き渡らせ給ひたるなり。

宮は御幼年の頃より馬を好ませ給ひ、日々大奥への御機嫌伺には、美しき木馬に打跨り、朱の手綱搔繰りつゝ、稚子等に口繩引かせて、局より大奥まで三町餘の御廊下を打たせて参らせらるゝを常とし給ひき。然るにある日、いかなるはずみなりけん、御馬傷つきて用立たずなりければ、繕はせけるに、容易に出来ざれば、宮は連りにせがみ給ふ。餘りに度々せがみ給ひければ、

局に仕へまつる菊崎と申す女房畏れ多き事に思ひ、

「御馬の御代り仕り侍らん、いざ、菊崎の背に召させ給へ。」

とて、四這に爲つて進み出づ。宮御覽じて

「是れは良き馬ぞ。」

と笑はせ給ひ、ひらりと打跨がらせ給ふ。藤崎と申す女房緋縮緬の紐參らすれば、それを手綱とし給ひ、藤崎に口を取らせて歩ませ給ふに、是れはまた木馬にも優りて御興ありければ、是れより後は名馬菊崎に鞭うつて御參内あり。御入側いりかたの曲り角などにかゝらせ給へば、

「馬や、ひんく」と嘶け。」

と仰せらる。菊崎

「ひんく」

と申せば、御満足一方ならず、御足捌など遊ばさる。かくて局に還らせ給へば、

「權典侍、御腹慶子馬に秣食ませよ、秣は着物やよからん。」
など、仰せらる。權典侍若し

「今日は間に合ひかね侍れば、明日にも仕立てさせて遣はし申すべし。」
と申上ぐれば、

「然らば先づ之を取らするぞ。」

とて、御菓子又は御大切な玩具など惜氣もなく賜はれば、菊崎・藤崎は大御心の畏さに、感泣せざることなかりきとぞ。

親王宣下 孝明天皇は、常に宮の非凡なる御性格を愛でさせられ、夙に宮を以て皇儲と爲さんとの思召あらせられしかば、萬延元年六月十日、愈々皇儲に册立し給ふ。時に御年九歳なり。是れまでは一皇子として御生母慶子の御方の御局に、二三の女房・稚子等と共に御住居遊ばされし宮は、こゝに改めて准後の御實子と爲らせ給ひ、其の御所に御同居遊ばされ、東宮附其の他近侍の諸役も亦それぐに任命せられき。准后と申すは、後の英照皇太后

の御事なり。

尋いで九月二十八日には、親王宣下あつて、御名を睦仁と定め給ひ、同時に親王附公卿以下の任命あり。

御學問

是れより先、宮御五歳の時、御手習を初めさせ給ふ。御手本は有栖川宮職仁親王の御書なり。漢書は四書五經の御素讀にして、伏原二位宣諭卿御教授申上げ、國書は中山忠能卿御教授申上ぐ。此の和漢の書は早くより御稽古ありしが、御讀書初の式は文久二年、御年十一歳の五月二十七日に行はせらる。素より御聰明に渡らせ給へば、御進歩驚くばかりなり。

和歌の御稽古も御七八歳の頃より初め給ひしが、後年歌聖と仰がれ給ひし宮の御歌才は、此の時既に煥發し給ひて、父天皇の御感に入る秀歌少からず。宮も亦深く斯道を愛でさせ給へば、御遊戯の間にも吟詠の御心を絶ち給はず、常に當番の御學友に對はせられ、御親ら御題を賜ひて吟詠せしめ給ふ。さても優にやさしき御情操にぞあらせられける。其の頃歌道を御教授申

上げたるは、近衛・飛鳥井・冷泉等の諸公卿なりき。

宮は御性質剛健にましまし、かば、最も懦弱を惡み給へり。されば御愛讀の書も源平盛衰記・太平記・太閤記などの軍記物語類にして、雨夜の御徒然には、御學友を集めて源平の合戦、建武中興の御事蹟、楠木・新田の誠忠、豊太閤の朝鮮征伐等を語り出でさせ給ひき。

御遊戯の中にては、馬の外に最も相撲を好ませ給ひ、御學友と相撲はせ給ふこと屢なりしが、御體格の發育よろしく、御力量勝れさせ給へば、御相手に立つ者一人もなかりきとぞ。尙弓・蹴鞠の如きも御堪能なりき。又繪畫をよくし給ひ、御趣味も深く、時としては御親ら花鳥など描かせ給ふこともありきとぞ。

御踐祚

慶應二年十二月二十五日、即ち太陽曆の一月三十日、孝明天皇崩御ましませり。天皇御在位二十年、御即位の初頃より邊警漸く騒がしく、嘉永・安政を経て、萬延・文久の際に至つては、内憂外患交々、臻り、國歩の艱難

此の上もなき折柄、英邁神武、よく此の間に處して皇威を宣揚し、王政維新の礎を打建て給へり。されど餘りに大御心を痛ませ給ひし故にやありけん、此の月の十二日、龍體俄に安からず、二十五日戌の刻に至り、終に崩御ましましぬ。大業漸く緒に就かんとして此の御凶事あり、いかに御心残り多くおはしましけん。されど其の赫々たる御遺烈は、絶倫なる皇儲の之を繼承し給ひて、帝業終に成り給へば、御英靈も亦以て安らかに御瞑目あらせ給ひたるなるべし。

慶應三年正月九日、皇太子祐宮睦仁親王御踐祚の禮を行ひ給ふ。時に御年十六。此の日、關白二條齊敬公を以て攝政に任ぜらる。そは天皇未だ御幼冲に渡らせ給へばなり。

王政復古 將軍慶喜時勢の變遷を見て祖業の永く保つべからざるを察し、慶應三年十月十四日、大政の奉還を奏請す。天皇之を嘉納し給ひ、十二月九日を以て王政復古の大令を發し給ひ、乃ち攝政・關白・征夷大將軍等の官職

を廢して、新に總裁・議定・參與の三職を置き、親王・公卿諸侯・諸藩士等の中より、復古の大業に勳功ありし者を登庸して新政に與らしめ給ふ。是に於て七百年間武門の手に私せる政權は、再び皇室に還つて、天つ日影は隈なく大八洲に輝き渡りそめぬ。

前將軍慶喜大政を奉還したれども、尙未だ廣大なる領土を擁し、其の勢盛なれば、朝議慶喜に命じて領土を納め、大政奉還の實を完からしむ。慶喜其の命を奉ぜず、一旦二條城より大阪に下りけるが、再び大軍を率して上京す。薩・長の兵之を鳥羽・伏見に喰止め、こゝに戰端開けて慶喜大敗し、江戸に逃竄す。依つて朝廷有栖川宮熾仁親王熾仁親王第一の王子を東征大總督として江戸に向はしめ給ふ。慶喜恐懼して罪に服しければ、其の死を宥して江戸城及び軍器を取收め、又奥羽の諸侯等を征討し、翌年に至り全國悉く平定せり。

五箇條の御誓文

是れより先、天皇先づ國是を一定し、新政の方針を明にして國民の嚮ふ所を示させ給はんとて、慶應四年、即ち明治元年三月十

四日、紫宸殿に出御し、公卿・諸侯を率ゐて天神・地祇を祭り、五箇條の國是を誓ひ給ふ。其の御誓文左の如し。

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一 官民一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

次に群臣に對して左の勅語を賜ふ。

「我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ」此の如く王政維新の大方針を定め給ひ、是れより着々歩を進め給ひて、終に今日の盛運には及べるなり。

御即位と立后

前にいへるが如く天皇は慶應三年正月九日に御踐祚あつて、越えて明治元年の八月二十七日、紫宸殿に於て御即位の大典を擧げさせ給へり。此の日は連日の秋雨名残りなく斂つて、天麗に晴れ渡り、御式も滞りなく了りければ、萬民歡呼して壽ぎ奉る聲津々浦々迄も響動み渡りぬ。翌月八日、改元を仰出され、慶應四年を改めて明治元年とし、一世一元の制を定め給ふ。

明治元年十月、天皇東京へ行幸あつて、未だ戰塵の鎮まらざる東方を綏撫し給ひ、其の十二月、一旦京都へ還幸なつて、同月二十八日、皇后册立の典を擧げ給ふ。皇后御名は美子、故一條左大臣忠香公第三の姫君にして、慶應三年五月十八日、女御に立ち給ひ、こゝに至り、御入内あつて皇后に册立せられ給ふ。皇后天資溫良貞淑、能く天皇の御爲に内助の御力を添へ給ひ、今日の國運を開き給へり。

明治初年の御事蹟

二年正月二十三日、薩・長・土・肥の四藩主連署して

版籍を奉還せんことを奏請しければ、他の諸藩も之れに倣ふ。天皇之を嘉納し給ひ、舊藩主を知藩事と爲し給ひしが、四年七月十四日、藩を廢して縣を置き給ふ。

是れより先、明治二年三月二十八日、天皇再び東京に行幸し給ひ、爾來永く東京を以て皇居と定め給へり。徳川幕府の瓦解に際して、あはや焦土と化し去らんとしつる江戸の地も東京と爲つて新に一天萬乗の大君の宮居ましますこと、爲りたれば、市民の歡喜いふばかりなし。

當時天皇は未だ御二十歳左右の頃にましますば、其の御元氣の盛なる、天を衝かんばかりにて、群雄を駕御し、着々國運の發展を規畫せしめ給へり。彼の兵制の改革、新律綱令の發布等は、皆當時の御事蹟にして、一々記し奉るに違あらず。

侍従

古來朝廷にても、幕府にても、さては諸大名にても、奥向に奉公する女性の權力頗る廣大にして、之れが爲君徳を傷つけ、政道を亂したるこ

と極めて多かりしが、天皇夙にこゝに御着眼あつて、宮中府中の別を嚴格に定め給ひ、女性をして一切政道に容喙せしめ給はざりしは、畏れながら御卓見と申すべし。かく掟たて給ひて御親らは後宮にまします事を好ませ給はず、朝より晩まで始終御表に出御あらせられぬ。當時侍従として近く召使ひ給へるは、村田新八・高島鞆之助・有地品之允・山岡鐵太郎・米田虎雄などいへる質朴剛健の者共なりしかば、元來英氣盛なる御性質の天皇は、更に一層の英氣を養ひ給へり。

其の頃吹上御苑内には鳩多く栖み居りしかば、侍従等之を射て天皇の御興を添へ奉りしが、やがてそれも射盡しぬ。有地品之允乃ち御濠に群れ居る雁を射留めて、大に得意がり、之を奉らんとしけるが、御濠の雁と申しては御咎あるべしと思ひ、空とぶ雁を射留めたりとて上る。高島鞆之助其の雁を手に取り、頭部の瘻口を見て、「こは上より射下したる瘻なり。」と申し、かば、其の虚言忽ち露顯せり。品之允が當惑せる顔はして、天皇からくくと

笑はせ給ひけるが、別に御咎もなかりき。東久世通禧面を正し、

「御濠に向ひ銃を放つは不埒至極なり。」

と責め立つ。品之允益、當惑して悄然返りたり。其の後天皇屢、

「有地、雁はどうちや、射て參らせぬか。」

と御戯れあり。品之允

「東久世に叱られ候へば。」

とて、這々の體なりけり。君臣水魚の御親み、いと麗し。

天皇御身長五尺六寸を越え給ひ、御體量二十六貫に及び、膂力衆に勝れ給ひ、乘馬角觥を好ませ給ふ。侍従の面々屢、角觥の御相手すれども、敵し奉る者なく、皆脆くも敗を取る。山岡鐵太郎天皇の勝ち誇らせ給ふを見て、之を諫め奉らんと思ひ、御相手して三度まで御負かせ申したりとの説あり。此の事は虚説なりともいへるが、兎も角も天皇が、紅紫繚亂たる後宮を厭はせ給ひて、書生部屋に等しき御表を好ませ給ひたるは事實なり。

侍講

侍講に元田永孚、副島種臣あり。永孚は朱子學の醇儒にして、啓沃輔導し奉ること二十餘年、天皇の之を信賴し給ふこと一方ならず、之れが爲益、聖徳の光を發揮し給へり。種臣も亦誠忠無二一人、久しく御側に侍して永孚と共に漢學を御教授申上げけるが、嘗て病を以て職を辭せんとしたる事あり。其の時天皇深く之を惜ませ給ひ、御親ら筆を執つて宸翰を認め給ひ、之を種臣に賜ひて留任すべき旨を諭させ給ふ。種臣感激して聖旨に従ひ、更に心力を盡して御奉公したりといふ。此の宸翰は御治世中に於る唯一無二のものにして、副島家の祕寶とする所なり。

天皇至尊の御身を以てして師を重んじ、其の教を守らせ給ひ、御熱心に學業を勵ませ給ひしは、畏けれども天下の子弟たる者の仰いで以て模範とすべき事なり。少しにても疑はしき事あれば、充分に御質問あつて御會得の行かざるまでは捨て置き給はず。さればにや御學力日々に進歩ましまして、侍講の人々も時としては御答に窮することありたりといふ。蓋し、何事に就い

ても苟もし給はず、必ず徹底せざれば止み給はざりしは、天皇の御性格にして、政務に於かせられても亦此の如かりきと承る。

又天皇は和漢古今の歴史を好ませ給ひ、特に我が國の忠臣義士を御追念あらせらるゝこと一方ならず、上世に在つては和氣清麿・楠公父子、近世に在つては水戸の光圀・山鹿素行などを愛し給ひ、是れ等の人物の事蹟は、史官に命じて詳細に取調べさせ給ひきとぞ。

習志野

四年十月、下總の國習志野

當時は大和田原・正伯原といひしが、明治六年五月、天皇再びこゝに行幸あつて諸兵の大演習を饗はせ給ひし時、習志野原と命名し給ひしなり。

にて大演習を行はせ給ひし事あり。近衛都督陸軍大將たりし西郷隆盛を初として、陸軍少將篠原國幹・野津道貫等供奉す。英邁勇武なる天皇には、御親ら御劍を翳して先頭に立たせられ、宮城より習志野まで兵を率ゐて馬を驅り給へり。大元帥陛下が拔劍して兵を率ゐ給ふは、世界に類例なき事にて、其の御英姿の颯爽たる、天魔波旬と雖も慍伏せざるはなかるべしと感ぜらる。

此の時西郷隆盛も亦拔劍して御跡に隨ひ奉りけるが、彼れは大兵肥滿にして馬に乗ること叶はず、流汗淋漓として喘ぎ／＼御供しける體、いとをかしければ、天皇屢顧み給ひて微笑を浮べさせ給ふ。

演習中原頭に露營し給ふこと二夜、士卒と辛苦を共にし給はんとの大御心の程こそありがたけれ。一夜風雨烈しく吹き荒びて、天皇の入らせ給へる天幕倒れて、御夢を驚かし奉り、畏くも玉體雨に打たれて、しと／＼に濡れ給ひけるが、部下の手を煩さじと思召しつるにや、御親ら天幕を引起さんとあそばされき。後の天幕に臥し居たる隆盛、物音に眼を覺して頭を差出し様子を覗へば、闇にもそれと紛れなき御姿は正しく天皇なり。

「そこにおはしますは陛下には候はずや。」

「いかにも朕なり、天幕倒れたれば、起さんとしつるなり。」

隆盛恐懼措く所を知らず、早速起し奉らんとしけるが力及ばず。

「呼び起すな。」

と宣ふを、強ひて部下を呼び起して天幕を建て参らせたりとぞ。

御巡幸 天皇民を愛し給ひ、其の生活状態を、親しく憐はさんとして、御政務繁き間にも屢、各地へ御巡幸ありき。其の第一回は明治五年の京畿及び西國の御巡幸なりき。此の年五月、東京御發輦、海路伊勢に御上陸、内宮外宮に御参拜あつて、再び御乗船、天保山沖に御着船、それより京都に入らせ給ひ、各地を御巡視あらせられしが、御行装極めて御質素にして、供奉員なども甚だ寥々たり。時は六月の初にして、暑さ烈しく、供奉の人々皆苦み惱みけるが、天皇は、一語も暑いと仰せられず、儼然として、御威儀を亂し給はざれば、人々皆御忍耐の強くおはしますに感歎しまゐらせたり。

やがて京都御發輦、大阪より御乗船にて瀬戸内海を御通過あらせられ、馬關に御着船、それより玄海洋を經、長崎に御上陸あつて御馬に召され、炎暑を犯して各地を御巡視あり。再び御乗船にて遠く鹿兒島にまで御下りあつて、海路兵庫に御着船あり。湊川神社に侍従を遣はして幣帛を賜ひ、東京へ

還幸あらせられき。後年群臣に御陪食仰付けられし席上にて、天皇當時熊本御發輦の時の事を御話あらせられて、龍顔に御微笑を湛へさせ給ひ、

「此の時程をかしき事はなかりき。朕に隨へる一大隊の兵士は、一定の服装なく、いづれもとりの異彩を放ちしが、中に大兵肥滿の西郷が、身に適はぬ洋服の着様もをかしきに、其の上に兵兒帶を締め、朱鞘の大小二本挿み、右の手に大なる青竹の杖を曳いて喘ぎく山坂を登り來し様は最も面白かりき。實に其の頃の事を思へば、隔世の感あり。」
とて、御感慨あらせられきと承る。

第二回を明治九年の東北御巡幸とす。其の五月、岩倉公以下を従へ給ひて東京御發輦、各地へ御巡幸あつて民の疾苦を親しく憐はせられ、青森より御船に召されて函館へ御上陸、それより御船にて海路御還幸、七月御着京あらせらる。

其の後十年には近畿御巡幸、十一年には北陸御巡幸、十三年には山梨御巡

幸、十四年には再び東北及び北海道御巡幸、十八年には山陽道御巡幸、御足跡殆ど天下に普く、鳳輦の過ぐる所、萬民歡喜渴仰して聖徳を頌し奉り、蕩たる王化、山村僻陬に至るまで及ばぬ限もなし。

是れ等前後七回の御巡幸の際、或は忠臣義士の舊勳を御追賞あり、或は德行功勞ある者を旌表し、或は種々の産業を御奨勵あらせられしかば、名教の上にも、殖産興業の上にも、影響を及ぼし、國運の發展を促し給ひしこと實に莫大なりと申すべし。

天皇は此の如く御親ら各地を御巡幸あつて下民の生活状態を憐はして、御愛撫あらせらるゝのみならず、九重の奥深くおはします折にても、天變地異、何につけても人民の上を御軫念あらせられて、御救恤金を下賜せられしこと勝けて數ふべからず。

傷病兵の御慰問

明治六年、征韓論破れて西郷隆盛冠を掛け、故山に歸臥せしより、明治十年に至り、遂に私學校黨に擁立せられて叛旗を翻すに

至れり。天皇は隆盛が誠忠無二の臣なることを知し召れぬ。維新の元勳たることを認め給ひぬ。されどこゝに至つては御涙を揮つて誅伐し給はざるを得ず、依つて官軍を差向け給ひぬ。此の間の御軫念いかにかりにおはしましけん、推し奉るだに恐れ多し。

此の戦役は内亂としては振古未曾有の大戦争にして、激戦に次々に激戦を以てし、官賊兩軍の死傷頗る多く、官軍のみにも死者六千人に達し、負傷者之れに準ぜり。天皇大阪に陸軍臨時病院を設けさせ給ひ、傷病者を療養せしめ給ふ。天皇京都の行在所より御臨幸なつて親しく患者を御慰問あらせらる。患者の一人寢臺の上に坐しけるが、敬禮の際、いかにしたりけん眉を擧めて痛を感じるものゝ如し。天皇御眼ざとくも之を憐はして、其の室を出で給ひし後、病院長石黒忠恵を召させ給ひ、

「患者等朕に禮せんが爲、苟も苦痛を増すが如き事あつては、こゝに臨める趣意に背くを以て、敢て痛を忍んで禮するに及ばず、其の旨豫め次室の患

者に傳へ置けよ。」

との御諛なり。忠惠餘りの畏さに覺えず落涙すれば、供奉の人々も亦感泣す。忠惠次室に至り、御諛を傳へんとしけるが、感情胸に迫つて聲を發するこゝと能はず、吃々として纔に御諛を傳へしに、患者等皆感動して涕泗横流し、此の君の御爲ならば、命もなどか惜しからんと思はぬ者はなかりきとぞ。

忠惠此の時の御模様を、畫工五世田芳柳に畫かshめて靖國神社に獻納したるが、今尙額堂に残れり。此の畫中天皇の御前の病牀に縋帶もて手を釣り、半ば身を起して敬意を表し居る一負傷者あり。是れなん當時陸軍歩兵大尉たりし寺内正毅なる。出征して右上膊骨に負傷し、送還せられてこゝにありしが、最先に天皇の御慰問に接する光榮を得たるなり。

軍人に勅諭を賜ふ 凡そ國家を保全し平和を維持するに最も大切なるは軍備なり。天皇夙にこゝに御軫念あらせられて、陸海軍の設備を全うせしめ給ひ、加之明治十五年一月四日、軍人に勅諭を賜ひて、軍人たる者の心

得を示させ給へり。此の勅諭は獨軍人に止まらず、我々日本臣民たる者は、老幼男女の別なく、皆心得居らねばならぬことなれば、今其の御趣意を説明せん。されども此の勅諭は、先づ我が國の軍隊は、古昔より天皇の御親ら統へさせられたる事より説き起し給ひ、後に軍人の心得とすべき五箇條を御諭し遊ばされたるものにて、之を一々詳説することは、此の御小傳にては不可能の事なれば、聖諭の中について、取分け我々の心得居らねばならぬ箇條を説明して、我々臣民たる者の心得を示さん。天皇は宣へり。

「朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき。」

と。此の御辭を承りては、誰れかは感激せざる者あらん。さても恐れ多き御言葉なるかな、さてもありがたき御言葉なるかな。軍人と宣へば、上は大將より、下は下士卒に至るまで、皆軍人なり。其の下士卒までをも、朕が手足と頼むと宣はする勅諭を辱くせし軍人は、此の上もなき榮譽といふべし。既に

軍籍に在つて、此の榮譽を荷ひ居る軍人はいふも更なり、諸子の如きも、かねて此の聖諭を心得居て、丁年に達せば、共に此の榮譽を享くることを勉めざるべからず。さて五箇條の中第一に

「軍人は忠節を盡すを本分とすへし」

と宣へり。我々日本人は、古來忠節を重んずるが上に、此のやうなる聖諭を辱くすれば、軍人たる者は、全身忠節を以て充たさざるべからず。第二に

「軍人は禮儀を正くすへし」

と宣へり。禮儀は何人にも重んずべき大切な事なれども、特に軍人に在つては、片時も忘るべからざる事なり。第三に

「軍人は武勇を尙ふへし」

と宣へり。武勇を尙ふは、我々日本人の特性なるが、此の特性あるが上にも、尙武勇を尙べと宣ひしは、軍人は、硝烟彈雨を冒して敵に當らねばならぬものなれば、別して武勇なくては、其の職分立たざればなるべし。第四に

「軍人は信義を重んずへし」

と宣へり。信義は何人を論ぜず、重んずべきものなるが、特に軍人は、多數の人相集まつて一の團體を形づくり、活動するものなれば、其の間、互に信義なくては、一致しがたければなるべし。第五に

「軍人は質素を旨とすへし」

と宣へり。奢侈は、人間の大敵なり。百萬の敵は恐るゝに足らざれども、奢侈といへる大敵は、最も恐るべきものなり。此の敵に打克つものは、たゞ質素の一徳あるのみ。天皇は最後に左の如く宣へり。

「右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからすきて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑、此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり」

と。前に掲げたる五ヶ條の聖諭は、いづれも大切な事なれども、之を行ふに裏表なき誠の心を以てするにあらずば、たゞうはへの飾に過ぎざるべし。

されば、軍人は勿論、凡そ我々日本臣民たる者、此の五ヶ條を守つて、日々怠ることなく、又之を行ふに、誠の心を以てせば、我が國の光は、益々天下に輝き渡らん。豈勉めざるべけんや、豈勵まざるべけんや。

軍事上の御注意 天皇は國務の各方面に大御心を注がせられしは申すも愚なる事ながら、わけても軍事上に御注意深かりき。

是れは後年の事なるが、海軍少將八代六郎露西亞の公使館附海軍武官として其の任務を終へて歸朝したる時、御召により伊東元帥に伴はれて參内し、御學問所に於て拜謁仰付けられたる事あり。六郎御學問所の闕の内へ進み入れば、身體畏縮して殆ど一語をも奏上すること能はず。勇を鼓して漸く口を開きたるが、吃々として語を成さず。仰ぎて拜すれば、天皇は直立の御姿勢なり。伊東元帥屢「御掛け下されませ。」と申上ぐれども、御聽入れなし。六郎が痛く恐懼せる狀を禱はして、「ふむ」成程「さうか」と勵ますやうに御言葉添へさせられて、語句の斷續を御助けあらせられしかば、それが爲奏上

の便宜を得て、初め三十分以内に奏せよと元帥より申聞かされたるを、終に一時閒半費して詳細に奏上することを得たり。其の間天皇は依然として直立の儘にてあらせられき。軍事上に大御心を注がせ給ふことの深厚なるはいつも此の如くあらせられきと承る。

又嘗て歩兵操典を御改正ありし時、時の教育總監大島久直を召させられ、種々の點に就いて御下問ありしが、遂に歩兵の携帶すべき銃・劍・背囊など一切を取寄せ給ひ、御親ら結束し給ひて、こゝはかくせよ、こゝはかやうにと、一々改正すべき點を御下命あり。尙御結束の儘吹上の御馬場を駢足にて五六度御往復あつて、是れ等の携帶品の、兵士の體力に相當するか否やを、玉體によつて試み給ひきと承る。

兵卒を愛し給ふ 天皇軍事に御心を用ひさせ給ふと共にまた深く軍人を愛し、兵卒の苦を勞らせ給ひき。

ある演習の時なり、天皇御野立あそばされんとて、とある丘陵の下を過ぎ

させ給ひしに、一兵卒の苦しげなる息して路傍に倒れ居たるを憐はして、侍従武官を顧み給ひ、

「急病と見ゆ、侍醫に診察せしめよ。」

との御諚なり。侍従武官畏つて兵士を抱き起し、侍醫と共に介抱して、ありがたき御諚により、汝を救へりといひ聞かせしに、兵士は聲を放つて感泣し、

「かく賤しき一兵卒の身を以て天皇陛下の御高恩に浴す、今は死すとも遺憾これなく候。」

とて、天皇の過ぎさせ給ふ御後姿を伏し拜みたりといふ。

又これは遙後の事にて、崩御前一年、即ち明治四十四年九州に大演習を御統監あそばされし時の事と承るが、ある日二人の兵卒を御前に召させられ、御親ら兩卒の出身地、父母兄弟の有無を問はせ給ひたる後、

「汝等兵營に入り、苦痛困難を感じることはなきか。」

との御下問あり。兩卒恐懼措く所を知らず、

「決してさる事候はず、上官の慈愛と戦友の厚情とにより、楽しく兵役に服し居り候。」

とわななきつゝ奉答す。天皇御氣色を和げさせ給ひ、

「されど、始めて入營の際、兩親は嘆かざりしか、汝等も亦悲しくは思はざりしか。」

との重ねての御下問あり。兩卒益々恐懼して、

「私共幸にして君の御守に仕うまつるを得、此の上もなき光榮なれば、自身は素より兩親兄弟等も皆喜んで入營せしめ候。」

と奉答す。天皇重ねて

「さはいへ、兵營は不自由なる事多かるべし。自ら父母を思ひ故郷を慕ふ念起らずや。」

と問はせ給ふ。兩卒重ねづのありがたき御諚に落涙數行に及び、

「決してさる事候はず、唯充分に訓練を受けて御國に盡さんと思ふ外、更に何事も思ひ候はず。」

と奉答しければ、天皇御氣色麗はしく、やがて侍從武官に命じて彼れ等が携帶の糧食を開かせて御覽あらせらる。内には二個の搏飯せまひと二片の魚肉とあり。天皇侍從武官をして「香の物なきは何故ぞ。」と問はせ給へば、「私共平生香の物を好まず候へば、態と添へ申さず候。」との事に、天皇微笑み給ひつゝ、軽く御點頭うづなづかせ給ひたり。

皇太子の冊立 明治二十二年十一月三日の天長節を以て、皇子明宮嘉仁親王よしひと即ち今上天皇を皇太子に冊立し給ふ。皇太子は明治十二年八月三十一日の御降誕にて、此の時御年十一歳にまします。宮は權典侍柳原愛子の御方の御出にして、青山御所にて御降誕なり。中山忠能卿御養育を命ぜられ、中山一位局と共に御養育申上げたり。

天皇宮の御教育に大御心を用ひさせ給ふこと深く、宮の御學齡に達し給ふに及び、土方久元に御養育主任を命じ給ふ。宮は學習院へ御入學御勉強あらせられしが、天資御聰明にましますより、御成績常に優等にまませり。其の後東宮侍講の任命あつて、侍講等しやく和漢洋の諸書を進講し奉りければ、宮の御學力益々發達し給へり。宮は皇太子に立たせ給ふと等しく陸軍歩兵少尉に任ぜられて、近衛師團の軍籍に入らせ給ひ、それより累進して陸海軍中將に任ぜられ給ひき。

憲法會議 天皇の御事蹟中、最も偉大にして最も光輝あり、又最も御力を盡させ給ひしは、憲法の御制定是れなり。天皇夙に五箇條の御誓文中、廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシと宣ひしは、實に憲法政治の大方針を示し給へるなり。それよりして明治四年に岩倉・木戸・大久保等を歐米列國へ遣はされしも、條約改正の爲とはいへ、一つには各國の政體を比較研究せしめ給ひて憲法政治の御參考に供へ給へるなり。

かくて明治十四年十月に至り、明治二十三年を期し、國會を開設すべき旨

の詔勅を下し給ひ、其の翌年憲法調査の爲伊藤博文を海外に派遣せしめ給ふ。博文西園寺公望・伊東巳代治等を従へて洋行し、主として獨逸の憲法を調査し、其の他の諸國へも行き、取調の上歸朝しければ、天皇乃ち博文等に命じて憲法を起草せしめ給ふ。草案成るに及び、天皇御親ら樞密院に出御あつて會議を御總裁あり。其の議長は即ち伊藤博文なり。會議は二十一年五月より、翌年二月に至る十箇月間に亘り、毎週一回又は二週一回、當時假皇居たりし赤坂御所の一室に於て開かせ給ひき。

此の會議は實に千載不磨の大典を議することなれば、議員皆肺肝を碎いて討論す。天皇終始人々の討論に御耳を傾けさせられ、嚴密なる御批判あり。折から盛夏の候にて、玉座近く夕日さし入り、玉體堪へさせ給はじと推し奉る時にても、天皇には暑しと感じ給ふ御氣色すらなく、嚴然たる御態度にて御親裁あり。又ある時は御會議中偶、第四の皇子昭宮殿下御危篤の趣、宮内大臣よりの奏上あり。伊藤議長席を立ち、

「議事を中止致し申すべし。」

と奏せしに、天皇

「それに及ばず、繼續せよ。」

との御詔あり。御痛心の御氣色も見えさせ給はず、討議終りたる後、始めて御入御ありたり。天皇が公の國務の爲には、恩愛の私情を抑へさせ給ふ聖慮の畏さ、拜承する者孰れかは感泣せざらん。

憲法發布

かくて研究に研究を重ねたる憲法の草案は、其の歳の末に至て漸く成就しければ、之を御裁可あつて翌明治二十二年二月十一日、紀元節の嘉辰を下して發布あらせられぬ。

ア、憲法發布、是れ實に古今未曾有の大典なり。之を西洋の歴史に徴するに、憲法は概ね上下争鬪の間に成立し、之が爲帝王は其の位を危くし、人民は其の生命を失ひ、腥風血雨の慘劇を演じたる後、始めて産れ出づるを常とす。然るに我が國の如きは、上下輯睦、和氣鬻々たる中に成立せり。是れ偏

に明治天皇の聖徳あつて始めて見るを得る慶事にして、世界廣しと雖も其の類例を見ざる所なり。さればにや當日大八洲の蒼生は、手の舞ひ足の踏む所を知らず、謹呼して此の大典を賀し奉れり。

教育勅語を賜ふ 天皇は教育の事に就いても亦深く御軫念あらせられき。色々教育上の制度を御制定あらせられたるのみならず、其の内容に就いても大御心を用ひさせ給ふこと一方ならざりき。我が國にては西洋の物質的文明を輸入せしより、精神界にまで影響を及ぼし、人々五里霧中に徘徊して適従する所を知らざる有様となりたり。依つて明治二十三年、時の文部大臣芳川顯正を召させ給ひ、教育上の基礎とすべき箴言を編むべしとの御沙汰を下し給ふ。

顯正乃ち法制局長官井上毅と協議して草案を起し、之を天皇に奉り、屢天顔に咫尺して御示教を仰ぎ奉れり。天皇一字一句綿密に御批正あつて、然る後同年十月三十日、御煥發あらせられしが即ち教育に關する勅語にして、

諸子は既に聖旨を了解し、拳々服膺して敢て怠ることなしと信ずれば、こゝには説明せず。

此の大詔一たび下るや天下靡然として之れに従ひ、徳教の大本確立して人々向ふ所を知り、それよりして教育の實績益、舉り、國運、日を追うて隆昌に赴くことゝはなりぬ。

大津事件 天皇は内治に就いて御軫念あらせらるゝと共に、外交に就いても常に大御心を用ひさせ給ひ、徹頭徹尾平和を旨として、外國と事を構ふることを好み給はざりき。然るに明治二十四年、來遊中の露國皇太子即ち現皇帝ニコラス二世が江州大津に於て不慮の禍に罹り給ふことあつて、天皇の宸襟を惱ませ給ふこと甚だしかりき。

露國は我が隣邦にして其の國は世界の大國なり、其の兵は世界の強兵なり。かくて其の鷲章旗は次第々々に羽翼を張つて東洋の天に翔けらんとする形勢なれば、我々日本國民は絶えず疑懼の念を懷き居れり。

然るに其の露國皇太子が觀光の爲とて、希臘の親王と共に軍艦に乗じて海路我が國に來り、神戸より上陸して京都に入り、常磐ホテルに投宿せられたり。我が國にては稀有の國賓なれば、鄭重に歓迎したるが、二十四年五月十一日、京都を發して大津に到り、縣廳にて晝餐の饗應を受け、京都に歸らんとせられし時、途中を警護せる巡查津田三藏といふ者、不意に拔劍して人力車上なる皇太子に斬りつけて其の頭部を傷つく。人力車を挽きける壯丁二人之を扞ぎ、皇太子は辛うじて死を免るゝを得たり。

ア、何等の暴擧ぞ。此の報一たび傳はるや、舉國驚愕して爲す所を知らず、いかなる事に成り行くかとして、物情恟々たり。軍備の充實せる今日に在つても、かゝる大椿事に遭遇したらんには、由々しき事なるに、況や當時の日本としては實に想像にも及ばぬ程驚愕せり。

宮内大臣土方久元電報に接して大に驚き、直に奏聞に及べり。物に動じ給はぬ天皇も此の時ばかりは殊の外に驚かせ給ひぬ。蓋し此の事たるや、國際

上いかなる大事を惹起さずとも測りがたければなり。天皇直に北白川宮を御名代として差遣はされ、又高木池田の兩國手を急行せしめ給ひしが、尙も御心安からず、いかにせば此の大難件を無事に解決せしむるを得んかとて、其の夜は更たくるまで大殿籠らせ給はず、大津より歸京すべき伊藤博文を、只管に待たせられぬ。

博文召に應じて歸京の途上、千々に心を碎きけるが、こは尋常一様の事にては解決しがたし。此の上は唯天皇親しく御臨幸なつて御見舞あらせらるる外なし。されどかゝる事願ひ奉るは畏れ多し、いかゞはせんとして、兎角の思案に迷ひつゝ、參内せり。天皇博文を見給ふや、直に

「伊藤、朕は彼處へ行かんと思ふ。」

との御詔なり。博文此の御英斷の御言葉を承つて感激一方ならず、「御軫念の程拜察仕り、恐懼の至に堪へず候。伊藤も實は御臨幸を願ふより外に良策なしと存じ候。」

と申す。天皇

「夜明けなば直に行かん、用意せよ、其方も共に行け。」と仰せらる。博文ありがたしとて、胸なで下して退出す。

翌十二日、天皇は博文・久元等數人の供奉にて急遽京都へ行幸あり。七條停車場に着御あらせらるゝと共に、直に常磐ホテルに臨御あつて、親しく皇太子に御面會の上、御懇篤なる御見舞の勅語あり。皇太子天皇の親しく渡らせられたるが爲、殊の外に感動して謝意を述べ。其の翌日皇太子の神戸へ還り、軍艦に搭乗せらるゝ時、其の途中に於て再び萬一の事ありてはとの御憂慮より、天皇御同乗にて神戸へ着かせられ、棧橋まで御見送りあそばさる。

皇后も亦數度の電報を以て露國皇后を慰め給ひ、京阪地方の人民も亦誠意を盡して皇太子の御見舞を爲しければ、皇太子も惡感名残りなく打消えて、歸國の途に上れり。實に當時の有様は、若し一着機を誤らば、國家の大事變ともなりたらんに、かく平和に局を結びしは、全く天皇の御英斷の然らし

むる所にして、我々國民は謹んで聖恩を謝し奉らざるべからず。

二十七八年の戦役 二十七八年の戦役即ち征清の一役は、端を對韓問題に起し、多年の間紛糾を極めたる末、明治二十七年、朝鮮に東學黨の亂起るに及び、延いて日清の爭議と爲り、平和を重んじ給へる天皇も今は戦の避くべからざるを見給ふや、英斷一下、宣戦の詔勅を發し給へり。君の御爲國の爲といへば、死を視ること歸るが如き日本國民は、擧國一致、老いたるも若きも皆聖旨を奉體して猛然として起てり。かくて一旦干戈を交ふるや、我れは一戦して豊島・成歡の大勝利となり、再戦して平壤・黃海の大勝利となり、三戦して虎山の勝利となる。難攻不落の要塞と頼める旅順も陥落して、威海衛も撃破せられぬ。

是れより先、宣戦の勅語を發し給ふ翌日、即ち九月十三日、大本營を廣島へ移させられ、即日大元帥陛下には東京御發輦、十五日廣島へ着御あらせらる。此の日は恰も平壤を攻撃して大勝利を得たる吉日にして、其の翌々日は

黄海の大海戦に大勝利を得たり。捷報又捷報、我が國民は狂せんばかりの喜なり。

天皇捷報に接し給へば、先づ問はせ給ふは我が軍の死傷の數なり。死傷少からずと聞召す時は、龍顔見るく曇らせ給ひ、宸襟を惱まし給ふ御有様なるが、それに引替へ死傷少しと奏上する時は、「さうか」と宣ひ、さも御滿悅の御様子なりきとぞ。

廣島の大本營の御座所と申すは、舊第五師團司令部の一部なる階上の一室にして、古く粗末なる上に、至つて狹隘なりけるが、天皇は之を御座所として、二十八年五月まで、前後九か月の間ここに御起居あらせられ、日夜軍國の大事に宸襟を惱まし給ひしこと、畏しと申すも愚なり。餘りにいふせき御住居のかしこさに、侍臣修繕を加へ奉らばやと奏上せしに、天皇許し給はず、

「出征の軍人を見よ、彼れ等が風餐露宿を思ひやれば、朕何ぞ獨安居するを

得ん。」

と仰せられて、斷じて肯ひ給はざりきとなり。天皇は御親ら陣頭にこそ立たせ給はされ、實は兵士と同一なる艱苦を嘗めさせられぬ。

又天皇には晝夜御心勞遊ばさるれば、かくては玉體に御恙もや生じ給はん、行在所に接せる淺野家の庭園は、廣くして且美なれば、時々御散策ましまして、御心を慰め給はなんとて、侍臣等屢請ひ奉りしに、此の長日月の間、僅に一度出御ありしに過ぎず。

連戦連敗の末、今は敵しがたと見たる清國は、李鴻章を全權大臣に任じて和を請はしむ。天皇乃ち内閣總理大臣伊藤博文・外務大臣陸奥宗光を全權辦理大臣として共に下の關にて媾和談判を開かしめ給ふ。明治二十八年四月十七日、彌、媾和條約成立して、清國は朝鮮の獨立を確認する事、遼東半島・臺灣及び澎湖列島を割讓する事、軍費賠償金として二億兩を支拂ふ事、沙市・重慶・蘇州・杭州の四港を開く事として、ここに平和は恢復せられぬ。然

るに翌五月十四日、突如として下されたるは、遼東還附の詔勅なり。こは露獨佛の干涉に原因するものにて、我々國民は泣いて詔勅を捧讀し、怨骨髄に入れり。

遮莫、還附の代償として清國より更に三千萬兩を徴し、大日本帝國の威武は宇内に輝けり。是れ皆天皇の御稜威の發現にして、東洋の一孤島として輕んぜられたる日本帝國は、一躍して世界の一強國とぞなりたりける。

皇太后の崩御 明治三十年一月十一日、皇太后崩御あらせらる。皇太后は今上天皇の皇后の御父九條道孝公の御姉君にて、孝明天皇の皇后にましまし、御名を夙子と申す。御坤德勝れさせ給ひ、孝明天皇に後れさせ給ひしよりは、皇后と共に天皇の御爲に御内助あらせられき。

御惱重らせ給ふに及び、御孝心厚き天皇は、御心を痛め給ふこと一方ならず、御見舞を賜ふこと連りなり。御危篤の由聞召さるゝや、供奉の整ふをも待たせられず、急ぎ皇后と御同車にて直に皇太后のおはします青山御所に

御臨幸あり。此の時天皇には御風氣にて御假床にあらせられしかば、侍醫等御見合せの儀を願ひ奉りしに、天皇

「朕が微恙はいふに足らず、母のみことの御危篤を、争で餘所に見奉らるべき。」

と宣ひ、御病床に臨ませ給ひ、御見舞の御語らひあらせられしが、皇太后は唯一語御答あつて、程なく崩御あらせらる。天皇皇后の御落膽御哀傷、推し奉るだに畏かりき。かくて翌月六日、壯嚴なる御大喪の式を行はせられ、英照皇太后の御諡號を贈らせ給ふ。

天皇御孝心深く、往年海軍擴張の時、内帑金の内より六か年の間、毎年三十萬圓づゝの御下賜ありし際、天皇は畏くも供御を始め奉り、凡ての御費用御節約あらせられしが、皇太后の御料は一切減ずべからずとの御沙汰なり。皇太后此の御旨を聞召して御心安からず、舊額より減じ給ふべしとて、此の旨奏上せしめ給ひしかば、天皇驚かせ給ひ

「かばかりの事に母のみことの大御心を煩はし奉ることの勿體なさま。さる御心づかひは要もなき事なり、大御心安んぜさせ給ふやう申上げよ。」と宣ひ、皇太后の御費用には些の御節約をも御許可なかりきとぞ。

皇太子の御成婚

明治三十三年、皇太子宮御歳二十二歳にならせられしを以て、同年五月十日の吉辰を卜して九條道孝公第四の姫君節子姫と賢所の大前に於て御結婚の典を擧げさせられたり。皇太子妃は、十七年六月二十五日の御誕生にして、御入内の御時御年十七にましませり。温良聰明にして貞淑の御徳高く、慈悲の御心に富ませ給ふ。御容姿の麗しさは申すも更なり、御體質極めて御強健にまします。御幼時より華族女學校へ御通學あり、其の後更に御家庭にて御勤學あらせられしかば、諸學科に通じ給ふこと深く、國母陛下としての御修養は夙に充分積ませ給へり。

日英同盟

日本は二十七八年の戦役に於て、既に世界の一強國と認められし上に、其の後三十三年の六月、清國に義和團と稱する匪徒起つて北京

なる各國公使館を包圍したる時、我が軍最も勇敢なる働して之を救ひ出し、日本軍隊の精銳なること、益、各國に知れ渡れり。是に於て英國は我が國と利害關係最も密接せるより、兩國相近づき、遂に明治三十五年一月三十日、日英同盟條約の締結を見るに至れり。

是れより先、伊藤博文は露都に在つて、飽くまで日露同盟を主張し、時の政府が倫敦駐在の公使林董を通じて日英同盟の議を進行せしむと聞き、極力之れに反對し、數十通の電報を發して桂總理大臣・小村外務大臣の反省を求め來りぬ。天皇の御信任最も厚き博文の此の反對意見は、少からず桂・小村の二人を苦悶せしめぬ。依つて今は天皇の御裁決を仰ぐより外に道なしとて、二人は辭表を懷にし、博文の電報を携へて參内し、先づ日英同盟の經過を奏上し、博文が反對の電報をも觀覽に供へ、若し天皇が、博文の意見を御聽許あらんには、直に辭表捧げんと決心して、御氣色を伺ひ奉るに、天皇博文の電報を丁寧御覽ありたる後、

「是れは伊藤の觀察違ひなり、顧慮する事なく、日英同盟を執行せよ。伊藤にも猶此の同盟について盡力すべき由電命せよ。」

との御諛なり。是に於て二人は胸撫で下して御前を罷れりといふ。此の如く天皇は御信任厚き博文の説にても、否と思召さるゝ時は、一刀兩斷に御裁決あつて、其の説を斥け給へり。

三十七八年の戦役

日英同盟は露國の侵略主義に對抗して起りたるものにして、彼れに取つては實に大なる打撃なりけん。さればにや彼れはまた佛國と同盟して我れに當らんとす。

天皇は飽くまでも平和を念と爲し給へり。然るに彼れ露西亞は、滿洲を侵略して清國を危からしめんとするのみならず、更に爪牙を朝鮮半島に向けて、極東の平和を攪亂せんとす。されど天皇はどこまでも露國と妥協して時局を解決し、平和を維持せしめんことを思召して、政府をして半年の間露國政府と折衝を重ねしめ給ひしに、露國は故らに時局の解決を遷延せしめて、

其の間に汲々として軍備を調へり。我が國にては元老會議・内閣會議、頻々會を重ねて擬議すれども、其の方針容易に決定せず。是に於て明治三十七年二月四日、元老閣臣を召し、御前會議を開かせ給ひぬ。

前にもいへる如く露國は世界第一の大國にして、又世界第一の強國なり。其の軍隊は頗る精銳にして、特に彼の哥薩克の如きは、歐洲の列強をも震撼せしめたる勇猛絶倫の鐵騎なり。今此の大敵を相手として戦はんか和せんかの大會議なれば、甲論じ乙駁し、互に執つて下ることなく、其の議論いつ果つべしとも見えざりき。天皇儼然として一語を發し給はず、衆論に御耳を傾けさせ給へり。今は御聖斷を仰ぐより外なしとて、閣臣恐るゝ御前に拜伏す。其の時天皇には玉音朗に唯一語

「戦ふ」

と仰せらる。帝國の方針は忽ちにして確定せり。ア、國家の運命を御身一つに負はせ給ひ、上は列聖に對し給ひ、下は萬民を思し給ひて、此の一語を

下し給ひし御軫念いばかりなりけん、推し奉るだに畏き極みにぞある。

かくて宣戰の詔勅を下し給ひしかば、十年前遼東還附に對して憤慨せる我が五千萬同胞の血は忽ちに沸き返り、出て、戰場に向ふ者、處て後援を爲す者、老いたるも若きも一團と爲つて君國の爲に盡瘁しければ、其の結果海に陸に連戰連勝して、遂に米國の仲裁と爲り、日露の平和恢復せられて、今までの怨恨は名残りなく霽れ渡り、國光を宣揚することを得たり。是れ偏に天皇の御稜威に因るものにして、我れ等臣民は長に君の御厚恩を記憶せざるべからず。

此の戰役中、天皇の御度量のいかに廣大無邊なりしかを窺ふに足るべき一二の御事蹟を左に述べん。

明治三十七年五月十五日は、我が海軍に取つて、いかに不幸なる日なりしか、軍艦吉野^{二等巡洋艦四}千百六十噸は山東角の北方にて濃霧の爲、春日艦に衝突せられて沈没し、軍艦初瀬^{一等戰艦}一萬五千噸は旅順口沖にて敵艦監視中、敵の機械水雷に罹

つて沈没し、其の旨東郷司令長官より大本營へ報告ありたり。

バルチック艦隊は既に東洋に向つて出發せりとの情報ありし際、此の如き不幸の報告なりければ、此の號外を見たる我々國民の驚愕は實に名狀すべからざりき。大本營の當局者も此の凶報を以て天聽を驚かし奉る事の甚だ苦しさに、暫しが間思ひ煩ひしが、さるにても奏上せでは叶はぬ事なれば、軍令部長・同次長參内し、恐るゝ迭に奏上に及びけるに、天皇は唯はあ、はあと力強き御聲にて始終を御傾聽あらせらるゝのみにて、聊も御氣色を動かし給はざりしかば、軍令部長等天皇の御度量の廣大なるに驚きたりとかや。

日本海^{一等戰艦}の海戦後發表せられし沈没艦の名稱を見れば、此の五月十五日には、軍艦八島^{二等戰艦}一萬二千三百噸も初瀬と共に敵の機械水雷に罹つて沈没せるなり。吉野・初瀬の二艦のみにても我々は驚愕せしに、八島さへ沈没せし凶報に接し給ひて少しも動じ給はぬ御宏量に至つては、到底我々凡夫の測り知るこ

と能はざる所なり。

又承るに乃木大將が旅順を攻撃して苦戦の結果、さしも頑強に敵抗せしステツセル將軍も力盡きて終に開城し、此の報告の天聽に達せし時、天皇敵將の心事を憫ませ給ひ、山縣參謀總長を召して左の如き優渥なる聖旨を乃木大將に傳達せしめ給ひきといふ。

「將官ステツセルより開城の提議を爲し來りたる件、伏奏したる處、陛下には將官ステツセルが祖國の爲に盡せし苦節を嘉し給ひ、武士の名譽を保たしむべき事を望ませらる。右謹んで傳達す。」

「武士の名譽を保たしむべし。其の御大量、天も高しとするに足らず、地も厚しとするに足らず。是れより先、旅順要塞内の非戦闘員を避難せしむべき恩命を敵將に致さしめ給ひしに、不遜の言葉を以て聖諭に應へたるステツセルも、今此の寛仁大度の御沙汰に接し、潜然として感涙に噎びたりといふ。

ガーター勳章 三十七八年の大戦役終つて、海陸軍凱旋しければ、横濱

沖に於ては大觀艦式を御舉行あらせられ、青山練兵場に於ては大觀兵式を御舉行あらせられ、尋いで御親ら伊勢の大廟に御參拜あつて誥捷の典を擧げさせられ、又貴衆兩院議長よりは頌徳表を上れり。かゝる有様なれば、締盟各國も使臣の資格を上せて大使を駐在せしむる事と爲り、我が帝國は一躍して世界の一等國に列りぬ。特に我が與國たる英國皇帝は御名代として皇姪コンノート親王を遣はされて、英國最高の勳章たるガーター勳章を我が天皇に御贈進せしめられき。此の勳章は英國に於て六百年前に勇武の勳章としてエドワード第二世王に依つて創始せられ、勇武者に對する最大貴重勳章なり。此の勳章は普通の勳章と異なりて、胸に佩用する星、肩に掛くる綬の外に、尙足に捲く物等あり。之を贈呈する時英皇親ら受贈者に着くるを例とす。

明治三十九年二月二十日、コンノート親王參内して勳章を贈呈せられたり。御式は正殿に於て行はせられ、參列の大官威儀を正して控ふ。此の日天

皇には大元帥の御正装にて出御あらせらる。やがて親王は英國皇帝よりの御親書を捧げ奉り、次にガーター勳章奉呈の次第書を御朗讀あり。式部官之を通譯して奏上し奉れば、天皇も亦式部官を通じて御勅答あらせらる。

式辭畢るや親王進んで勳章を着け參らす。御足に捲くべき物を着け參らす折、こはいかに親王の御指より血潮ダラ〜と流れ出づ。恐らくは捲く物に飾り付けたるダイヤモンドか、さらずば金物などにて切れたるなるべし。天皇アチャと思されしも、敢て一語をも發し給はず、親王も亦落付き拂つて知らず顔に取着け參らせたり。天皇後に親王の沈毅を賞揚せられ給ひしが、親王は又天皇の物に動じ給はぬ御態度を讚歎し奉りたりといふ。

國勢の振張 天皇の大稜威により、二十七八年の戦役の結果、臺灣島及び澎湖列島我が版圖に入り、三十七八年の戦役の結果、樺太の南半同じく我が領土と爲り、四十三年八月、韓國を併合して全然我が國の領土となりたり。されば二十七八年の戦役前は、日本の總面積二萬四千餘方里なりしもの

が、今日は四萬三千餘方里と爲つて、殆ど二倍なり。加之我が領土にはあらざれども、南滿洲の一部も亦我が治下に屬す。人口も之れに準じて増加し、明治初年には三千餘萬なりしものが、今日は七千萬と爲りたり。

又天皇は農業・工業・商業等の發展に御軫念あらせられ、其の司々に命じて獎勵せしめ給ひしかば、國民全體の富は大に増殖して、明治初年には歳入三千萬圓なりしものが、今日は五億と爲れり。此の劇増は國勢の振張に伴ひ、租税の重くなりたるにも因るべしと雖も、主として産業の發達したるが爲なり。外國貿易の如きも驚くべき發展にして、明治初年には輸出入の總額二千六百萬圓なりしものが、今日は十億に達し、實に三十六倍の多きに上れり。

崩御 ア、悲いかな。ア、畏れ多いかな。明治四十五年七月三十日、我が允文允武至仁至慈なる明治天皇は崩御あらせられぬ。是れより先、此の月十日、帝國大學に卒業式あつて、行幸あらせられしが、此の時既に龍體に

御恙あらせられきと見え、いつもは式場にて立御あらせられしに、此の日に限り椅子を召させ給へり。されど御忍耐力強き天皇は、御氣色變らせ給ふこともなく、式を終へて還幸あらせられぬ。又十五日に樞密院へ出御あらせられしが、いつも嚴然たる御態度にましますに、此の日は屢、御首を低れさせ給へば、人皆訝しく拜しまつれり。入御の後うつらくと御坐睡ある御様の、常には似させ給はぬに、侍醫頭岡玄卿拜診し奉りしに、別に御異狀を認め參らせず。

「夜分の熱さに、熱く眠れぬ。」との仰せなり。

かくても天皇は聊も日々の御勤を怠らせ給はず、萬機を御親裁あらせられしが、十九日の夜、玄卿拜診し奉りしに、こはいかに、四十度の御高熱にして、御脈も不整、容易ならざる御重態なり。玄卿御假床を願ひ、直に此の旨を皇后に奏し、宮内大臣の參内を求む。宮中の人々錯愕恐懼措く所を知らず。

二十日、宮内省にては此の旨公表せられければ、國民の驚も亦一方ならず。

天皇には去る三十七年の末糖尿病に罹らせられ、翌年一月の末よりは慢性腎臓炎御併發あらせられ、爾來御病勢多少御増減あらせられしが、此の月に至り、かくは急に御惱重らせ給ひたるものにて、岡侍醫頭青山三浦三博士拜診の上尿毒症なる旨上申せり。

皇后御枕邊に冊きおはしまして、時々刻々に拜診する侍醫等の顔色に、御心を碎き給ひしが、やがて宮内大臣をして掌典長岩倉具綱を召させられ、掌典を伊勢の大廟に遣はして御祈願あらせらる。尋いで東宮・同妃も御平愈御祈願の御名代を神宮に御派遣あり。諸皇族・元老・大臣・文武大官の天機を奉伺する者引きもきらず。

御不例の公表ありしより、億兆の臣民至誠を捧げて齊しく御平愈を天地神明に禱り、誰が制すとはあらざれども、劇場は閉ざされ、宴會は止められ、滿天下憂に沈みぬ。二重橋の前には期せずして集る市民幾萬といふ數を

知らず、又各地方よりも上京して皆こゝに集り、御濠の彼方を伏し拜み、涙を揮つて御平癒を祈り奉る。其の赤誠、我が國民性を發揮して餘蘊なし。

此の如く至誠を籠めたる上下の祈願も神明の感應ましまさぬものによ、刻々に御病勢募らせられ、終に明治四十五年七月三十日午前零時四十三分、明治の大帝は崩御あらせられき。御寶算六十一。皇后、皇太子始め各宮の御歎きは申すも愚なり、七千萬の國民、天に哭し地に慟して、此の聖天子を失ひ參らせたるを悲まざるはなし。

されど皇位は一日も曠しうすべからざるを以て、皇太子即時御踐祚あつて高御座に就かせ給ひ、大正と改元あつて、詔勅を下し給ひ、有司は先帝に盡したる所を以て新帝に事へ、臣民は和衷協同して誠忠を致すべき旨を諭させ給ふ。我れ等臣民は先帝を失ひ參らせたれども、此の英明におはします新天皇を戴けば、益奮勵して聖旨に答へ奉らざるべからず。

御大喪 先帝崩御の後、宮中にては古例に據り色々の御式あつて、八月

二十七日には明治天皇の御追號を奉り、九月十三日、青山葬場殿に於て御祭典あり。御祭典終つて、御靈柩は汽車にて、伏見の桃山に着御、御埋棺の御式あつて、之を「伏見桃山陵」と稱へ奉る。

今上天皇御哀衿已み給はず、惠澤を遠邇に洽からしめんとの聖旨を以て、特に有司に命じて大赦を行はしめ給ひ、又内帑より一百万圓御下賜あつて、之を各地方に頒ち以て慈惠救済の資に充てさせらる。此の恩命を拜したる國民孰れかは新帝の御英明、御仁慈に感泣せざる者あらん。

是れより先、九月十二日午後八時、靈輜皇城御發引の號砲の音轟くや、軍事參議官兼學習院長陸軍大將伯爵乃木希典は、先帝の御跡を慕ひ奉るとして、赤坂新坂町の自邸に於て自刃して果てぬ。其の妻靜子も亦共に刃に伏したり。

皇子皇女 天皇五柱の皇子と十柱の皇女とましましけるが、其中第一第二第四第五の四柱の皇子は御誕生後程もなく薨去ましませり。第三の

皇子は明治十二年八月三十一日御降誕、嘉仁と御命名あり、明宮と稱し給ふ。即ち今上天皇にてまします。第一第二第三第四第五第十の六柱の皇女も御早世にましませり。第六の皇女は二十一年九月三十日御誕生、昌子と御命名あり、常宮と稱し給ひ、四十一年四月、竹田宮恒久王に御降嫁あらせらる。第七の皇女は二十三年一月二十八日御誕生、房子と御命名あり、周宮と稱し給ひ、四十二年四月、北白川宮成久王に御降嫁あらせらる。第八の皇女は二十四年八月七日御誕生、允子と御命名あり、富美宮と稱し給ひ、四十三年五月、朝香宮鳩彦王に御降嫁あらせらる。第九の皇女は二十九年五月十一日御誕生、聰子と御命名あり、泰宮と稱し給ふ。

御製 天皇夙に敷島の道を好ませ給ひ、御一代の御製十萬餘首の多きに及ばせられぬと承る。天皇の御製は天衣無縫、天上の織女の著けたる衣には縫目なしといふ。以て詩文などの圓熟したるに譬ふ。絶えて斧鑿の痕なく、大御心に浮ばせられたること々もを、直に發露せられ給ふ由なるが、それが皆高渾雄大にして雅趣に富ませらるゝに至つ

ては、世人の歌聖と稱へまつるも亦諛言にあらざるなり。今左に數首を掲げて以て其の御遺風を窺ひ奉らん。

ちはやぶる神の心になふらむ

わが國民のつくすまことは

我々國民が、古來皇室を戴いて誠忠を盡すは、國體の精華とする所にして、其のまごゝろは即ち神の心になふべしと宣ひしものと拜察す。

むらぎもの心つくして報いなむ

おふし立てたる親のめぐみに

孝は百行の本、天皇百行具足し給ひても尙かく歌ひ給ふを拜誦しては、我も畏けれど天皇を學び奉り、心つくして親の恵に報いざるべからず。

あさみどりすみわたりたる大空の

ひろきをおのが心ともがな

天皇が天空海潤の御量を視ふに足らん。此の御量あつて明治の鴻業を成し

遂げ給ひきと推し奉るを得るなり。

四方の海みなはらからと思ふ世に

など波風の立ちさわぐらむ

是れは三十七八年の戦役將に起らんとする時の御製と承る。天皇平和を重んじ給ひて、四海の内皆兄弟なりと思召さるゝに、露西亞は此の誠意なきより、御軫念の餘、此の御製ありしものと拜察す。

大空にそびえて見ゆる高根にも

のぼればのぼる道はありけり

高山大嶽巍々として聳立す。一見したる所にては、援攀すべからざるが如しと雖も、志だに堅實ならば、などか登るべき道のなかるべき。吾人は學術を修むるにも、事業を爲すにも、常に此の御製を服膺して勇往邁進せざるべからず。

御大量 天皇の御大量に渡らせられし事は、前にも述べたるが、是れは

又明治初年の頃の御事と承る。王政維新後、御政務御多端の折柄、大御心を勞せ給ふこと一方ならぬより、御慰にとて、女官の心得ある者共を聚めて、能狂言と演劇とを取合せたらんやうなる脚本を作らせ、之を演じて乙夜の覽に供へ奉りしに、殊の外御感に適ひ、それより毎夜其の御催あり。管絃の音深夜に及ぶ事ありければ、侍臣等萬一之れが爲御逸樂に耽らせられ、政務を怠らせ給ふ如きことあつては御大事なりとて、少しく御制限あらせらるるやう奏上せしに、天皇それより儲と廢めさせ給へり。侍臣等恐懼のあまり、

「かくまでに御全廢あらせられずとも、只度を過させ給はぬやうにこそ。」と奏上せしに、

「節するは難きものぞ、全く禁ずるに若かず。今國家多事の際なり、朕自ら省る所あれば、爾今此の種の遊戯は斷じて行はずまじ。」と御誼ありきとぞ。

又承るに天皇伊藤博文の誠忠にして無欲、率直にして毫も矯飾なきを愛し給ふ。博文時としては脊廣の常服のまゝにて参内し、内大臣の聽許を待たで、直に御學問所の扉を開き、無造作に進んで御前の椅子に凭れ、毫も憚る所なく意見を奏上す。甚だしき時は、御學問所の前まで帽子を被り、葉卷を薫らしつゝ、参る事あり。宮中の官人苦々しき事に思ひ、其の無禮を訴へけるが、天皇少しも御答めなく、

「伊藤は武骨の質故、自ら覺えずしてかくこそ振舞ふなれ、横着にて爲すにはあらず、大目に見て捨て置け。」と御諛ありきとぞ。

御快濶 天皇の御威儀の森嚴にましませしは、前にも見ゆる所なるが、又其の御一面を窺へば、至つて御快濶にして、御陪食など賜ふ折には、御諧謔の御言葉を發し給ふ事ありといふ。嘗て宮中にて御宴會あり、百官有司に天盃を賜ひける時、酒三行にして蜂須賀茂韶御盃を手につけて進み出で、

「今日は天盃を賜はり、ありがたき仕合せに存じ奉り候。されば此の御盃紀念の爲に拜領仕らん。」

と申す。天盃を賜ふとは御酒を賜ふといふ意味にて、眞實御盃を賜ふことにあらず。そは茂韶も心得居れど、態と知らぬ體にて諧謔に事寄せ、かくは御願ひ申上げたるなり。参列の人々之を聞いて皆微笑す。天皇も打笑ませ給ひ、

「いかにも望に任せて其の盃とらすべし。さるにても蜂須賀は昔より油斷の出来ぬ家筋ぞ。」

と宣ひしかば、人々御前をも打忘れてドツと高笑す。蜂須賀の先祖小六は、盜賊の巨魁なりといふ事太閤記に見ゆれば、天皇それを思ひ出で給ひてかくは打興じ給ひしなるべし。其の時茂韶はいかなる顔したりけん、いとをかし。

是れも亦ある日御陪食賜はりし席上の事、天皇山本權兵衛に向はせ給ひ、

「いかに山本、朕は近日房州の沿岸へ遠乗を試みんと思ふが、其方も共に参るか。」

と仰せらる。こは權兵衛が馬術の心得なきを知召して、態とかくは揶揄し給へるなり。權兵衛恐懼して、

「臣は乗馬え仕らず候。」

と答へ奉れば、天皇

「其方は軍人ならずや、軍人にして馬に乗りえぬとは不覺ぞ。」

と仰せらる。權兵衛

「臣は軍人に候へども、海軍なれば、軍艦にて御供仕らん。」

と申す。天皇

「賢しくも申しつるものかな。」

とて笑はせ給ひ、其の頓才を賞し給へり。

是れも馬の事なるが、板垣退助の内務大臣たりし頃、天皇に拜謁して誇り

がに馬術の事を説き奉る。天皇片腹いたく思召され、

「さらば一度其方の馬術を見ん。」

との御詔なり。退助數日の後馬を率ゐて参内せしに、天皇退助を見給ひて、御側の新聞紙を取り寄せ給ひ、退助の顔と新聞紙とを互がはりに御覽あつて微笑ませ給ふ。御様子仔細ありげに拜しければ、退助願ひて其の新聞紙を見るに、こはいかに「板垣伯の落馬」と題して、其の前日の失敗、紙上に歴々たり。退助穴もあらば入りたき面地しけるを、天皇變はして呵々と打笑ひ給ひたり。

御記憶

天皇御記憶力強くあらせられ、十年二十年の前の事にも、確と御覚えあらせられたるには、人皆驚歎せりといふ。今其の一例を擧げんに品川彌二郎の内務大臣たりし時、さほど重要ならざる法令を差出して御裁可を乞ひしに、天皇一目御覽あるや、其の法令中、前年の法令に牴觸する條項あるを御發見あらせられ、其の旨御諭しあり。彌二郎さやうなる事候まじ

と御答に及びければ、天皇侍従に何年頃の法令の綴込持ち來れとの御沙汰あり。やがて其の綴込を御取調あつて

「之を見よ、矢張り抵觸し居るぞ。」

と御示し遊ばされしかば、彌二郎冷汗背を霑し、恐懼して退き、其の條項を改竄して更に御裁可を仰ぎたりとぞ。

御儉德

古來大業を成したる帝王が、豪奢を事として不急の土木を起し、又は宴樂に耽りたること、内外の歴史に其の跡を遺せり。然るに天皇は振古未曾有の鴻業偉烈を立て給ひしに拘らず、終始御儉德を全うし給ひて、内庭の御費用は勿論、日常の供御に至るまで、御節約の上にも御節約を旨とし給へり。こは畏けれども軍人に賜ひたる勅諭、又は教育に關する勅語等を御親ら御實踐あらせられしこと、拜察す。

ある日、種々御物語の末、御手文庫の内より眞黒なる一葉の半紙を取出して徳大寺侍従長に示し給ひし事あり。こは御幼少の時御手習ありしものに

て、萬に事かゝせ給ひし昔の御紀念にとて、御保存あらせられ、御親ら奢を警め給ひしものなりと承る。

又ある日、天皇内苑を御散歩の折、端なくも煙草の吸殻の落ち散りたるに御目を止めさせ給ひしが、園丁の用ひたる吸殻なる由聞召され、

「其の煙草は敷島のやうなれど、敷島は上等の煙草にて、園丁の喫料としては、分に過ぎたり。身分相應の品を用ふるやう申聞けよ。」

と侍臣に仰せらる。侍臣畏き大御心の旨を申聞けしに、園丁御訓誡に従ひ、それより一家一族相警めて固く禁烟し、勤儉の道を守れり。此の事天聽に達し、天皇大に御嘉尚あつて、金千疋御賞賜ありたりとぞ。

天皇は國勢の振張に連れて、動もすれば驕奢に流れ逸樂に耽らんとする世の弊風を、痛く御軫念あらせられ、四十一年十月十三日、詔勅を下し賜ひて國民を誡め給へり。是れ謂はゆる「戊申詔書」にて、諸子は夙夜怠らず服膺し居るならん。

御仁愛 右の如く天皇は儉素を尙ばれ浪費を省かせられて、其の剩餘金は皆之を人民の救済に用ひ給ひ、或は濟生會を設けさせられて、無告の窮民に施薬せしめ給ひ、或は天災地殃等にて人民の困む者あれば、其の急を救はせらる。實に天皇は仁愛の神の御化身と申すべし。

ア、高いかな、天皇の御徳。巍々乎として富嶽も爲に卑きを覺ゆ。ア、大いなるかな、天皇の御徳。蕩々乎として天地も猶容るゝこと能はざるが如し。臣自ら揣らず、蕪辭を以て御傳をものし、御盛徳を瀆し奉り、恐懼措く所を知らず。赦させ給へ。

二 神功皇后

御家系 神功皇后御諱は氣長足姫尊、開化天皇の御曾孫にて、御父は氣長宿禰王と申し、御母は新羅の國王の子天日杵より六世の孫葛城高額姫と

申す。御年若かりし程より、聰明叡智にして御容貌壯麗におはせしかば、父王靈異なる兒とおぼせるが、果して御年二十四にて、仲哀天皇の皇后に備はり給ひき。

熊襲の謀叛 天皇皇后と共に越前の國角鹿今の敦賀に行幸して、やがてそこに行宮を建て、御座ませり。之を筥飯宮と申す。其の後天皇南國を巡狩し給はんとて、皇后を筥飯宮に留め給ひ、紀伊の國に行幸し給ひしが、此の時端なくも筑紫の熊襲叛いて朝貢せざれば、天皇乃ち之を征伐せんと思立たして、御船に召して海路を穴門今の長門の國に向ひ給ひ、即日勅使を角鹿に遣はされて、皇后にも其の地より穴門の國へ越さるべしと命ぜらる。

抑、此の熊襲といへるは、日向の國の南方より大隅薩摩の國にかけて棲息せる慍悍獷猛なる種族なり。此の地方は天孫御降臨以來早く皇化に潤ひしが、神武天皇御東征の後、是れ等の種族跋扈して、遂には王命をも奉ぜざりければ、景行天皇御親ら之を征服し給ひ、再び叛きける時、皇子日本武尊

も之を征服し給ひしが、こゝに至り又々叛き、其の勢甚だ猖獗なり。蓋し熊襲のかく暴威を逞うするは、畢竟するに三韓新羅・高麗・百濟と氣脈を通じ、有力なる後援者ありし爲なりけん。

さても天皇の御船は穴門の國なる豊浦の津に着き給へば、皇后の御船も程なく着き給へり。やがて行宮を造らせられて、數年の間こゝに御座しませり。之を穴門の豊浦宮と申す。

軍議 天皇・皇后は豊浦宮を出で給ひ、進んで筑紫の橿日宮かしひのみやに成らせらる。天皇群臣に詔して熊襲を征することを議らせ給ふ。此の時神は皇后に憑り、誨へ給はく、

「天皇熊襲の服従まつかはぬ事をな憂ひ給ひそ。海を隔て、西の方に寶の國あり、其の國を栲衾たくやましらぎ新羅の國といふ。栲衾は白といふ語の枕詞伐ちて從へ給へ。之をだに伐ち從へ給はゞ、熊襲は自ら服従まつかひなん。」

と。天皇神託を疑ひ給ひ、高山に登つて遙彼方を望ませ給ふに、渺茫たる大海原のみにて國見えす。天皇神に此の事を申し給へば、神は再び皇后に憑りて

「吾が言を信じ給はずば、其の國は得られ給はじ。今皇后懐胎せられ給へば、其の御子ぞ得給はん。」

と託宣す。されど天皇尙信じ給はず、熊襲を征せんとて、強ひて軍を進め給ひしが、皇軍利あらずして還り給ひ、忽ちに惱み給ひて、終に橿日宮かしひのみやにて崩御ましませり。

右に述ぶる神託の事は、古書に記載せるものにして、其の信僞は妄りに臆斷しがたけれど、或は皇后の聰明叡智にまします。夙に熊襲に後援者あることを看破り給ひ、神語に事よせて新羅を征し、根を絶つて葉を枯らす策を獻じ給ひしにはあらざるか、若し果して然らんには皇后の深謀遠慮たゞ驚嘆の外なし。

三韓征伐 皇后大臣武内宿禰・中臣烏賊津連等を召集めて、

「天下未だ天皇の崩御を知らず、若し之を知らば、人心阻喪し、大事去らん、ゆめ、洩すべからず。」

と戒め給ひ、それより武内宿禰に命じ、梓宮を奉じて密に海路より穴門の國に渡つて豊浦宮に殯せさせ給ひ、深く喪を秘し給へり。武内宿禰は程なく還り來て皇后に復命す。皇后一日海に臨み、御髪を解かして祈り給はく、

「吾れ神祇の教を被り、皇祖の靈に頼り、大海原を渡つて親ら西國を征伐せんと思ふ。依つて今海水にて髪を洗はんとす。海水若し靈驗あらば、髪自ら分れて兩つとなれ。」

と。かくて髪を洗はせ給ふに、不思議や御髪自ら分れて兩つとなる。皇后やがて分れたる御髪を結びて髻みづら上代の男子の髪形にして、髪を左右へ分けて結へるなり。と爲し、丈夫の形と爲り給へり。かくて群臣を召集め、

「吾れ今三韓を征伐せんと思へど、之を群臣に託して事若し成らざらんには、群臣罪を得ん。こはいと傷ましきが故、吾れ暫く丈夫の形と爲つて親

ら三軍を統率せんとす。事成らば群臣と共に慶に頼らん、事若し成らざれば、罪は吾れ一人にあり。汝等善く謀つて吾れを輔けよ。」

と宣ひ、それより鴨別に命じて熊襲の軍を拒がせ、御親ら三軍を率して檀日宮を發し給ひ、纜とかせられんとしけるに、折柄産月にて俄に御産の氣つき給ふ。皇后石を取らせて御裳の腰に挿みて「西國を平げて歸れる後、誕生まし給へ。」と祈り給へば、御産の氣頓とまに止み給へりといふ。此の事の信偽も妄りに臆斷しがたけれども、此の時御臨月に間近かりしことは疑なきものの如し。天皇は新に崩御なつて、強敵熊襲は眼前に控へ、搗て、加へて御身重なるに、三軍を率して外征し給はんとす。其の御勇武、鬚ある男子も遠く及ぶ所にあらず。

さる程に皇后の率給ふ御軍艦は、壹岐對馬を経て、不意に新羅の國に攻め寄せ給ふ。新羅王大に恐れて降伏し、

「今より後は大皇の命のまに、御馬飼として仕へ奉らん。」

と申し、重ねて誓ひて曰く、

「東より出る日の、更に西に出で、阿利那禮河の逆さまに流れ、河の石の昇つて天津星と化する事ありとも、春秋の朝貢を闕き、梳・鞭の御調を止めば、天神・地祇、共に罪なひ給はん。」

と。阿利那禮河は鴨綠江なるべしといふ。梳・鞭の御調とは、御馬飼になれる信の物なり。

皇后遂に都に入つて、府庫を封じ、圖籍文書を取收めさせ給ひ、其の杖つき給ひし御矛を、城門の前に突き立て、後の世まで征服したる證と爲し給ひ、大矢田宿禰を鎮守將軍として留め置かせ給ふ。新羅王金銀財寶を八十艘の船に積み入れて之を獻ず。是れよりして年々八十艘の貢物を日本へ奉ることゝなれりといふ。

新羅の隣國なる高麗・百濟の二國の王、新羅王の日本に降伏せる由を聞き、人を以て密に御軍の形勢を窺はせけるが、とても敵しがたしと思ひ、これも皆降伏して臣と稱し、貢物奉らんことを請ふ。皇后之を許し給へば、是に於て三韓全く我が國に臣屬す。例の熊襲も根を絶たれて勢を失ひ、遂に服従へり。是れ我が國と朝鮮との關係を結べる初にして、それより後世に至り、一離一合變遷極りなかりしが、明治天皇の御代に至り、再び上古の如く之を併合し給へり。

御偉烈

皇后三韓の御征伐終つて、めでたく御凱旋あらせられ、筑紫の

蚊田邑といへる所にて、應神天皇を産み奉れり。其の御腕に肉あつて其の形

古昔弓射る時、左の臂に着く
柄 一名褒武多ともいふ。

の如し。こは皇后の雄々しき御装して柄を着け給

ひしに肖給へる故なりといふ。依つて御名を大柄別尊とも、譽田別尊とも

申奉る。又胎中に在つて三韓を伐ち給ひしとして、胎中天皇とも申奉る。群臣皇后を尊んで皇太后と申す。皇太后攝政し給ふこと六十九年、御寶算一百歳にて崩じ給ふ。

神功皇后一たび三韓を征服し給ひしより、日本の文化大に進めり。そをい

かにといふに、三韓は支那に近接して、早くより之れと交通し、支那の文物技藝を學びけるに、今其の三韓が我れに臣屬せし爲、其の文物技藝は、轉じて我が日本に傳はり、我が文化を資けしこと少からず。されば、皇后の御偉烈は、嘗に武威を輝し給ふのみにはあらずして、文化の發達を促し給ひしこと勝げて數ふべからず。

三 弘法大師

大人物 弘法大師は日本帝國の大豪傑大人物なり。眞言宗の開祖として世人に尊敬せらるゝはいふも更なり、言語學・文學・美術・書道・哲學等に精通し、日本の文明史上に偉大なる貢獻を爲し、孰れの方面に於ても、吾人の尊敬を拂ふべき大豪傑大人物なり。されど今盡く是れ等の事實を説明するは、容易の事にあらざれば、主として宗教上の事を述べ、併せて一二の名高き事蹟を示さん。

家系

弘法大師の家系を案ずるに、一説には皇胤に出づと稱し、一説には大伴氏の一族に出づと稱す。後説眞に近し。大伴健、日本武尊の東征に従ひ、功あつて地を讃岐に賜はり、子孫世々國守と爲り、多度郡に住す。大伴健四代の孫を佐伯男足といひ、男足の子を佐伯直田公といふ。是れ則ち大師の父にして、母は阿刀氏なり。

大師は俗姓佐伯名は直、幼名は眞魚、光仁天皇の寶龜五年六月十五日、讃岐の國多度郡にて生る。其の誕生地は、或は今の善通寺一名誕生院といふは、大師誕生の地なる故なりとぞ。が佐伯氏の宅地にて、そこにて生れたりといひ、或は善通寺の近傍なる屏風が浦なりといひ、今に至るまで兩地の人屢、誕生地の爭論を起すことあり。孰れが是なるかを知らず。

幼時

大師は幼より聰明にして、甫めて五六歳に及べる頃、既に能く人事を解し、成人の風ありたりといふ。されば父母は之を鍾愛して「貴物」と呼

び、里人は之を尊敬して「神童」と稱したりといふ。幼時の教育はいかなる有様なりしか、明ならざれども、大師の外舅母方の叔父阿刀宿禰大足あはたのすねおほあしといへるは學者にして、此の人の勸誘により、十二歳の頃より家庭にあつて漢文を勉強したるものゝ如し。

大師は幼時常に土を捏ねて佛像を造り、之を草にて造れる堂宇に安置し、供養する眞似して遊び戯れたりといふ。之を要するに大師は幼時より他の子供と違ひ、偉大なる理想を以て衆生を濟度せんとの大希望大信仰を懷き居たるものゝ如し。父母も亦佛教信者なりしかば、大師の稟性の異常なるを見て、佛門に入れ高僧碩徳と成さばやと欲したるものゝ如し。

三教指歸 桓武天皇の延暦七年、大師十五歳の時、始めて京師に出て、大學に入り、岡田博士等に就いて博く經學を講習し史傳を涉獵す。此の頃又勤操僧都ごんそうそうごに就いて佛典を研究す。僧都其の器局の非凡なるを見て、大に大師を愛し、懇に教授したりといふ。

大師儒道佛の三教を研究して大に得る所あり。十八九歳の頃「三教指歸」三卷を著して其の蘊蓄する所の議論を發表せり。其の書の大要をいへば、虛構的の人物を捉へ來り、龜毛先生孔子が人倫五常の道を説けば、虛無隱士老子は虛無の大道を説いて儒教の淺薄なるを嘲笑す。然る處に假名乞兒かまこじ釋尊來つて虛無隱士の説の猶淺薄なるを論じ、遂に佛法の大功德を開示す。是に於て龜毛先生も虛無隱士も皆降參して佛道に入るといふ結構なり。其の議論の深遠微妙なる、其の文章の縦横自在なる、一字一句皆典故來歴あつて、是れが十八九歳の青年の作とは思はれざるなり。此の一事を見ても大師の非凡なるを知るに足らん。

修業 大師は十九歳の春、遠地邊土の修業を思ひ立つて京師を出で、先づ南海に渡り、ある時は阿波の大瀧峰に攀ち登り、ある時は土佐の室戸崎に於て勤業し、ある時は炎熱燬くが如き中に在つて斷食し、ある時は寒氣骨を刺す雪中、唯一領の葛衣を纏うて讀經し、備に辛楚艱難を嘗む。それより山

陽に渡り、遂に東國を巡歴して、二十歳の時、京都に還れり。以上は大師在俗時代の略歴なり。

出家 延暦十二年、大師二十歳の時、和泉の國檳尾山寺に入り、剃髮して法名を教海と稱し、後に如空と改む。延暦十四年、南都東大寺の戒壇院に於て元興寺の大德泰信和尚を師として戒を受け、名を空海と改む。此の時南都七大寺の大德皆法席に臨み、其の儀式極めて盛なりきといふ。大師は在俗の時より、既に深く佛典に通じ、修業を積みたるが、出家の後、名僧大德に就いて益、其の道を研究せり。

經文を尋ぬ 佛法に二種あり、一を顯教といひ、一を密教といふ。顯教は釋迦牟尼佛の教法にして、天台宗・淨土宗・眞宗・禪宗等の諸宗是れなり。密教は法身大日如來の教法にして、即ち眞言宗是れなり。此の二種の中、大師出世の當時、我が國內に流布せるものは單に顯教のみにして、密教は未だ流布せざりき。大師は夙に國內に流布せる諸宗の奥義を極めけるが、皆未だ其

意に滿たず、更に佛法の精髓を示せる經文を得て、衆生を濟度せんとの大勇猛心を奮起せり。それより諸佛に誓ひ神祇に祈り、東西に奔走し南北に跋渉して、前後八年の星霜を經、廻りくつて大和の國高市郡久米寺に至り、其の塔中に於て「大毘盧遮那神變加持經」一部七卷を得たり。時に年三十。此の經文は即ち法身大日如來所説の密教にして、中天竺の一王子善無畏三藏といふ人、佛法を學んで密教の奥義を極め、唐の玄宗皇帝の開元四年、我が元正天皇靈龜二年長安都に至つて説教し、それより我が國に渡り、傳道を企てけるが、機運未だ熟せず、止むを得ず、錫を大和の久米寺に留めて一寺を建立し、携へ來れる經卷を塔中に納めて國に歸られたるが、即ち大師の得られたる經文なりといふ。

かゝる縁起ある經文なれば、大師の喜いはんかたなく、やがて繙いて始終を閱讀するに、意義深遠にして容易に解し難く、時の明僧智識に質せども、誰れ一人之を解する者なし。是に於て大師は入唐して研究せんとの念願鬱

勃として禁ずること能はず。

入唐 延暦二十三年五月、大師大和の國大安寺に在つて其の師勤操僧都に謀り、僧都爲に表を具して大師が入唐留學の事を奏請す。其の月の十二日、勤操僧都に伴はれて參内し、天皇に拜謁して入唐留學の勅許を得、六月朔、遣唐大使藤原葛野麻呂唐人に對しては賀能と稱すの船に便乗し、橘逸勢等と共に難波を發す。海上風波荒く、大に困難しけるが、八月十日、漸く福州今の福建省福州長溪縣の海岸に漂着す。

大使書翰を縣令に贈り、來聘の意を通じ、且明州今の浙江省寧波に着すべき筈なれど、風に遇つてこゝに漂着せし由を陳ずれども、縣令其の言を疑ひ、容易に上陸を許さず。是に於て大使大師に囑して書翰を草せしむ。縣令其の文を見て大に感じ、直に上陸を許して優遇を極めたりといふ。

長安の留學 大使の一行入京の勅許を得、道を江南道に取り入京す。時に此の年の十二月二十三日にして、唐の德宗貞元二十年なり。翌年大使は歸

朝し、大師は留つて西明寺に寓し、城中を遍歴して名僧を訪ふ。偶、青龍寺東塔院の惠果和尚に遇ひ、直に其の門に入る。

當時眞言宗は、其の勢頗る盛にして帝室の宗教と爲り、長安は眞言宗の中心たり。惠果和尚は帝室の護持僧として最も名望高き碩徳なりければ、其の徳を慕ひ、教を乞ふ者頗る多し。然るに大師は海外の一小沙門に過ぎず、突然和尚に謁するや、和尚莞爾として笑ひ、

「我れ汝の來るを待つこと久し。今日相見ること大に好し。我が命數將に竭きなんとすれども、法を傳ふべき人なし。汝速に我が法を修しゆせよ。」

と。大師感泣して必死と研究し、乍にして其の蘊奥を極む。和尚の満足、大師の歡喜いかなぞや。八月上旬、遂に傳法阿闍梨の職位を授けられたり。かくて和尚大師に告げて曰く、

「我が傳法既に畢り、我が願も亦足る。汝速に國に歸り、以て國家に奉じ、蒼生に利せよ。是れ則ち佛恩に報じ、師恩に報じ、國の爲には忠、家の爲には

孝なり、努力よや、努力よや。」

と。是れ大師が畢生の道途を指導したるものにして、其の國家に奉じといひ、蒼生に利せよといひ、忠といひ、孝といへるは、是れ眞言宗本來の眞面目なり。

惠果和尚は、法を傳へたる後果して長逝せり。大師の惠果和尚に従學せるは、僅々一箇年に満たざれども、其の情誼は父子に等し。是に於て追慕の情已まず、師恩の萬分一に報いんとて、碑文を撰し、親ら之を書せり。蓋し此の文は大師の文章中第一の傑作なりといふ。當時唐朝にあつては文運隆盛にして、韓退之・柳子厚の徒前後輩出して多士濟々たる間に立つて、海外の一沙門たる大師が、此の大文字を彼の土に留めて、彼れ等文士をして感嘆して措かざらしむ。豈愉快ならずや。

大師は恩師の建碑終りたる後、各地の高僧碩徳を歴訪して種々有益なる説を聞き、留學すること凡て三年にして、平城天皇の大同元年十月歸朝す。

大師の多藝多能なる、佛法修業の傍、繪畫・彫刻・詩文・書道・音韻學、さては造筆・製墨等の末技に至るまで、皆研究して在唐中の一部は、是れ等世間的方面に費し、それ等の藝術を本朝に傳へて國の文明に貢獻せしこと幾何なるを知らず。

東寺の別當 大師の船筑紫に着するに及び、直に表を具して歸朝の旨を奏し、携へ來れる經典等を獻納し、身は暫く鎮西に滞留す。何故直に上京せざりしか、詳ならざれども、或は己れが入唐を許し給ひし先帝桓武天皇の崩御を聞き、こゝにて喪に服せしにはあらざるか。

かくて朝命により、筑紫の觀音寺に住し、翌大同二年六月、勅許を得て入京す。天皇謁を賜ひ、留學の勞を慰め、密教流布の宣旨を賜ひ、やがて和泉の國の槇尾山寺に住せしめ給ふ。其の後大同四年七月十六日、勅あつて洛西の高雄山神護寺に移住せしめ給ふ。此の年平城天皇御遜位、嵯峨天皇御即位あつて、弘仁元年、大師を以て東寺本名は八幡山教王護國寺、王城の東に在るを以て俗に東寺と云ふ。の別當に任じ給

ふ。

清涼殿の八宗論

傳へいふ、大師歸朝の後、眞言の一宗を立て、盛に顯密二教の優劣淺深を唱へ、即身成佛其の身が其のまの佛體を成すの教義を説かるゝや、王公貴人を始として、天下の老若男女争うて之を信仰す。是に於て從來我が國に行はるゝ諸宗の僧侶、即身成佛の教義を疑ひ、痛く之を排撃しければ、天皇之を聞召して諸宗の碩徳及び大師を清涼殿に召させられ、即身成佛の教義を論ぜしめ、顯密二教の優劣淺深を議せしめ給ふ。大師の辯論精密にして典據確實、難問を説破すること朽を摧くが如くなれば、諸宗の碩徳遂に皆服す。時に天皇即身成佛の證を見んことを望ませ給ふ。大師乃ち南面して呪文を唱ふれば、忽ちにして大日如來と現じ、五色の光明赫耀として四方を射る。天皇驚かせ給ひ、御座を下つて南無遍照金剛と唱へて拜し給へば、諸宗の碩徳・百官皆地に下つて拜跪せりと。

右は「清涼殿の八宗論」とて、世に喧傳せらるゝ所なれど、大日如來の實現

の如きは、素より信を置きがたし。ある人は大師の靈徳を誇張したるなりといひ、又ある人は大師の雄辯を形容したるなりといひ、又ある人は此の八宗論全體が虚説なりとて抹殺す。孰れが眞なるかを知らざれども、只其の事の名高き爲、こゝに記載す。

朝廷の御信仰

それかあらぬか、嵯峨天皇の弘仁四年、東寺を以て密教

傳燈佛道の統を承

の道場として國家の爲に法を修せしめ給ひ、天皇の御歸依

いよゝ厚し。蓋し此の如く眞言宗が朝廷の御信仰を蒙れるは、其の教義が日本化して國家的なるが爲なるべし。眞言宗は元印度に起つて支那に渡り、支那より日本に傳はりたるものなるが、日本國民は古來外來物を鵜呑にするを欲せず、之を咀嚼し之を消化して我が國情と彼れの本質とを調和せしめて、國民思想に適合せしめずんば止まず。大師の炯眼なる、早くこゝに見る所あつて、さてはかく國家的の宗旨と爲したるなるべし。

高野山

弘仁七年六月、上表して高野の地を請ふ。其の表に曰く、

「空海少年の日、好んで山水を陟覽し、吉野より南に行くこと一日、更に西に向つて去ること一日、山あり吉野と名づく。四面嶺峙ち人烟絶ゆ。伏て請ふ、此の地を賜はり、一院を建て、以て上は國家の爲、下は庶民の爲、秘法を修せん。」

と。蓋し是れより先、役優婆塞たんのうぼさいは大和の大峰山を開き、秦澄は越中の立山を開き、勝道上人は日光山を開き、傳教大師は叡山を開き、各自名山大岳に其の本據を構へて不朽の信仰を其の山と共に維持する計畫を立つれば、大師も高野山を撰定して願ひ出でたるものと見ゆ。

朝廷即ち其の請を許し給へば、大師人を遣はし樹を伐り地を拓いて先づ一の草庵を營ましむ。是れ即ち高野山金剛峰寺こんがらふもとの開創なり。其の後大師親ら往いて伽藍を建立せり。

應天門 弘仁九年四月、朝廷にては、宮城諸門の額を書き改められ、西北の兩門は嵯峨天皇、東門は橘逸勢、南門は大師と定まり、嵯峨天皇・逸勢・大師を三筆と稱す。各

畢生の技を振つて書されたり。傳へいふ、此の時大師は應天門の應の字に一點を忘れ、掲げたる後始めて之を覺り、筆を抛げて其の點を補ひたりと。是れも亦名高き話にて遂には「弘法にも筆の誤」といへる俚諺さへ出來たる程なるが、勅を奉じて禁門の額を書すに、かゝる粗忽の事あるべしとも思はれず、又筆を抛げて點を補ふなど出來得べき事にもあらず。こは抛筆法といへる筆法にて應字を書きたるを、實際筆を抛げたるが如くに附會して、大師の靈徳を誇張したるに過ぎざるべし。因にいふ、「弘法にも筆の誤」は「綱網の誤」より轉訛したるなりといふ。

東國の巡化 大師は久しく京師に在つて近畿の教化功を奏せるにより、是れより廣く其の教を布かんとて、弘仁十年の秋、眞濟・幹海等の弟子を従へ、飄然として東海・東山の諸道に發向せり。先づ往年の遊跡なる伊豆に至り、それより關東諸國を歴巡して奥羽の靈山靈跡を尋ね、遂に北越にまで入り、其の足跡東北三道に遍し。到る處眞言宗の教義を説示し、之れに歸依する者甚だ多し。

萬農池塘 社會的同情に富みたる大師は、弘仁十一年五月、生國讚岐の國萬農池塘今眞野に作る築造の別當に任ぜらる。是れより先、官人等其の任に當つて經營しけるが、功を奏すること能はず、依つて諸郡司相議して朝廷に請願し、此の任命ありたるなり。大師一たび別當となれば、庶民命を待たずして相集り、勞を厭はずして役に服し、忽ちにして竣工せり。爾來萬頃の田園、灌漑の便を得て、人民長に其の慶に賴る。

入定 淳和天皇の天長元年、東寺を大師に賜うて長く密教の道場と定め給ふ。其の年、大師少僧都に任ぜられ、同じき四年、大僧都に進み、仁明天皇の承和二年三月二十一日、高野山の奥の院に於て入定す。佛家にては、死を入定といふ。時に年六十二。

天皇訃音を聞かせ給ひ、朝を廢し給ふこと三日、勅を下して賻を賜ふ。大師入定後二十餘年を歴て、文德天皇の天安二年十月二十七日、大僧正を贈らせられ、其の後六十餘年を経て、醍醐天皇の延喜二十一年十月二日、弘法大

師の謚號を贈らせ給へり。

四 義 家

生立 八幡太郎義家は伊豫守源賴義の長子にして、母は上野介平直方が女なり。人皇第六十九代後朱雀天皇の長曆二年七月十四日、河内の國香呂峰にて誕生す。初め父の賴義子なきを憂へ、石清水の八幡宮に參籠して祈願を立てけるに、ある夜劍を授けらると夢みて、北の方懷妊し、生れたるより父母の悅斜ならず、祖父の賴信もこよなく愛して幼名を源太丸とぞ名づけける。父賴義源太丸が産衣の料にとて、爽に緘したる鎧一領を與ふ。此の鎧後代に傳はつて、源家八領の鎧月數・日數・源太が産衣・八龍・澤湯・薄金・楯無・膝丸の一なる源太が産衣の鎧なり。七歳の時、石清水の八幡の寶前にて元服し、八幡太郎義家と名づく。

鳥海の苦戰 義家英明勇敢にして、武藝衆に秀で、中にも射藝の妙を得

たり。父の頼義陸奥守兼鎮守府將軍に任ぜられ、陸奥の酋長安倍頼時征伐として奥州へ下向の時、共に出陣して處々にて合戦す。頼時は流矢に中つて死にけれども、其の子の貞任・宗任等衣川の柵に楯籠つて暴威を逞うす。頼義千八百騎を率して衣川に向ひ、鳥海にて合戦しけるに、折節風雪甚だしく、道路最も險惡なる上に、官軍兵糧乏しく、人馬共に疲れ果てたり。心は彌猛に思へども、進退自由ならず、散々に破られて、主従七騎に打なさる。此の時義家矢繼早に射けるに、其の矢に中る者死せずといふことなれば、賊軍恐れて敢て近づく者なし。頼義・義家僅に一方の血路を開き、九死に一生を得て歸陣せり。頼義出羽の酋長清原武則を諭して味方につけ、小松の柵を乗取る。貞任逆襲しければ、又撃つて之を退く。

衣川の合戦 康平五年九月、頼義・義家衣川の柵を攻む。武則郎黨の身輕の者に命じて、樹の枝に取着き、川を越えて柵中に忍び入り、火を放たしむ。賊驚いて逃走す。義家貞任の馬を早めて落ち行くを見て跡を追ひ、矢を

番へて、

衣のたては綻びにけり

と、下の句をいひかけしに、貞任馬の鼻を引返し、

年を経し糸のみだれの苦しさに

とぞつけたりける。義家其の優にやさしき心に感じ、番へたる矢を差外して引返しければ、貞任は危き所を免れたり。

賊を平ぐ 頼義・義家、武則と共に進んで處々の柵を破り、貞任を追うて厨川の柵に至る。抑、此の厨川の柵といへるは、西北に大澤廻り、東南に大河漲り、岸の高き三丈餘、屏風の如くに峙ち、其の中に柵を築き櫓を構へ、河と柵との間に堀をほつて、其の底に白刃を立て連ねたれば、更に通ふべき道なし。頼義下知して近邊の民家を毀ち、之を取集めて堀を埋め、枯草を荊つて岸に積ませ、馬より下りて遙に京都の方を伏し拜み、八幡宮に祈願をかけ、神火と號して火を放ちしに、不思議や暴風俄に吹き起り、柵も櫓も一時

に燃え上る。官軍これに乗じて急に攻め入り、賊を取圍む。賊必死と爲つて突いて出で、其の鋒極めて鋭し。武則圍みの一角を解けば、賊はこゝより逃げ出づるを、官軍横合より射立て、残り少く打留めたり。

安倍貞任は生年三十四、今日を最期と覺悟せしかば、甲冑花やかに粧ひ、駿馬に打乗り、三十餘騎を前後左右に立て、官軍數萬騎の中へ割つて入り、四方八面に切つて廻りけるが、從兵次第に射られて、其の身も深手を負ひ痺む所を、官軍折り重つて生捕り、大楯に乗せ、剛力六人にて昇き、賴義の前に至る。其の丈六尺五寸、腰の圍七尺四寸、容貌雄偉にして、しかも色白く肥え太り、天晴れの勇士なり。賴義其の罪を責めて首を刎ねしむ。其の子千代童子、其の弟重任も皆生捕られて誅せらる。宗任は一旦厨川の柵を逃げ出でて、處々に匿れ居たるが、逃れぬ運命とあきらめて、義家に降參す。義家其の勇を惜み、父に乞うて死を免し、己れが郎黨とぞなしにける。此の戰九年を経て終に平定せしかば、世に之を「前九年の役」といふ。

明くれば康平六年二月、賴家、貞任、重任等が首を京都に獻じ、尋いで義家、武則等と共に凱旋せしかば、朝廷其の功を賞して、賴義は正四位下伊豫守に、義家は正五位下出羽守に叙任せられ、武則は從五位下に叙し、鎮守府將軍に補せらる。其の外勳功の輩、とりとりに恩賞を蒙れり。

賴義は此の年、鎌倉の鶴が岡に八幡宮を建立して軍功の報賽を爲し、其の後十九年長らへて、永保二年に歿れり。時に年七十九、一説には八十八。

詠歌

義家は弓馬の道に秀でたるのみならず、數島の大和歌にも志深かりき。ある時宇治殿關白藤原頼通の別莊に參つて、色々軍の物語しける時、賴通

「陸奥みちのけは名所多き國なり。年久しく彼處に在りつれば、處々見物したりけん。」

とて、羨ましげにいひければ、義家畏つて

「心のどけく候はんには、床しき事も侍るべけれども、只管軍の最中にて、心の暇も侍らざりしが、たゞ奈古曾の關とか申す所にて、花の散れるを見

て、餘りに面白く思ひしかば、其のまゝに打過ぎんも口惜しくて、嗚呼の口號に、

吹く風を奈古會の關と思へども

道もせに散るやまざくらかな

と申して候。」

といひければ、頼通

「さばかりの戦の中にて、かゝる秀歌仕りけるにや。」
とて、殊の外に嘆賞せり。

兵法を學ぶ

こゝに大江中納言匡房といひしは、累代儒家の業を承け、博覽にして且軍學にも長じける人なるが、此の日宇治殿に参り、人々と共に軍の物語打聽いて居たるが、やがてすべり出で、西の庇にて暫く休み、

「義家は器量勝れたる武將ながら、軍の道には尙愚なり。」
と獨語いひしを、折節義家の供して、こゝに來れる安倍宗任、物越に聞いて

我が主君程の名將を誹るこそ奇怪なれとて腹を立て、出で來る義家を迎へて云々と告げれば、義家

「さる事もあらん。」

とて、憤る氣色もなし。兎角する中に匡房も亦出で來り、車差寄せて乗らんとしけるを、義家進み寄つて慰勸に會釋し、それより改めて匡房に就いて軍學を學びたりとぞ。義家弓箭の家に生れ、幼少の時より多年の間、實戰して、充分其の道に精通しながら、人の誹るを聞いて憤らざるのみならず、其の人に就いて學問するが如きは、實に天空海濶の大度量ありといふべし。

金澤の柵を攻む

永保三年、詔して義家を陸奥守と爲し、鎮守府將軍を兼ねしめ給ふ。こゝに彼の前九年の役の時、頼義に加勢して武功を立てたる清原武則の孫に眞衡といふ者あり。又こゝに出羽の國の住人に吉彦秀武といふ者あり。秀武は元眞衡の一族なるが、今にては其の郎黨となれるなり。ある日眞衡に献上物せんとて、庭上に跪きたるに、たまく眞衡圍碁に心を

奪はれ、秀武の來れるを知らざりしかば、秀武怒つて兵を起し叛けるより、眞衡も亦怒つて兵を起せり。秀武乃ち眞衡の義弟清衡、眞衡の異母弟家衡を語らひ、眞衡と合戦す。義家眞衡を助けて清衡・家衡等と戦ひしが、其の後秀武眞衡と和睦し、清衡も亦降参して、此の三人義家に屬き、家衡の叔父武衡、家衡に屬く。かくて一方は義家・眞衡・清衡・秀武、一方は家衡・武衡の合戦と爲れり。

武衡・家衡出羽の金澤の柵に楯籠りければ、義家數萬の軍勢を率して之を取圍み、激しく攻め立てければ、敵も亦死力を盡して防戦す。こゝに義家の郎黨に相模の國の住人鎌倉權五郎景政といふ者あり、生年十六歳、心飽くまで剛なれば、城際まで攻め寄せて奮戦す。此の時敵の射手鳥海彌三郎が放てる矢に、右の眼を射貫かれぬ。景政事ともせず、矢を折つて棄て、彌三郎を追ひかけて遂に之を射留め、其の首を取つて陣屋に歸り、仰おほむかに仆す。三浦平太郎爲次は景政の従弟なり、景政が眼に残れる鏃を抜きやらんとて、額を踏ん

で抜かんとす。其の時景政仆しながら太刀を抜き、爲次が草摺くさすりの腰こしに分れてとらへて刺さんとす。爲次大に驚いて飛び退き、

「何故ぞ。」

と問へば、景政大音あげて、

「勇士は弓箭の爲に死するは本望なり。何條生ながら面を踏まれて恥辱を受くべき。」

といふ。爲次過を詫び、漸くにして鏃を抜き取りたり。

義家衆を勵まして頻りに攻め立てけるが、堅固にして容易に落ちず、兎角する中に寒氣はげしくして、雪深くなりければ、一先づ奥州へ引上げぬ。

義光奥州へ下向す

義家の舍弟に新羅三郎義光といふ者あり。此の

頃は左兵衛尉にて、大内守護の身なりしが、奥羽の兵亂朝夕心許なく思はれければ、御暇賜はり東國に馳せ下つて兄義家に力を合せ、夷賊退治仕りたき旨、度々奏し請へども御許なかりけり。ある夜大内に宿直せしが、餘りに奥

羽の事を思ひ煩ひけるにや、遂に郎黨二十人ばかり引具して都を立ち、密に奥州へ下れり。

かゝる處に樂工豊原時秋といふ者跡を追うて來り、共に奥州へ下らんとす。其の故いかにといふに、時秋が父は時元とて、雙なき笙の上手なりけり。所傳の祕曲に大食調だいじきてう・入調曲いりてうきまといへる二曲ありけるが、時元の病に罹つて歿らんとする時、一子時秋未だ幼少なれば、授くること能はず、義光此の藝に長じければ、此の二曲を傳へて、其の身は歿りぬ。時秋既に成長しければ、此の祕曲を學び、父が業を繼がんと思ひて、さては此の度共に奥州へ下り、折もあらば傳授を受けんと思へるなり。義光其の心を察し、相具して相州足柄山に至れる時、彼の二曲を傳へ、剩へ時元が自筆の笙譜を取出して與へければ、時秋は年來の望を達して大に悦び、尙も奥州まで供せんといひけるを、諭して都へ返し、其の身は奥州へ向へり。

義光は翌月の末、國府へ到着してかくと申しければ、義家飛び立つばかり

に打悦び、急いで對面す。義光

「奥羽の合戦、都にて取りくくの風説あつて、心許なく思ひ煩ひ候故、度々御暇を請へども御許なく候へば、後日の御答をも顧みず逃げ下つて候。」といふ。義家

「兄弟の中なればこそ後難をも忘れて、遙々是れまでは下られたるなれ。今御邊の顔を見れば、故殿に見え參らする心地す。」とて、落涙せり。

伏兵を知る 義家弟の助を得て大に勇み立ち、數萬の軍勢を率して再び出羽の國へ發向す。かくて金澤の柵の近傍なる曠野に至れる時、何心なく空を仰ぎ見れば、折しも秋の末とて、雲井を渡る鴈の一行ありけるが、忽ちに行を亂して四方に飛び散りたり。義家

「一定此の野に敵の伏兵あるべし、捜し出せ。」

と下知す。早雄はやゆの若武者共我れもくと走り出で、此處彼處より駈り立つれ

ば、果して敵の伏兵あり、三十餘人耐れて、其の餘は散々に逃げ失せたり。義家之を見て味方を顧み、

「武に志す者は文をも學ぶべし。今我が伏兵を知りたるは、前年匡房卿に就いて學問し、「鳥の亂るゝものは伏なり。」といへる事を知りたればなり。若し學問せざりしならば、危き事なりけり。」
といふ。

剛臆の座を定む

義家再び金澤の柵を取圍めども、敵頑強にして屈せず。義家軍兵の心を勵まさんが爲、毎日剛臆の座を定め、其の日の戰にて剛の者と認めし者は剛の座に集め、臆病と認めたる者は臆の座に集めて饗應せり。毎日剛の座にのみ着くことは難かりしが、義光の郎黨腰季方といふ者のみは、一度も臆の座に着きたることなかりきとぞ。

季方金澤城に入る

義家頻りに城を攻むれども、徒に味方を損ずるのみにて功を見ず。依つて吉彦秀武の勸により、遠卷して兵糧攻にぞしたり

ける。城中大に困み、義光に降參を乞ひ、且義光の城中に來つて約束を結ばれん事を望む。義光往かんとなし、を、義家止めて季方を遣はせり。

季方たゞ一人にて城中に入れば、數千の敵兵道の兩側に立並び、弓箭劍戟を林の如くに列ねたり。季方平然として其の間を通り、設けの席に就けば、武衡出で、對面す。武衡一禮していひけるは、

「武衡も家衡も國司に對し奉り、聊も怨なし。國司の御前は只管新羅殿の御執成を乞ふ。又武衡家衡が一命助からん事、偏に御邊の御助力を仰ぎ候。」
とて、砂金數多取出して季方の前に置く。季方之を見て大に笑ひ、

「是れ等の財寶は、今日賜はずとも、近日此の城を攻め落し、和殿達が首と共に分捕りすべし。」
といひ棄て、城を出づ。敵は季方が不敵の振舞を見て感嘆せざるはなかりき。

金澤の落城

義家敵の申條に満足せざる所やありけん、降參を許さず

して尙も遠巻に取圍めり。兎角する中に秋も過ぎ、冬に入つて雪は毎に深くなれば、敵は寄手の寒氣に堪へずして又々引返すならんとて、そのみを頼みと爲し居たり。一夜義家敵の様子を見て、急に軍中に下知して、

「今夜敵城陥落すべし、我が陣屋も無用なれば、火をかけて手足を暖め、兵糧もくひ酒も飲んで、次の下知を待つべし。」

とぞ觸れ示させける。兵共怪みけるが、大將の下知には背くべくもあらざれば、下知の如く爲したるに、果して其の夜の明方に至り、柵中火起つて敵は四方へ散亂す。

「それ討てッ。」

との下知に、身を暖め腹を肥したる味方の面々、勇氣日頃に十倍して、此處に喰ひ留め、彼處に追ひ詰め、討取る敵數を知らず。武衡は城中を逃げ出で、池の中へ飛び入り、枯れ蘆の中に潜み居たるを見出して生捕にす。家衡は身を下藪に窶して逃げ失せたり。武衡憐を義光に乞ふ。義光其の體を見て不憫

に思ひ、

「降人を宥むるは古今の例なれば、武衡をも宥められ候へ。」

といへば、義家以ての外に氣色を損じ、

「宗任が如きは、過を悔いて降人に出でたるなれば、其の罪をも免されたれども、今武衡は戰場を逃げ出んとて、潜み居たるを生捕られたるなれば、

降人にあらず。」

とて、其の首を斬る。家衡は一旦城を逃げ出でけるが、程もなくおが縣小次郎次任といへる者之を殺して、其の首を義家に獻ず。時に寛治元年なり。此の戦は三年にして平定しければ、世に之を「後三年の役」といふ。

歸洛

奥羽兩國平定しければ、義家追討の官符を賜はり、武衡・家衡等の首を獻ぜんとして、此の旨奏聞に及びけるに、諸卿僉議あつて、「武衡・家衡は朝敵にあらず、義家が私の敵なり。然るに朝敵に准じて官符を賜はらんには、義家はいふに及ばず、一族郎黨までも勸賞行はれずばあるべからず、此の儀

いかゞ。」とあつて、遂に符を賜はらざる事と爲れり。義家本意なく思ひけれども、今更に詮術なければ、首を塗中に棄て、歸洛す。

逝去 義家父祖の業を承け、部下の將士を愛し、前九年後三年の兩役に武功を立てしかば、東國の士民皆其の恩威に服して、自ら其の家人と稱し、義家を尊んで八幡公といへり。

此の時に當り義家の威名朝野に徧かりき。白河法皇御惱にかゝらせ給ふ時、典藥の寮醫療に手を盡せども其の甲斐なく、諸寺諸山の高僧丹精を凝して神佛に祈願を掛くれども、是れも亦効驗なし。諸卿僉議あつて「是れ只事にあらず、武器を以て妖魔を拂ふに若かず。」とて、義家に詔して武器を獻ぜしむ。義家弓を獻ず。之を御枕邊に建て置きけるに、御惱忽ちに癒えさせ給ひければ、法皇御感斜ならず、

「此の弓は義家が東夷征伐の時、用ひたるものなるか。」との御下問あり。義家

「正しくは記憶仕り居り申さず候。」

と勅答す。義家が謙遜にして其の功に誇らざりしは、最と奥ゆかしき事にぞありける。されども義家は官位甚だ卑く、正四位下右衛門尉を以て天仁元年八月十六日、六十八歳を一期として逝去せり。

五 爲 朝

幼時

爲朝は六條判官源爲義の八男なり。器量人に越え、心飽くまで剛にして、大力の強弓、矢つき早の手利なり。弓手の肱、馬手よりも四寸延びて矢東東はつかひ意味にて、矢の長さは一東二東と計る。を引くこと世に越えたり。幼少より不敵にして兄共を凌ぎ、傍若無人なりしかば、爲義之を患ひ、都に置きなば悪しかりなるとして、十三の歳より鎮西の方へ追ひ下しけるに、豊後の國に居住して自ら鎮西八郎といひ、肥後の國阿曾三郎忠國が壻に爲つて、君よりも賜はらぬ九國

の總追捕使と號して、筑紫を從へんとしければ、菊池・原田の諸人處々に城を構へて楯籠れり。其の儀ならば、イデ、落して見せんとして、未だ勢も附かざるに、忠國計りを案内者として、十三の歳の三月の末より、十五の歳の十月まで、菊池・原田の諸人と戦ひ、大事の軍をすること二十餘度、城を攻め落すこと數十箇所、三年が内に盡く九國を平げり。九國の守介交、訴へ出でければ、朝廷太宰府に勅して之を討たしめ給ひたれども克つこと能はず。父の爲義は之れが爲解官せられて、前檢非違使になされたり。爲朝之を聞いて、「親の科に當り給ふこそ淺ましけれ、其の儀ならば、我れこそいかなる罪科にも行はれんずれ。」とて、急ぎ都に上らんとす。國人共も上洛すべき由いひけれども、大勢にて罷り上らんこと、上聞穩便ならずとて、唯僅に二十八騎を具して上洛し、謹んで罪科の御沙汰を待ち居れり。

新院の御謀叛

さる程に久壽二年七月二十三日、近衛帝隠れさせ給ふ、御年十七。帝は鳥羽法皇の御寵愛淺からぬ美福門院得子の御腹なり。三

歳にて禪を崇徳天皇に受け給ひて、御位に即かせ給ひ、先帝をば新院とぞ申しける。新院御心ならず御位を去らせ給へば、常に快からず思召されけるが、近衛帝隠れさせ給ふに及び、此の時を得て、再び御位に歸り即かせ給はんと、待ち受けさせ給ひける所に、思ひの外に法皇と美福門院との御計ひにて、近衛帝の御兄君の後白河の院、其の時は四宮とて、打籠められておはせしを、御位に即かせ奉り給ひしかば、貴きも賤しきも、思ひの外の事に思ひけり。此の四宮は故待賢門院璋子の御腹にて、新院とは御一腹なり。かく計はせ給ひしは、美福門院の御心には、近衛帝の世を早くせさせ給ふことは、新院の咒咀し奉り給ひし事と思召されたるに由る。是れに依つて新院の御恨みひとしほ増させ給ふ。

かゝる處に後白河帝の保元元年七月二日、鳥羽法皇隠れさせ給ひしかば、新院御謀叛の御企あつて白河殿に楯籠らせ給ふ。宇治左大臣藤原頼長これが謀主と爲り、四方より兵を召されければ、京中の貴賤上下、資財雜具を西

東へ運び隠し、いかさま事の出で來べきにこそとて、人々嘆き合へり。

美福門院新院の御謀叛を聞召されて、先づ第一に爲義の長男下野守義朝をぞ召させらる。義朝軍兵を率して、高松殿に馳せ参じて、守護し奉れば、安藝守平清盛も亦召に應じて守護し奉る。

是に於て新院にも使者を以て爲義を召させらる。爲義は内裏より召されけれども、いかゞ思ひけん参らざりしかば、まして新院の御召にも従はずしてありしが、使者度々來つて院宣の趣を陳べければ、終に辭みかねて四郎左衛門頼賢・五郎掃部助頼仲・賀茂六郎爲宗・七郎爲成・鎮西八郎爲朝・源九郎爲仲など六人の子供相具して白河殿へぞ参りける。

軍評定

爲朝は七尺計りなる男の、目角二つ切れたるが、紺地に色々の絲を以て獅子の丸を繡つたる直垂に、八龍源家八領の鎧の鎧に似せて白き唐綾を以て緘したる大荒目大荒目の鎧の札を大にして荒の鎧、同じき獅子の金物打つたるを着るまゝに、三尺五寸の太刀に、熊の皮の尻鞆鞆に合せて袋に作りたるもの入れ、五人張の弓、

長さ七尺五寸にて、鉞弓の握りの上に釘を打ち、矢のはつれぬやうにするもの打つたるに、三十六差したる黒羽の矢負ひ、兜をば郎等に持たせて、歩み出でたる體、ゆゝしくぞ見えたりける。新院を始め参らせて、あらゆる人々、音に聞ゆる爲朝見んとて擧つて目をぞ注ぎける。左大臣頼長

「合戦の趣、計らひ申せ。」

といふ。爲朝進み出で、

「爲朝久しく鎮西に居住仕つて、大戦二十餘度、小戦二百餘度、九國の者共を平げ候が、小勢を以て大軍を撃つには、夜討に如く、事侍らず。されば今夜高松殿に押寄せ、三方に火を懸け、一方にて支へ候はんに、火を遁れん者は、矢を免るべからず、矢を恐れん者は、火を遁るべからず。其の善く戦ふ者は、只獨兄にて候義朝などこそ駈け出でんすらめ。それも眞中指して射通し候ひなん。まして清盛などがへろく、矢、何程の事か候べき、鎧の袖にて拂ひ、蹴散らして捨てなん。行幸他所へ成らば、御赦されを蒙つて、

御供の者少々射んずる程ならば、定めて、駕輿かよ丁ちやう御輿ごよをも御輿ごよを捨て、逃げ去り候はんずらん。其の時爲朝参り向ひ、行幸を此の御所へ成し奉り、君を御位に即け参らせんこと掌を反す如くに候へし。」
と憚る所もなく申したり。頼長

「汝は歳の若きが爲か、徒に勇氣をのみ負みとす。今いはるゝ所の夜討などいふ事は、汝等が同士軍、十騎二十騎の私事なり、何とて帝王の御軍に施さるべき。其の上南都の衆徒も召に應じて参るべければ、彼れ等の到着を待つて陣を調へ戦ふとも未だ晩きことはなかるべし。」

といふ。爲朝上には承伏して御前を退き、呟つぶやきけるは、

「ア、公卿方が何とて合戦の道を知らるべき。義朝は武略の奥義を究めたる者なれば、定めて今夜攻め寄せて、風上に火を懸けん、然らんには、戦ふとも争か利あらんや。南都の衆徒など、何とて恃みとせらるべき、口惜しき事かな。」

とぞ嘆きける。

爲朝は二十八騎を以て、西河原表の門を固め、其の他の子供等は皆父に従ひ、南西の門を固む、其の勢百騎計りには過ぎざりけり。平馬助平忠正等の諸將は二三百騎を以て分れて門々を固めけり。

夜討

さる程に下野守義朝は内裏に在り。關白藤原忠通以下の公卿殿上人寄り集つて軍の評議すれども未だ決せず。義朝數之を趣しければ、詔あつて御前に召さる。義朝畏つて申しけるは、

「合戦の手段てだて様々に候へども、即時に敵を従へ、立ち所に利を得ること、夜討に過ぎたること候はず。中ん就く南都の衆徒千餘騎にて、已に宇治に着き、明朝入洛仕る由聞え候。敵に勢の着かぬ前に押寄せ候はん、内裏をば清盛などに守護せさせられ候へ、義朝は罷り向つて忽ちに勝負を決し候はん。」

とぞ申しける。其の儀然るべしとて、之れに従はせらる。義朝乃ち選り抜き

たる軍兵四百騎を以て白河殿に馳せ向ひ、夜討をぞ仕掛けたる。安藝守清盛も亦軍兵を率して打向ひければ、其の勢凡て數千騎に及べり。

白河殿には、かくとも知召さまりしかば、頼長武者所の親久を召して、

「内裏の様見て參れ。」

と命ず。親久即ち馳せ歸り、

「官軍既に寄せ候。」

といひも果てぬに、先陣既に馳せ來る。其の時鎮西八郎申しけるは、

「爲朝が千度申しつるは、こゝ候、こゝ候。」

と忿りけれども、力及ばず。爲朝を勇ません爲にや、俄に除目ちき官に除し目録に記す意、即任官の事。行はれて、藏人たるべき由仰せけり。爲朝

「是れは何といふ事ぞ、人々は何にも成り給へ、爲朝は今日の藏人と呼ばれても何かせん、只元の鎮西八郎にて候はん。」

とぞいひける。

かゝりし程に、官軍攻め寄せければ、防ぎ戦はんとしけるに、頼賢・爲朝等互に先陣を争つて決せず。爲朝思ひ返し、

「合戦の場に臨んでは、何とて兄弟を論ぜん。されども爲朝は嚮に兄達を蔑せいせつにすとして、親の不興を蒙れり。されば先陣駆けたくは思へども、先づ兄達に譲り參らせん。唯敵の勁くて當りがたからん處をば、我れに命ぜられよ、幾度も承つて支へ奉らん。」

といふ。頼賢・頼仲先陣に進んで義朝を邀へ撃ちけるが、敗れて退きぬ。義朝後を追うて攻め蒐れり。平清盛西の門を攻む。其の郎等伊藤武者景綱二人の子の伊藤五・伊藤六と共に、先陣に進んで名乗を揚ぐ。爲朝

「汝の主の清盛をだに合はぬ敵とは思へど、矢一つ給はらん、請けて見よ、且は今生の面目、且は後生の思ひ出にせよ。」

といふ儘に、能つ引いてヒョウと射る。眞先に進んだる伊藤六が胸板を射通して、餘る矢が伊藤五の射向の袖左の袖の稱。にぞ立つたりける。清盛其の

弓勢に怖ち懼れて引退く。

弓勢

ここに清盛の郎等に、伊賀の國の住人山田小三郎伊行といふ剛の者あり、たゞ一人取つて返し、縦ひ筑紫の八郎殿の矢なりとも、伊行が鎧はよも通らじ、八郎殿の矢一つ請けて物語にせん。」と廣言して乗り出し戦を挑む。爲朝又射て之を斃せり。其の馬主を失つて、義朝の陣へ駆け入つたり。鎌田次郎政家捕へて之を見るに、大なる鑿つみの如くなる鍔鞍つばざんを穿てり。政家之を取つて大將義朝に獻ず。

「今夜筑紫の御曹司の、遊ばされてありげに候。アナ、恐ろしの御弓勢や。」

「八郎は今年十八九の者なれば、未だ力も固らじ。そは敵をおどさんとて、作つてこそ放しけめ、夫には臆すべからず、汝向つて一當て當て、見よ。」

「承り候。」

政家百騎計りにて押寄せ、名乗りければ、爲朝

「汝は吾が家の郎等ならずや。」

「元は一家の主君なれども、今は兇徒なり、違勅の人々討取つて功名せよや、者共。」

といひも果てず、能つ引いて放てる矢、爲朝の胃くわいに射つけたり。爲朝大に腹を立て、二十八騎と共に門を闢いて打つて出づ。政家かなはじとや思ひけん、五町計り逃げ去りたり。爲朝何處までもと追ひ懸けたり。義朝此の體を見て二百餘騎を引具し、爲朝の後を追ふ。爲朝莊嚴院ざうごんの西裏にて返し合せて火出づる程に戦ひたり。義朝大音揚げていふ。

「清和天皇九代の後胤下野守源義朝、大將軍の勅命を蒙つて罷り向ふ。もし一家の氏族たらば、速に陣を開いて退散すべし。」

「父判官殿院宣を蒙り給ひて、御方の大將軍たる其の代官として、鎮西八郎爲朝一陣を承つて堅めたり。」

「さては遙の弟ござんなれ、汝兄に向つて弓引かんこと、冥加なきにあらずや。且は宣旨の御使なり、禮義を存せば、弓を伏せて降参仕れ。」

「兄に向つて弓引かんが冥加なしとは理なり。正しく院宣を蒙つたる父に向つて弓引き給ふはいかに。」

義朝道理にや詰められけん、其の後は音もせず、勢烈しく攻め蒐れり。爲朝暫し支へて防ぎけるが、敵は大勢なり、駈け隔てられては、判官の爲あしかりなんと思つて、門の中へ引退く。敵之を見て、防ぎかねて引くとや思ひけん、勝つに乗つて門の際まで詰め寄せて、入れ替へ入れ替へ攻め蒐れり。

此の時義朝は、馬を莊嚴院の門前に立て居たり。爲朝遙に之を見れば、大の男の大いなる馬には乗つたり、人に勝れて、軍の下知せんとして、突立ち上りたる内兜、誠に射よげに見えければ、願ふ所の幸得たりと悦んで、件の大矢を打番ひ、只一矢に射落さんと、打擧げゝるが、待て暫し、弓矢取る身の謀、汝は内主上の敬稱にも内裏にも用ふ。こゝは内裏なり。の御方に參れ、我れは院方へ參らん、汝負けば憑め、助けん、我れ負けば、汝を憑まん。など約束して父子立別れておはすらんと思案して、番ひたる矢をさしはずす、遠慮の程こそ神妙なれ。爲朝須

藤九郎家季二十八騎の一人を顧みて、

「敵は大勢なり、もし矢種つきて打物にならば、一騎が百騎に向ふとも終には叶ふまじ。イザ、さらば大將に矢風負はせて、引退けんと思ふはいかに。」

「然るべく候、但し御誤りなく候や。」

「何條さる事のあるべき、爲朝が手許は覚えあるぞ。」

とて、鎗矢鏃の一種にて、射れば響を發す。取つて打番ひ、堅めてヒョウと射る。思ふ矢壺を誤らず、義朝の冑かぶとの八幡座兜の真中にある穴を射抜いて、餘る矢が莊嚴院の門の方立ちうさて門のちうさて左右にぞ立つたりける。義朝大に驚きけるが、手綱搔い繰り打向ひ、

「汝が弓は聞き及ぶにも似ず、未熟なり。」

「兄にて渡らせ給ふ上、存する旨あつて、かくは仕り候へども、誠に御許を蒙らば、二の矢を仕らん。甲の胸板かぶたか冑の眞向か、矢壺を慥に承つて仕らん。」

とて、既に矢取つて番ひける所に、上野の國の住人深巢七郎清國つと驅け寄

つて、義朝を蔽ひければ、弦音に應じて射倒されぬ。

白河殿陥る

かくて敵味方入り亂れて戦ひけるが、義朝の軍兵は五十三騎撃れて、七十餘人手負ひたり。爲朝も亦憑み思はれたる二十八騎の兵、二十三人撃れて、残るは手を負ひけるが、猶固く防ぎ守れり。爲義も頼賢等五人の子供前後に立て、驅け出し、善く防ぎ戦ひけり。其の外の陣々も互に追ひつ返しつ戦つて、未だ勝負ぞなかりける。兎角する中に、天は漸く明けなんとす。義朝使者を内裏へ參らせて、火を懸くることを請ひけるに、許されければ、さらばとて風上に火を懸けたりしに、西風烈しき折節にて、即ち院の御所へ猛火夥しく吹き懸けたれば、院中の上臈・女房・乳母・童は方角を失つて、呼はり叫んで迷ひ合へるに、武士も之れが足手纏ひにて、進退更に自在ならず、落ち行く人の有様は、峰の嵐に誘はるゝ冬の木ノ葉に異ならず。義朝等附け入つて攻め立て、終に白河殿を陥る。

爲義の降参

新院大に驚かせ給ひ、御馬に召されて、如意山へ入らせ給

へば、爲義以下悉く従ひ奉る。新院武士共に退散して命を助かるべき由仰せらる。いづこまでも御供仕るべしと申し上げ、るが、様々に御諭ありければ、諸將鎧の袖を濡し、散々に爲り、新院は讃岐へ遷され給ふ。

爲義は一旦三井寺の方へ落ち行き、それより東國へ下らんこと叶ひがたし道も塞り、關々も堅く守ると聞えければ、中々東國へ下らんこと叶ひがたしとて、義朝を憑んで、降人に出でんとす。爲朝諫めけるが、聽かずして降参し、終に義朝の手にかゝつて殺されぬ。

大島へ流さる

さる程に爲朝は、近江の國輪田といふ所に隠れ居て、筑紫へ下るべき支度しけるが、平家の侍筑後守家貞大勢にて途中を喰ひ止むと聞えければ、夫も叶はず。兎角する中に病み出だしければ、古き湯屋を借りて湯治しけり。こゝに佐渡兵衛重貞といふ者、宣旨を蒙つて國中を尋ね求めける處に、ある者此の程こゝの湯屋に怪しき人あり、二十計りなる大男の怖ろしげなるが、額に疵あり、世を忍ぶ者と覺ゆ。」と告げたりければ、

湯に入るを伺ひ、重貞三十餘騎にて押寄せたり。爲朝眞裸にて、側の柱を抜き取り、數多の兵を打伏せたれども、大勢に取籠められて、終に搦められにけり。重貞爲朝を内裏に差出しければ、主上叡覽あり。公卿殿上人はいふに及ばず、見物の者市を爲しけり。既に誅せらるべかりしが、末代にありがたき勇士なり、暫く命を助けて遠流せらるべしと議定ありけり。但し息災にては、後あしかりなるとて、臂の筋を抜いて伊豆の大島へ流されけり。爲朝筋力少し弱くなりたれども、矢束を引くこと、二伏指を二本並引き増したりといふ。爲朝「是れこそ天子より賜りたる領土なれ。」とて、大島を管領するのみならず、傍の五島をも打從へたり。兎角する中に昔の兵共尋ね來て、附き従ひしかば、其の勢やうく盛になりぬ。

此の島々は、伊豆の國の住人狩野介茂光が所領なれども、爲朝聊も年貢を出さず、島の代官三郎大夫忠重の壻となり、思ふが儘に振舞ひければ、茂光に宣旨を下されて、爲朝を討たしめ給ふ。茂光五百餘騎、兵船二十餘艘にて

大島へ押寄せたり。爲朝今は是れまでなりとて、兵共は一人も残さず落ち行かせ、「矢一つ射てこそ腹をも切らめ。」とて、海邊に立向ふ。先に進める一艘の大船渚近く押寄せ、其の間三町計り隔たりたり。爲朝大鎧を取つて番ひ、引詰めてヒョウと放つ。水際五寸計りおいて、大船の腹を、彼方へつと射通せば、兩方の穴より水入つて、船は忽ち沈みけり。爲朝之を見て内に入り、家の柱によりかゝり腹掻き切つて失せにけり。一説には爲朝こゝを遁れ出で、琉球へ渡りたりといふ。

六 重 盛

沈勇 重盛は清盛の長子なり。其の性質沈勇にして、物に動ぜぬ人なり。ある時中宮の御方へ參り、仁壽殿にて帥典侍とへいる女房と對面ありけるに、良あつて帥典侍の袴の裾より大なる蛇這ひ出で、重盛の膝の下へ這

ひ入りたり。重盛之を見て、我れ騒ぎ立つならば、中宮も御騒あるべし、帥典侍も驚かれんと思ひ、袖にて蛇を掩ひ、左の手にて頭を抑へ、右の手にて尾を抑へて其の座を起ち、

「六位参れ。」

と呼ぶ。伊豆守源仲綱源三位頼政の子聲に應じて來り、蛇を受取つて立去りければ、宮中の人々孰れも知る人なくて事済みたり。明日重盛馬と太刀とを仲綱に贈つて、其の勞を謝しければ、仲綱禮を述べ、

「昨日の御振舞は、還城樂げんじやうらくと見進らせて候。」

といひたりとぞ。還城樂は舞樂の名にて、蛇を取つて舞ふ樂なれば、かくはいひたるものなり。此の一事を見ても重盛がいかに沈勇なりしかを知るに足らん。是れより下に述ぶる所の重盛の事蹟は、此の沈勇と忠孝とが相待つて、千古の美談を遺せるものと知るべし。

六波羅の早馬 平治元年十二月四日、清盛宿願ありとて、重盛を具し、

筑後守家貞等五十人を率ゐて熊野へ參詣す。かくて紀の國なる切部の宿しやくべに至れるは、十日の日なりしが、其の曉、六波羅より立てし早馬到着せり。清盛驚いて

「何事ぞ。」

と問へば、

「昨夜右衛門督殿左馬頭殿を相語らひ、五百騎を率ゐ、三條殿へ討入つて御所を焼き拂ひ、少納言殿の宿所をも焼き拂はれ、多くの人を殺されたる上に、上皇と主上とを禁内に取籠め奉り、少納言殿も殺害せられたりとの事に候。」

と告ぐ。

此の右衛門督といふは、藤原信頼の事にて、左馬頭は、源義朝なり。信頼近衛の大將と爲らんことを望めるに、後白河の院の寵臣少納言藤原通憲入道しといふ異議を挿んで、其の望叶はざれば、時めく平家を嫉み居れる義朝を語つ

て、好き機會あらば軍を作さんとて、待ち構へ居けるに、清盛熊野へ參詣しければ、時こそ來つれとて、さては不意に起つて、院の御所三條殿へ討入り、少納言通憲の宿所をも焼き拂へるなり。人々此の急報を聞いて、驚けること大方ならず。清盛

「いかにすべきものぞ、先づ熊野へ參つて徐に計らふべきか。」
重盛

「君逆臣に取籠められさせ給へるに、いかでか武臣として速に之を救ひ奉らで置かるべき。急ぎ御歸洛あるべし。」

「それにしても、敵に向つて歸洛するに、物の具の一領もなきは、いかゞすべき。」

清盛頻りに嘆きけり。家貞進み出で、

「豫てかゝる事と思ひ、用意仕り置いて候。」

といひつゝ、重げに昇かせたりし五十の長櫃ながびつを取り寄せて、五十領の鎧、其の

外物の具共取出しけるが、弓も矢も皆備れり。さらばとて清盛以下皆淨衣じやうい神事に用ふるに用ふるの上に鎧を着け、北を指してぞ歸りける。さる程に源氏の大将惡源太むらた義平三千餘騎にて攝津の安部野に待つと聞えければ、清盛

「此の無勢にて大軍に逢うて撃たれんこと無念なり、先づ是れより四國へ渡り、軍勢を催して後日に都へ入らばや。」

といふ。重盛重ねて

「それもさやうには候へども、事延引せば當家追討の由、諸國へ院宣・繪旨を下されて、我れは反つて朝敵とならば、後悔いたすとも益あるまじ。我れ無勢にて多勢の爲に破られたればとて、敢て弓箭の疵にあらず、無勢なりとも駈け向つて、即時に討死したらんこそ後の代までの譽なれ。何とか思ふ、家貞。」

「さればに候、六波羅の御一門も、さこそ覺束なく思召し居られん。急がせ給へ。」

清盛人々に諫められて志を決め、都を指して引返し、和泉と紀伊との境なる鬼の中山にさしかかりける時、早馬と覺しくて、揉みに揉んで來れる者あり。惡源太が使かると、人皆色を失へるに、源氏の使にはあらずして、六波羅よりの二度目の早馬なり。清盛言葉忙しく問ふ、

「六波羅はいかに。」

「昨日夜半ばかりに出で候ひしまでは、何事も候はず。」

「惡源太が安部野に待ち居るといふはいかに。」

「其の儀は曾て候はず。伊勢の國伊藤の兵共こそ都へ入らせ給はゞ御供仕らんとて、三百餘騎にて待ち參らせて候ひつれ。」

敵の惡源太にはあらずして、味方の兵と聞き、皆々勇み立ち、我れ先にと進んで京に入りぬ。

待賢門へ攻め寄す

此の時に當り信賴は元より望を懸けたりしかば、自ら大臣大將と爲り、義朝は播磨守になる。其の外皆それ〴〵に官を拜

す。信賴は思ふが儘に振舞ひ、畏れ多くも天子の御衣に紛らはしき衣冠を着けて、百官の上に坐し諸の政を聽けり。

兎角する中に、主上二條帝には、女房の節を召して中宮と共に一つ車に召され、上臈じやうらふ女房たちの出づる體にて大内を出で六波羅へ入らせ給へり。かくて六波羅を皇居と爲されしかば、公卿殿上人之を傳へ聞いて我れも〴〵と參られけり。院にも御姿を殿上人の體にやつれさせ給ひ、紛れ出で、仁和寺へ御幸ありけり。信賴は是れ等の事、夢にも知らず、酔ひ臥してありけるが、告ぐる者あつて始めて知り、大に驚きぬ。されども今更に爲すべきやうもなく、仍大内に楯籠れり。

さる程に六波羅の皇居には公卿僉議あつて清盛を召され、頭中將實國を以て仰せ下されけるは、

「汝に命じて逆臣の誅伐仰せ付けらる。但したまゝ新造の内裏なり。もし火災に罹ることもあらば、朝家の御大事たるべし。官軍僞つて引退かば、

兇徒定めて進み出でんか、然らば官軍を入れ替へて内裏を守護せさせ、火災なきやうに思慮あるべし。」

と仰せ下され、清盛は皇居の御固として留めらる。大内へ向ふ人々は、大將軍には左衛門佐重盛・三河守頼盛・淡路守教盛、侍には筑後守家貞・主馬判官盛國を始めとして、都合其の勢三千餘騎、六波羅を打立つて大内さして馳せ向ふ。

賊は昭明・建禮の二門を開き、陽明・待賢・郁芳の三門を閉ぢ、白旗二十餘旒を押立て、之を守る。我が兵望み見て色めきければ、重盛人々を勵まし、

「年號は平治なり、土地は平安城なり、我れ等は平氏なれば、二事相應せり。敵を平げんこと何の疑かあるべき、皆々努力よやッ。」

と呼はりつゝ、三千餘騎を二手に押分け、一手を大宮の巷に留め、一手を以て待賢門へ押寄せ、ドツと関せきを作りければ、其の聲大内まで響き渡れり。

今までゆゝしく見えつる信頼は、関の聲に驚き、顔色變つて草葉の如くなり、南階を下りけるが、膝振ひて下りかねたり。人なみくく馬に乗らんと引き寄せたれども、太りたる大の男の、大鎧は着たり、馬は大きなり、乗り煩ふ上、主の心にも似ず、逸り切つたる逸物なれば、つと出でんつと出でんとしけるを、舍人七八人寄つて馬を抱へたり。放たば天へも飛びぬへし。信頼乗りがぬる所を、侍二人つと寄つて

「疾く召し候へ。」

とて、押揚げたり。餘りに押したりけん、弓手ゆんでの方へ乗り越して、伏し様にドウと落つ。急ぎ引起して見れば、顔に沙ひしと附き、鼻血流れて見苦しかりけり。義朝此の體を見て、日頃は大将とて恐れ居けるが、ハタと睨みて、

「あの信頼といふ不覺者は臆したりな。」

とて、郁芳門の方へ向ふ。信頼鼻血押し拭ひ、兎角して馬に搔き乗せられ、待賢門へ向ひけるが、物の用に合ふべしとも見えざりけり。左衛門佐重盛五百餘騎にて押し寄せ、呼はりけるは、

「此の門の大將軍は、信賴卿と見るは儼目か、かく申すは桓武天皇の苗裔、太宰大貳清盛が嫡子、左衛門佐重盛、生年二十三。」

と名のり懸け、れば、信賴返事にも及ばず、

「それ防げ、侍共。」

とて。引退く。大將引きければ、防ぐ侍一人もなく、我れ先にと逃げ走る。

紫宸殿前の戦

重盛彌勇んで大庭の棕の木せきの許まで攻めつけたり。義朝之を見て

「悪源太はないか、信賴といふ大の臆病者が、待賢門を、ハヤ、破られつるぞや、彼の敵追ひ出せ。」

「承り候。」

とて、義平馬を驅る。續く兵には鎌田兵衛佐々木源三なんと十六騎、轡を并へて馳せ向ふ。義平大音聲を揚げて

「此の手の大將は誰人ぞ、名のれ、聞かん。かく申すは清和天皇九代の後胤左

馬頭義朝が嫡子鎌倉悪源太義平と申す者なり。生年十五歳の時、武藏の大

倉の軍の大將として、叔父たて帶刀先生おきせんじやう先生おきせんじやうは東宮武官、義賢を伐ちしよりこの

かた、度々の合戦に一度も不覺の名を取らず、年積つて十九歳、見參せん。」

と名乗る。重盛も之れに答へて名乗りければ、

「葉武者共に目を掛くな、大將軍を組んで撃て。」

と下知し、義平を始めとして十七騎の者、重盛に目を懸けて、組まん組まんと揉んだりけり。重盛義平と紫宸殿の前に戦ひ、大庭の棕の木せきの中なかにたて、左近の櫻、右近の橘を七度まで匣めくり、大宮表へサツと引く。重盛弓杖ゆんづえ突いて馬の息を繼がせ居る所に、筑後守家貞つと來つて、

「御先祖平將軍貞盛殿の、二たび生れ替り給へる武者振かな。」

と譽め立てたり。重盛今一度驅けて家貞に見せんとや思ひけん、前の五百騎をば留め置き、新手あたて五百騎を相具して、又大庭の棕の木の下まで攻め寄せたり。義平又驅け向ひ、鎧踏ん張り、突立ちあがり、左右の手を揚げ、

「我れは源氏の嫡々、御邊も平家の嫡々なり、寄れや組まん。」といふ儘に、先の如く大庭の椋の木の下を追ひ廻せり。重盛よき程にあしらつて、復た大宮表へ引き揚げたり。

信賴・義朝の敗北

重盛は勅諭に任せて、六波羅へ引返す。源氏は謀とも知らず、内裏をば打捨て、追ひ掛け、戦ふ。其の間に教盛千騎を以て横合より内裏に入り、門々を固めて之を守れり。義朝・義平させる功もなく、内裏へ還つて見れば、いつの間にか、源氏の白旗は平家の赤旗と變り、進むも退くも據るべき場所を失ひぬ。さらばとて六波羅へぞ攻め寄せける。されども源氏は今朝より數度の合戦に疲れ果てけるに、平家は新手を入れ替へ、戦ひければ、源氏は終に打負けて引退きたり。

かくて義朝は關東さして落ち行きけるが、尾張の内海にて、長田莊司忠致に殺され、信賴は仁和寺へ參り、院の御哀みを乞ひけるが、終に六條河原にて斬らる。義平は軍敗れて一旦都を落ちけるが、義朝の撃たれたるを聞い

て、親の敵かたがの清盛を撃つて無念を散ぜんと思ひ、都へ引返して六波羅を伺ひしが、終に捕らはれて殺されぬ。以上を「平治の亂」といふ。

成親謀叛を企つ

清盛累遷して太政大臣に陞り、入道して法名を淨海といひ、新に西八條に住居を作つてこゝに移り住めり。清盛其の身の榮華を極むるのみにあらず、長男重盛は内大臣の左近衛の大將、二男宗盛は中納言の右近衛の大將、三男知盛は三位中將、嫡孫維盛は四位少將、其の外一門の卿相雲客、諸國の受領國守など、總て六十餘人、其の領地は三十餘か國に跨り、日本全國の半に及び、朝廷の御政は皆清盛の手より出づ。されば清盛の小舅こじう清盛の兄の平大納言時忠といふ人の常の言葉に、「此の一門にあらぬ者は、男も女も尼法師も人非人なり。」といひたりとぞ。

さる程に權大納言藤原成親は、院の執事の別當と爲つて、法皇後白河の院御出家あらせられて、法皇との御氣色もよかりし上に、平家にも縁深かりき。然るにたまゝ爲り給へり。の御氣色もよかりし上に、平家にも縁深かりき。然るにたまゝ、近衛の大將の闕くることありしかば、只管に望みをかけて、神佛にまで祈願

を立てけるに、重盛が左近衛の大將と爲り、弟の宗盛が右近衛の大將と爲り、己れがかねての願は水の泡と消え失せぬ。成親之を口惜しと思ひ、こゝに始めて平家を滅し本望を遂げんものと思ひ立ち、院の北面の侍にて藤原師光、入道して西光法師といへる人を語らひ、謀叛を企てたり。

こゝに又攝津源氏に、多田藏人行綱といふ人ありけり。成親行綱を招き、酒を勧め様々にもてなして引出物など取らせ、膝をすり寄せ、私語きけるには、

「成親思ひ寄らず院宣を賜はれり。其の故は平家朝家を蔑さいがしめにして、悪行年を重ぬるに依り、彼の一類を追討すべき由、仰を承れるなり。されども成親は武藝の器にあらず、されば御邊を憑み奉る。御邊は源家の流れを汲まる者、君の御爲に平家を滅しぬるものならば、日本の大將軍ともならるべし。」

といふ。行綱醉のまぎれに容易く諾うなひて立去れり。それより成親は檢非違使

平康頼、式部大輔藤原章綱、前近江守源成雅などを語つて味方に附け、又法勝寺の執行しやうぎやうの雑務ざつむ俊寛僧都をも語らひけるに、これも終に同心しけり。

成親是れ等の人々を催して、屢しばしば、鹿谷しかやに集會せり。此の鹿谷といふ所は、俊寛が別莊のある所にて、後は三井寺に續き、前は京の都を遙に見渡し、しかも在家を隔てたれば、こゝぞ屈竟の場所なるとて、人々集會し軍の評定を爲すなり。法皇も忍んで御幸あるべかりけるが、故少納言入道しんごうごん西の子息じゆうげん靜憲法印しやういん諫め奉りければ、御幸はなかりけりとかや。

成親等召捕らる

さる程に成親より深く憑まれたりける多田藏人行綱つくゞ案じけるは、今平家の繁昌を見るに、輒たやすく傾け得べしとも見えぬ。大納言の語ひ給ふ軍兵は、用に立つべき輩稀なり。由なき事に與して、もし聞えぬるものならば、誅せられんこと疑なし。甲斐なき身にも命こそ大切なれ、他人の口より洩れぬ先に、告げ知らすに若くはなしとて、西八條へ行きて見れば、清盛は攝津の福原へ下向して留守なりとの事に、行綱鞭を上げ

て福原へ下向し、己が爲、都合よきやうに言譯して、事の次第を密告す。清盛大に驚き騒ぎ、急ぎ上洛して西八條の宿所に着き、一門の人々を召し集む。右大將宗盛・三位中將知盛・左馬頭重衡以下、甲冑を着し弓箭を帶して馳せ集る。其の外軍兵聞き傳へて馳せ集りければ、忽ちに四五千騎と爲れり。かくて清盛は檢非違使安部資成を院の御所へ遣はして

「玉體近く召仕はせらるゝ輩、朝恩に誇り、謀叛を巧み、世を亂るべき由承る間、尋ね出して沙汰仕るべきにて候。さりながら此の事必ず源のあるべきやうに存ぜらるゝに依り、敢て奏聞に及び候。」

と申させたり。大膳大夫信業執奏しけるに、法皇驚かせ給ひ、分明の御返事なし。只

「此の事御心得なし、こは何事ぞ。」

とばかり仰せられければ、資成歸つて此の事を告ぐ。清盛

「さればこそ、よも御返事あらじ。行綱は實をいへり、法皇も知召したるに

こそ。」

とて、先づ謀叛の輩を召捕れり。清盛中門の椽に立ち、西光を庭前に引据ゑて睨みつけ、嗔り聲にて

「云ひ甲斐なき下腐め、過分になる上、朝恩に誇る餘り、入道を亡さんとする條奇怪なり、山王の冥罰を蒙りぬるは。」

と叱りつくれば、西光嘲笑ひ、

「西光全く謀叛の企を存せず、此の恥に遇ふこと、運の窮りたるなり。但し聞捨にならぬ事あり。侍程の者が檢非違使に至らん事、何ぞ過分なるべき。かく曰ふ御邊はいかに、王孫とこそ名乗り給へども、昔の事は見ねば知らず、御邊の父忠盛は正しく殿上の交を嫌はれし人ぞかし。其の嫡子にておはせしかば、十四五までは敍爵をだにも賜らず、しかも繼母の爲に家に居りかねて、中御門藤中納言家成卿の播磨守におはせし時、其の家人と爲つて、朝夕に繩緒の足駄はいて通ひ給ひしかば、京童は「高平太」とい

て笑ひしぞかし。それを恥づかしく思ひ給ひけん、扇にて顔を隠し、骨の中より鼻を出して間道を通ひ給ひしかば、又童が先を切つて「高平太殿が、扇にて鼻を挟みたるぞや」とて、後には「鼻平太く」とこそはいはれ給ひしが、十八九の頃海賊二十人を搦め捕つたる勳功の賞に依つて、四位の兵衛佐に爲り給ひたりしを、人々「不思議の出世よ。」と申し、が、それが今太政大臣に爲りたるをこそ下臈の過分とは申すべけれ。」

と高聲にて罵りければ、門外まで聞えけり。清盛腹を立て、椽の上にて三躍四躍躍りけるが、猶腹を据ゑかねて庭に飛び下り、西光が面を蹴たり、踏みたりしたれども、西光は口は少も減らず罵れば、清盛

「謀叛の次第委しく相尋ねて、後に口を裂いて縛め置け。」と命ず。松浦太郎高俊栲問に懸けて事の起を尋ねけるに、初は知らずといひしかども、終には白狀せり。高俊之を紙に寫し取つて、命のまゝに西光が口を裂きたり。

かくて成親の許へ使者を遣はし、「申し合すべき事の候へば、御立寄り給はれかし。」といひ送れり。成親は我が身の上とは露知らず、西八條近くなつて其の邊を見渡せば、軍兵四五町が間に充満たり。何事ぞやと胸打騒ぎ、門前にて車より下り、門内へ入りて見れば、こゝにも軍兵并居たり。只事ならずと驚ける所へ、平家の侍難波次郎經遠・妹尾太郎兼康立向つて成親の左右の手を取つて引行き、やがて髻を取つて打臥せ、

「是れは縛め奉るべきやらん。」

と問ふ。清盛大床に立ちけるが、流石に昨日までも面を向へ肩を并べし卿相なり、眼前に繩つくろふことは氣の毒とや思はれけん、

「それには及ばず。」

といひ、一間に押籠め置き、夜に入りて失はんとぞしける。其の外成親の子の成經・平判官康頼以下皆逮捕せられぬ。

初度の諫言

重盛は小松の宿所に在つて此の事を聞き、やゝ久しくあ

つて子息の少將維盛、衛府近衛府・兵衛府等の稱四五人、隨身近衛の舍人の弓箭二三人召連れ、物の具したる者は一人も具せず、最のどやかにて西八條へ入れり。一門の人々重盛を迎へて

など、是れ程の御大事に、御出での晩かりける。」

大事とは天下の事をこそいへ、かやうの私事を大事といふやうやある。」かくいはれて、一門の人々顔見合せ、返す言葉もなかりき。重盛清盛の許に参り、

「重盛承り候には、大納言を失はるべき由に候が、こは能く／＼御思案あるべき事なり。重盛彼の大納言の妹に相具し、維盛又大納言の聳なり、旁以て親しく爲つて候へば、かく申すとや思召さるらん。一切其の儀は候はず、世の爲家の爲を思つて、歎き申すばかりなり。彼の大納言は、六條修理大夫顯季卿、白河の院に召し仕はれてより以來、家に其の例なき正二位の大納言にまで経上り、君の御いとほしみも浅からぬ人を、忽に首を刎ねら

れん事、いかゞ侍るべき。我が朝にては、嵯峨の帝の御宇、左衛門尉仲成を誅せられし後、死罪を止められしこと二十五代に及びしを、少納言入道信西が執權の時に相當つて、絶えて久しき例に背き、保元の亂の時、多くの源氏平氏の首を切り、宇治の左府左大臣頼長の墓を掘り、死骸を實檢せし其の報にや、中二年隔て、平治の亂に、田原の奥に埋められたりし信西が、藤信頼に掘り起されて、首を渡し、獄門の木に懸けられき。積善の家には必ず餘慶あり、積不善の家には必ず餘殃あり。」とこそ承るれ。能く／＼御思案あるべき事なり。」

と諫めければ、清盛も實もとや思ひけん死罪をば思ひ止りぬ。

重盛中門に出で、経遠兼康を見て、大納言に情なく當りたりける事共を譲め、

「入道殿の仰せなればとて、大納言を失ふ事あるべからず。腹の立ち給ふまに、物騒しき事して、後に悔み給ふことなきやう、能く／＼用心すべし。」

と申し含めて、小松の宿所へ歸りけり。教盛も成經の命乞しければ、是れも亦死罪をば宥されぬ。

清盛成親を責む

清盛は重盛の諫により、成親を死罪に行ふことは思ひ止りたれど、怒尙未だ解けず、成親の押籠められたる後の障子を荒らかに開けて入り來り、成親をハタと睨みければ、成親胸打騒ぎ、伏目になつて俯けり。清盛

「ヤア、大納言殿く。」

と呼びかけて、首を仰がしめ、

「アナ、悪くの殿の顔やな。御邊は平治の逆亂の時、失せ給ふべかりし人ぞかし。されども小松内府が頻りに歎き申すに依つて、心弱く宥め置き奉つて頸を繼ぎ、大國庄園數多給はり、官位といひ俸祿といひ、身に餘る程に成り給へる人の、何の慊なきらぬ事あつて、其の恩を忘れて、忽ちに此の一門を滅さんとは結構し給ひけるぞ。入道が咎何事に候ぞや。入道に深く宿意

のありける仔細語り給へ、承らん。」

「人の讒言にて候はん、御一門に向ひ進らせて、何事の怨あつて左様の事を思ひ立ち候へき、努々ゆづ無き事なり。」

清盛立ち直つて大音聲に、

「人やあるく。」

と呼ぶ。

「貞能候。」

とて、つと來る。

「やをれ、こゝに物論ずる人のあるぞ、西光が白狀がき進らせよ。」

貞能卷物一卷持ち來る。四五枚もあらんかと思ゆ。清盛自らサと披いて

「慥に聞き給へ。」

とて、高聲に二度繰返して讀み聞かせ、

「かくても知らずとのたまふか、アナ、悪くの殿の顔やな。」

とて、白狀を取り直して、成親の顔に打付け、障子をハタと立て、奥へ入りぬ。

清盛かくても猶腹に据ゑかね、難波・妹尾の二人にいひつけ、成親を責めさす。二人成親を一間より引出して庭に据ゑ、笞を取つて立つ。清盛は壁を隔て、立聞す。二人は成親に情なく當れりとして、重盛より深く誠められし事を恐れければ、忍びやかに成親の耳に口をあて、

「入道殿壁を隔て、立聞きし給ふ。叫び給へ。」

といひ、成親の居らるゝ傍をしたゝかに打てば、

「ア、堪へ難し、助け給へや、休め給へや、物申さんと叫ぶ。清盛

「何事ぞ、暫く休んで物いはせよ、聞かん。」

とありければ、二人笞を收む。

「我れは平治の亂に、既に首を刎ねらるべき者なるが、小松殿に助けられ、

正二位大納言に經上り、平家の御恩を蒙りたる身なり、争か其の恩を忘れ奉り、謀叛を企て候ふべき。」

「さこそ思ふべき事よ、但し虚言ぞ、今一度責めよ。」
又傍をぞ強く打ちたりける。

「アテ、堪へ難し、助け給へ妹尾殿、休め給へ難波殿。」

清盛之を聞いて、少しは腹の愈えたるにや、

「それにてよし。」

とて、又元の所へ押籠めたり。

再度の諫言

清盛はかやうに人々を禁め置きたる後も、猶安からず思ひければ、赤地の錦の鎧直垂に、白金物打つたる黒絲絨の腹巻一種して、銀の蛭巻柄を巻したる小長刀の鞘をはづし、左の脇に挟んで、中門の廊に出でたり。其の氣色大方あたりを拂つて勇々しくぞ見えける。

「貞能く。」

と呼びければ、筑前守木蘭地（染色の名、黄の直垂に、緋緘の鎧着て跪けり。清盛
紅赤の雜色） 嘖聲（いかりまゝ）にて、

「やをれ、貞能慥に承れ、今院中の人々我れを嫉んで、我が家を滅さんと圖る。そは我が官爵をば過分なりといへる爲ならん。されども昔坂上田村丸は賤しき者なりしが、東夷を平げし功に依つて、左近衛の大將を兼ねたり。朝敵を誅して高位に登る事、異域本朝、其の跡相傳れり、淨海一人にあらず、君強（みちかち）に御憤（みちかち）あるべき事ならず。其の奉公を案ずるに、一度一旦の勳功にあらず、一年保元逆亂の時、平馬助（なまのすけ） （名は正忠、清盛の叔父） を始として、親しき者共過半は新院（崇徳）の御方に参りき。且一の宮重仁親王（崇徳上皇の皇子）は、故刑部卿（清盛の父）の養ひ奉れる君にて御座せしかども、故院（鳥羽法皇）の御遺誠（ごいじやう）に任せて、御方にて前（さき）を蒐（あつ）け、兇徒を討ち平げたりき。是れ一の勳功なり。次に平治元年に、右衛門督信賴卿下野守義朝等が謀叛の時、入道命（いんどうのみこと）を惜みたらんには、いかになりたるか知るべからざれども、命（いのち）を重んじ躬（みづか）を輕んじて、兇黨を

平げたり。其の外經宗惟方を召し禁めしに至るまで、君の御爲に、命（いのち）を失はんとすること度々に及ぶ。さればたとひ人いかに讒し申すとも、争（いさ）か子孫々までも、思召し捨てさせ給ふ事のあるべき。それに成親卿が讒奏につかせて、一門追討せらるべき由の院中の御結構こそ返すくも遺恨の次第なれ。此の事行綱告げ知らせずば、入道安穩にあるべしや。猶も北面の下臈（のり）院（のり）の御所の守護（しゆご）とし共の中に、申す事などあらば、一定當家追討の院宣下されん。一旦朝敵と爲りたる後は、悔ゆとも甲斐あるまじ。されば世の鎮らん程、仙洞を鳥羽の御所へ移し参らするか、さらずばこれへ御幸を爲し参らせんと思ふなり。其の儀ならば、北面の者共の中に、矢をも一つ射んずらん、其の用意せよ。大方は入道院中の宮仕思ひ切りぬ。」
といふ。

主馬判官盛國此の有様を見て、アナ、淺ましと思ひければ、小松の宿所に馳せ行き、

「世は既にかうと見え侍り、入道殿御着背長一種を召されたり。公達も侍も悉く打立たれたり。院の御所法住寺殿へ御参りあつて、法皇を鳥羽の御所に移し進らすべしと披露候へども、實は西國の方へ御幸あるべしとこそ内々承りつれ。いかにこゝへ御使は進らせられずや。」

といへば、重盛大に驚き、急ぎ西八條へ馳せ行き、門を入つてあたりを見廻せば、一門の公達數十人、中門の廊に着座し、數多の郎等は、庭にひしと并居て、皆甲を擻き、馬に鞍おき、旗差物を押并べ、主人アといはゞ、郎等サと出づべき體なりけり。重盛は此の時も猶今朝の姿にて、烏帽子直衣にて、物の具したる者をば一人も具せず。右大將宗盛出で向つて、重盛の直衣の袖を控へ、

「是れ程の大事出來候に、何故甲冑を帶せられず候やらん。」

「和殿たちは何事の候て、甲冑を帶し給へる。敵はいづこに候ぞ。重盛は近衛の大將なり、夷賊朝家を亂り、兇徒勝に乗つて御方敗れんずる時こそあ

れ、さもなきに甲冑を帶する事やはある。」

とて、宗盛を尻目に懸けて打通りけり。

、清盛は重盛を見て、佛門に入れる身にありながら、物の具して相向はんことの恥づかしと思ひけん、脱ぎ捨つる隙もなかりければ、障子を少し引立て、腹卷の上に薄墨染の衣を引懸けて出でけるが、胸板の金物のはづれて見えけるを、押隠さんとして頻りに衣の襟を引違へくしける程に、終に引綻ばして、いとゞきらめきて見えけり。清盛はへらぬ體平氣な様子にて、

「抑、此の度の事、西光法師に委しく相尋ぬれば、成親卿の謀叛は事の枝葉なり、實は叡慮より思召し立つと承れり。大方近來北面の下藤共、折を待ち時を伺つて、種々の事を勧め奉るに、御輕々の君にては、行末天下の煩ひ、當家の大事出來ぬと覺ゆ。されば世の鎮らん程、暫く法皇を迎へ奉り、片邊に御幸なし参らせんと存ず。」

といひも終らざるに、重盛雙眼よりはらくと涙を流し、暫しは物も得いは

ず、先づ興醒めて居たりけり。やゝあつて直衣の袖より疊紙たぐらふを取出し、落る涙を押拭ひ、申されけるは、

「左右の仔細は暫く擱おとしき、此の御貌を見參らするに、我が一門の運命は、既に末に臨みぬと覚え候。重盛承り候に、世に四恩といふ事あり、一には天地の恩、二には國王の恩、三には父母の恩、四には衆生の恩、是れなり。之を知るを以て人倫とし、知らざるを以て鬼畜とす。其の中に最も重きは朝恩なり。抑、我が一門は桓武天皇の苗裔、葛原親王の後胤とは申しながら、降つて人臣と爲り、中頃よりは無下に官途も打下り、平將軍は相馬小次郎將門を誅せられたりけるも、勸賞功を賞して、官なは受領に過ぎざりき。刑部卿殿徳長壽院造進の勸賞に依つて、家に久しく絶えたりし内の昇殿を許されける時は、萬人唇を反せりとこそ傳へ承り候へ。然るに御身は既に先祖にも未だ拜任の例を聞かざりし太政大臣の官に陞らせられ、重盛など暗愚不才の身を以て、大臣の大將を辱うし、然のみならず一門朝廷に井ひ

立つて、國郡半は所領となり、朝恩を叨たのむ事傍若無人と申すべし。されば上の御憎しみを受くるもあながち其の理なきに候はず。今幸に御運の盡きざるによつて、此の事既に顯れぬる上は、成親卿以下の輩に、所當の罪科を行はれ、退いて事の由を陳じ、君の御爲にいよく奉公の忠勤を盡し給はゞ、君もなか思召し直す御事のなかるべき。濫みだりがはしく君を傾け奉らんと御計ひ、然るべからず。重盛に於ては御供仕るべしとも存じ侍らず、王事を以て家事を辭し、家事を以て王事を辭せず。」といへる本文あり、又君と臣とを井へんに、親疎を分つ事なく、君に付き奉るは忠臣の法なり。道理と僻事とを井へんに、争か道理に附かざらん。重盛六位より三公太政大臣を三公といふに陞り、朝恩を蒙ること身に餘れり。されば院中へ參り、守護し奉らん。其の儀ならば、重盛が命に替へ、身に替らんと契を結べる侍二百餘人あり。此の者共は、さりととも重盛を思ひ捨てじとこそ存じ候へ。此れを以て先例を思ふに、一年保元の逆亂の時、下野守義朝は、父六條判官

爲義の首を刎ねたりき。勅諭黙し難しとはいひながら、惡逆無道の至、口惜き事と存じ候ひしが、正しく御覽せられし事ぞかし。昔は人事と思ひし事の、今は重盛が身の上になりぬる事こそ心憂く覺え候へ。悲いかな、君の御爲に忠を致さんとすれば、父の大恩に背き、不孝の罪を遁れんとすれば、不忠の逆臣となりぬべし。重盛進退、に窮れり。生きて此の憂目を見んよりは、死ぬるに若かず。所詮院中をも守護仕るべからず、又御供をも仕るべからず、思召し立たれつる御事を遂げ給はんとならば、先づ重盛が首を召され給ふべし。人一人に仰せつけられ、御壺坪に同に引出されて首刎ねられん事、易き事にこそ候へ。」

と直衣の袖を絞りつゝ、泣くく諫めけり。之を見聞せる一門の人々も涙を流さぬはなかりけり。

清盛は口説き立てられて、今更に何といひ解く辭もなかりしが、猶へらぬ體にて

「さらば今よりは世事にも拘り申すまじ、院參も思ひ止りぬ。淨海のかく計ひ申す事も、全く身の爲ならず。淨海年闌て餘命いくばくもなし、唯子々孫々末の代までも安穩にと存するばかりなり。其の事然るべからずとならば、何様にも御計ひあるべし。」

といひ捨て、内へ入りけり。重盛弟の殿原に向ひ、

「いかにかやうの僻事は結構せられ候ぞや。縦ひ入道殿老耄し給ひて、あらぬ振舞ありとも、各こそ家門をも治め、惡事をも宥め申さるべきに、さばなくて却て御勧め參らすとは何事に候ぞ。」

と讓めければ、宗盛以下の人々苦々しくぞ見えたりける。重盛は中門の廊に立ち出で、然るべき侍共の并居たりける所にて、

「院參の御供に出づる者は、重盛が首の切られんを見て、後に仕へ奉れ。」といひ含めて、小松の宿所へぞ歸られける。

兵を集む

重盛は宿所に歸りても、猶父の院參あらんことを憂ひ、其の

悪行を止めん爲と覺しくて、主馬判官盛國を使にて、軍兵を催したり。

「重盛こそ別して天下の大事を聞き出したれ。我れを吾れと思はん者共は、物の具して急ぎ參れ。」

之を聞きける人々「臆氣おそげ不ふ分ぶんにては騒ぎ給はぬ人の、かゝる仰せの下れるは、何か仔細のある事にこそ。」とて、難波次郎經遠妹尾太郎兼康筑後守家貞肥後守貞能等を始として、夜中の事なれども、我れ先にとぞ馳せ付けゝる。夜の明くる頃には、其の勢總て二萬餘騎とぞ註しける。清盛は

「何事ぞ、世間の物騒ぎは。是れに候へやく。」

と諭しけれども、聞えぬ様にして馳せ出でければ、西八條には弓矢にたづさはる程の者は一人もなかりけり。

かくて重盛は家貞・貞能を召し、旨を含めて西八條へ遣はせり。二人の侍西八條へ行き、弓を脇に挟み、冑かぶとを脱いで庭上に控へたり。清盛は人々に捨てられて、徒然の餘りに、長念珠ながねんじゆ長ながきき後手ごてにくりて念佛唱へつゝ中門の廊を

歩み居たるが、二人を見てへらぬ體にいひけるは、

「いかに家貞・貞能よ、小松殿には軍兵を誘引して、是れには人一人もなし、所存何事ぞ、其の意を得ず。」

といふ。二人畏つて、

「御院參あるべき由、法皇聞召されて大に驚かせ給ひ、小松殿に勅諭を下され、汝が父深く朝恩を存すべき處、却て國家を亂さんと欲す。既に朝敵たる上は、速に追討すべし。」との御事。それにつき小松殿には君が此の事を聞召されなば、御自害もやあらんと思召されて、先づ我々共に守護し進らせよとあつて、仰せられ候には、「重盛かくて候へば、御命をば奉公に申し替へ侍らん。」との事にて候。」

と對ふ。清盛先づ興醒めて、俄に道心も失せ果て、

「そは實か虚言か。」

「一定にて候。」

「よもさらじ、入道を偽り見んとてこそ……」

「小松殿さやうの軽々しき御事あるべしとも存ぜず。院宣とて、軍兵の中へ御披露ありしかば、一定の事にこそ候はめ。」

清盛大に歎き、

「家貞・貞能、慥に承れ、昨日申すやうに、出家入道の身なり、餘年日數少し。内府に世を譲り奉りぬる上は、向後は物に係り申す事あるべからず。院宣の御返事よきやうに奏聞せらるべし、兎も角も相計はれんにこそ従ひ奉らめ。さらば疾く還つて此の由を申すべし。」

「我々共守護に候べしとの仰せなり、別の御使を以て仰せらるべくや候らん。」

「只急ぎ歸れ、我れ一人いづくへか落ち行くべき。是れに働かずして居るべし。」

ななど、様々に詫び入る。二人歸つて細にかくといへば、重盛は打領き、涙ぐ

みて、

「やをれ、家貞・貞能よ、誠は勅諭なりとても、争か父に向ひ奉つて無道の逆罪を犯すべき。只入道殿の違勅の振舞を鎮め奉り、天下の煩を止めん爲の方便なりといへども、子の身としては、父の命に従ひ奉るべきに、今父に向ひ奉つて、御心を傷め、御諭言をせさせ奉る事の心憂さよ。」

とて、はらくと落涙しければ、二人の侍も鎧の袖をぞ濡しける。其の後重盛は、自ら立ち出で、軍兵を勞ひ、いひけるは、

「日頃の契約に違はず、下知に随つて馳せ参りたる條、返すくも神妙なり。聞召す事あつて、仰せられたりつれども、其の事聞き直しつるに、僻事にありけり。とくく罷り歸るべし。但し今度別の事なければとて、後々の催促を忽にすべからず。」

といひ含めて退かしむ。法皇此の事を聞召して、

「今に始めぬ事といひながら、怨をば恩を以て報いられぬ。返すくも重盛

が心の中こそ恥かしけれ、『勁松は歳の寒きに彰れ、貞臣は國の危きに見ゆ。』といへり。恥づかしくも憑もしくも思召さるゝ臣なるかな。天照太神正八幡宮春日日吉の神明、願くは小松内府より先き立つて、朕が命を召し給へ。』

とて、御涙を流させ給ひけるぞ忝けなき。

ア、重盛の如きは、實に忠孝兩全の人といふべきかな。もし此の時に當つて、此の人なからんか、君は不測の禍に罹らせ給ひ、父は千載拭ふべからざる汗名を蒙りたらんに、かゝる不祥の事なかりしは、全く重盛が忠孝の誠より出でたる幸にぞありける。

さても彼の西光は、口を裂かれて縛め置かれけるが、清盛の下知により、松浦太郎高俊朱雀大路に引出し、鬪り切にぞ殺しける。師高師經も殺され、成親は初め備前の國へ流されけるが、後に殺されけり。成經・康頼・俊寛の三人は、薩摩の沖なる硫黄が島に流さる。

熊野參詣

さる程に清盛は、重盛に諫められて、一時は身を謹みけるが、それも束の間、上を蔑にして驕れること日毎に甚だしうなりければ、重盛日夜之を憂ひて、安き心もあらざりき。ある夜の夢に、伊豆の國なる三島の明神へ詣でけるに、門内に法師の首を切つて木に懸けたるものあれば、之を人に尋ぬるに、太政入道の首なりと答ふと見て、夢は覺めたり。重盛は覺めたる後も恐ろし淺ましと思ひ、此の一門の滅びん前兆にやと心細くなりて泣き悲めり。其の明くる朝、嫡子權介少將維盛たましく來りぬ。重盛酒を飲ませて、

「少將に引出物せよ。」

といふ。筑後守家貞畏つて赤地の錦の袋に入れたる太刀を持ち來れり。維盛こは當家に傳はる小鳥といふ太刀やらんと、嬉し氣に受けて見れば、さはなくて、葬時に用ふる無紋の太刀なり。維盛以ての外に氣色變つて見えければ、重盛涙を流して、

「怪み給ふな、日比は入道殿いかにもなり給はゞ、重盛佩いて御供せんところ存ぜしが、今之を御邊に賜ふなり、後々思ひ知らるゝ事の候はん。」といふ。維盛兎角の返事にも及ばず、涙を抑へて宿所に歸れり。

治承三年の五月、重盛宿願ありとて、公達引具し、熊野參詣あり。日數重ねて本宮に着き、神前に再拜して、

「父相國入道の體、惡逆無道にして、動もすれば君を惱し奉る。重盛其の長子として頻りに諫を致すといへども、身不肖にして用ひられず。願くば權現金剛童子、子孫の繁榮絶えずして、朝廷に仕ふべくば、入道の惡心を和げて、天下安全を得しめ給へ。もし榮耀一期を限りにして、後昆恥を蒙るべくば、重盛が運命を縮め給へ。」

と肝膽を碎いて祈念しけるが、下向の後幾程もなく、瘍といふ腫物出來、病むこと三が月にして、同じき年の八月一日に至り、遂に薨去せり。行年四十二。

七 義 經

幼時 義經は幼名を牛若といひ、左馬頭源義朝の九男なり。平治の亂に、義朝敗走して殺されけるより、其の子供等も或は殺され或は流されける中に、牛若は釋されて鞍馬山に登り、圓乘阿闍梨の弟子と爲り、遮那王と稱せり。

かくて牛若十一歳になりける時、ある日諸家の系圖を見て、己が先祖の由緒正しき清和源氏なるを知り、平家の時めき居るに引替へ、源氏の衰へ果てたるを嘆き、いかにもして源家を再興なさはやと思へり。かゝる健氣なる心のあればにや、それより後は晝は書を讀み、夜は兒共相手に太刀打、組打などして武藝を習へり。牛若は體こそ小さけれ、氣性するどく、色白にして齒出で、殊の外身輕にて、兒共と峰を走り谷を渡りなどして遊びけるに、續

く者一人もなし。餘りに氣隨氣儘に振舞ひければ、一山の僧徒之を厭ひぬ。師の房髪を削つて僧と爲り、父の後生をも弔ひ給へかして、様々に諭しけれども、諾ふべくもあらず。

此の時奥州の藤原清衡の孫權太郎秀衡鎮守府將軍と爲れり。牛若秀衡の家と源家とは古き縁あるを知れるより、之れに頼らんと思ひ居れり。牛若十六の春を迎へし頃、五條の金商人吉次末春きよじまはるといふ者鞍馬山に詣て來りぬ。此の者商の爲に屢、奥州に往き來すと聞きければ、よき道案内なりと思ひ、陰に己が心に思ふ事、有の儘に打明けて、奥州へ具して參りくれよと頼みたり。末春

「それは最と易き事には候へども、和殿を連れ出さば、寺僧にや怒られん。かくては再び詣て來ることも叶はず、迷惑仕候。」
といふ。牛若からくと打笑ひ、

「坊主共は我れを厭ひ居れば、我が山を出づるは、彼れ等が望む所、悦びこ

そすれ、何とて怒るべき。」

といひ解きければ、さらば時を見て伴ひ參らせんとて、其の日は立別れぬ。

かくて其の後末春に伴はれ、奥州さして出で立ちけるが。美濃の國なる鏡の宿に至れる時、牛若自ら冠を加へて源九郎義經と名のり、それより日を重ねて奥州に至り、末春の計らひに依つて秀衡に對面しけるに、秀衡源家の公達と聞いて、厚くもてなしけり。義經秀衡より黄金こがねを申し請ひ、之を末春に與へて其の恩に報いたり。こゝにて佐藤三郎兵衛嗣信・四郎兵衛忠信二人の兄弟と君臣の契を結びぬ。

黄瀬川の對面

かくて義經は久しく奥州にありしが、高倉帝の治承四

年八月、兄の頼朝後白河法皇より平家追討の院宣を賜はり、相模の石橋山にて旗揚したりと聞き、秀衡に暇乞して、二十餘騎を引具し、夜を日に繼いで馳せ上り、頼朝が駿河の黄瀬川に滞陣しける處に行き逢へり。頼朝大に喜び、「御邊の御渡り、嬉しとは事も愚に侍る。昔八幡殿の後三年の合戦の時、弟

の新羅殿來り援けしかば、八幡殿殊の外に悦び給ひ、「故殿に見え參らすとこそ覺ゆれ。」と仰せられたりと承る。唯今御邊の御渡り、例少しも違はず、左馬頭殿に見え參らする心地いたし候。」
とて、涙を流して悦べり。此の時義經の兄の範賴・全成・義圓の三人も、皆頼朝の許に來れり。

宇治川の合戦

さても頼朝は鎌倉に幕府を開いて其の勢日々に盛になりければ、諸國の源氏之を聞いて皆起り、頼朝に應ずる者夥し。中にも頼朝の従弟の木曾冠者義仲は信濃より起つて處々の合戦に打勝ち、北陸道より進んで比叡山に陣取り、都へ討入らんとしければ、宗盛・安德帝を奉じ、平家の一門を引具して都を落ち、西海の波の上に漂へり。義仲六萬の兵を率して都に入る。法皇義仲の功を賞して、從五位下に叙し、左馬頭に任じ給へり。然るに義仲は、兵糧乏しとて、民家に押入り米穀を掠むるなど、狼藉すること一方ならず、剩へ法皇之を咎めさせ給ひければ、遂に兵を率して院の御所法

住寺殿を焼き拂ひ、言語道斷の振舞に及べり。

是れより先、法皇屢、使者を以て頼朝を召させ給ひければ、頼朝舍弟の範賴・義經に命じて、關東の貢物を監督して上洛せしめ、窃に義仲の舉動を伺はしむ。こゝに至り橋内判官公友といふ者、鎌倉に下向して此の度の變事を告げれば、頼朝大に驚き、俄に八州の將士を召集めて之を範賴・義經に差副へ、義仲を追討せしむ。依つて範賴は三萬餘騎を率して近江の勢多に向ひ、義經は二萬五千餘騎を率して山城の宇治に向ふ。

義仲之を聞いて、今井四郎兼平・山木三郎義弘に五百餘騎付けて勢多を拒がしめ、根井大彌・太行親・楯六郎親忠に三百餘騎付けて宇治を拒がしむ。行親・親忠等宇治の橋板を引き、川中には亂杭逆茂木（いはらの枝を逆立て、垣に結びて、敵の兵馬を支ふるもの）びて、敵の兵馬を支ふるもの。隙なく打つて、大綱小綱張り渡し、用心堅固に之を守れり。元暦元年正月二十日、義經二萬五千餘騎を以て宇治川の東の岸に推寄せ、高櫓を作らせて、其の上に登り、「宇治川の先陣と剛の者とを書して、鎌倉殿の見參に入るべし。」

といひければ、軍兵各勇み立ちぬ。義經又櫓の上より

「二萬五千餘騎の勢の中には、水練の輩多かるらん、物の具脱いで瀬踏して、川の案内すべし。又剛の者は橋桁を渡り、敵を防いで、水練の輩を射さすな。」

とぞ下知しける。水練の覚えある者、先を争つて鎧脱ぎ捨て、腰には鎌を挿し、手には熊手を持ち、川の底に入つて、亂杭逆茂木引落し、大綱小綱切り棄てけり。平山武者所季重・澁谷右馬允重助・熊谷次郎直實等、橋桁に上り、防ぎ矢をぞ射たりける。されども未だ川を渡す者はなし。いかゞすべきと評定様様なり。其の時畠山庄司重忠進み出で、

「去ぬる治承の合戦に、足利又太郎忠綱、生年十七歳にて此の川を渡しけるが、鬼神にてはよもあらじ。重忠渡して見参に入れん。」

といふ處に、こゝに平等院の坤、橋の小島が崎より武者二騎蒐け出でたり。一騎は梶原源太景季、一騎は佐々木四郎高綱なり。景季は頼朝より賜りたる

名馬磨墨に乗り、高綱は同じく頼朝より賜りたる名馬池月に乗つたり。孰れか先陣と見る處に、景季颯と打入つて遙に先き立ちけり。高綱後より聲をかけ、

「いかに源太殿、御邊の馬の腹帯は、以ての外に緩まつて見ゆるものかな、此の川は大事の場所なり、川中にて鞍踏み返して敵に笑はれ給ふな。」

といひければ、景季さもあらんと思ひ、馬を駐め、腹帯を解いて引締々々しける間に、高綱颯と打渡して、一段六尺五寸を一間と爲し、六間を一段と爲す。計り先立つたり。景季たばかられけりと思ひ、是れも打浸して渡しけるが、馬の足、綱に懸つて思ふやうにも渡されず。高綱は屈竟の逸物に乗りたれば、宇治川早しといへども、淵瀬をいはず、一文字に渡して、向ひの岸にぞ打上りたる。鎧踏張り弓杖突いて、

「宇多天皇九代の後胤、近江の國の住人佐々木三郎義秀が四男、佐々木四郎高綱、宇治川の先陣ぞや。」

と名乗りも果てぬに、梶原源太景季も流れ渡りに上りにけり。義經其の功を書して鎌倉に注進し、一陣高綱、一陣景季とぞ爲したりける。畠山重忠手勢五百餘騎にて、颯と川に打入りたり。此の時向ひの岸より根井大彌太行親が放てる矢に、重忠馬の額を籠深のぶかに射させければ、馬より下り、水の底をくぐつて、向ひの岸に着き、打上らんとする處に、草摺くさずり重く覺えたり。顧みれば、黒革織の鎧着たる大の男取付き居たり。何者ぞ、名乗れ、向の岸へ抛つべし。といひければ、それを望む者なり。といふ。さらばとて鎧の總角かぶかどの背に結び、擱おんで投げ上ぐ。投げ上げられて弓杖ゆがに縋り、立直つて

「武藏の國の住人大串次郎重親、宇治川の歩立あまただの先陣ぞや。」

と名乗りければ、敵も味方もドツと笑ふ。悪しくいひぬとや思ひけん、「一陣畠山、一陣大串。」とぞいひ直したる。重忠太刀を打振り打振り進みければ、其の勢に恐れ、木曾の軍兵次第々々に引退く。義經總勢を率し、一度に川を渡して打つて蒐れば、行親・親忠等支へかね、都をさしてぞ退きける。

院參

義經都に攻め入り、六條河原にて義仲と戦ひけるが、義仲敗れて西を指して落ち行きければ、義經郎等共に下知して跡を追はしめ、自らは畠山重忠等五騎と院の御所六條殿へ參り、門外にて馬より下り立ち、高聲に、「鎌倉の右兵衛佐頼朝の使、舍弟九郎冠者義經宇治路を破つて馳せ參ぜり、御奏聞あれや。」

と申す。大江業忠奏聞に及びければ、法皇を始め進らせて、人々大に悦び、門を開かれたり。六人を中門の外御車寄の前に立て並べ、叡覽あつて、其の年齢姓名住國を問はしめ給ふ。六人の者一々に奉答しければ、法皇聞召して、「勇々しき壯士なり。」

とぞ宣ひける。義經仙洞の御事覺束なく存じて、先づ參上の由申上げ、れば、重ねての院宣には、

「義仲歸參して、狼藉もやいたさん、今夜は御所に候ひて守護仕るべし。」と宣ふ。義經勅詔に従ひ守護し奉る。

義仲は既に六條河原の軍に打負け、それより走つて近江の粟津が原に至れる時、勢多を打破つて攻め入りたる蒲冠者範頼の軍兵に出で逢ひ、終にそこにて討死せり。

一の谷に向ふ さても平家の一門は、木曾義仲に迫られて、一旦都を落ち、讃岐の屋島へ渡り、こゝに内裏を構へけるが、再び勢を盛り返して、終に攝津の福原を取戻し、こゝに城郭を構へたり。此の城北は山を負ひ南は海に臨み、生田の森を東の城戸として、一の谷を西の城戸とし、勝れたる兵十萬餘騎にて楯籠り、海上には數千の大船を浮べて、用心厳しく守りたり。頼朝此の事を傳へ聞き、範頼・義經を趣して平家を追討せしむ。

さる程に範頼は追手の大將軍と爲り、五萬騎を率して生田の森に向ひ、義經は搦手の大將軍と爲り、一萬騎を率して一の谷に向ふ。元暦元年二月七日の卯の刻今の午を以て矢合せと定めければ、期日に先きだつこと三日、即ち二月四日に早く都を門出して、範頼は攝津路より進み、義經は丹波路より進

む。義經二日路を一日に打つて、其の日の暮方に、三草山の東に着き、こゝに陣を取る。義經平家の大將新三位中將資盛等七千餘騎にて山の西に陣取ると聞き、夜討せんとして、眞先蒐けて打ち、夜半に山の西に至り、急に資盛の陣を襲ふ。資盛不意を討れて、慌て迷ひ、大に敗れて逃げ走れり。

鴨越の逆落 兎角する内に夜も漸く明け放れければ、義經七千騎を分つて一の谷の西の城戸口に赴かしめ、自らは屈竟の兵三千騎を率し、鴨越に向ふ。鴨越は城の後の間道なり。急ぎに急いで進みけるが、山險しくして道あしく、五日も過ぎ六日の日も既に暮れて、とある山蔭に陣を取り、辨慶に命じて山の案内者を尋ねさす。辨慶承りぬとて立出でぬ。其の扮装は、黒革緘の大鎧に、三尺五寸の黒塗の太刀佩いて、大長刀取具す。元來色黒く長高き法師なる上に、黒装束なりければ、牛の搖ぎ出でたるにさも似たり。馬に打乗り乾に向つて十餘町歩ませ下つて、谷の底を伺ひ求むるに、幽に火の光見えぬ。打寄つて見れば、萱屋の内に、七十餘なる翁と六十餘なる嫗と、火に

あたり居たり。辨慶わかね聲音こゑつくろひ、事々しくいひけるは、

「鎌倉の右兵衛佐殿平家追討の院宣を賜はり、軍兵を差上され、御弟蒲御曹司追手に向ひ給ひ、九郎御曹司搦手に向ひ給ひ、此の上の山に御座す。案内者求めよとの御使に、武藏坊辨慶とて、古山ふるやま法師ほうしの怖おそしき者が來れり、疾はやくく參るべし。」

といふ。老人急ぎ起き上り、烏帽子取つて打被り、いひけるは、

「小人こづから若き時は、獵うまをもて生業なまといたし、晝夜山に侍りしかば、木の根岩の角、知らぬ所はなかりしが、今は年闌け身衰へて、此の二十餘年は弓引かず、行歩叶はず候。子息の小冠者は不敵の奴、案内よく知つて候へば、召具せらるべし。」

とて片屋にありけるを喚び起しければ、辨慶に従つて義經の前に出でたり。義經たけなほ松明たいまつとぼして之を見るに、長高ながたか頬骨ほほほね出で、獵うまの弓矢手ゆみや挟くわみて畏れり。

「汝が居所をば何といへる、年はいくつぞ。」

「生年十七に候、居所は山の鼻が指覆つて鷲じゆの貌かたちに似たりとて、鷲尾じゆお高たかき所ところ、猶なほ鷲じゆの峰みねといふが如し。」と申しつけて候。

「嫡子か末子か、名は何と申する。」

「名は未だ付かず、二男にて候。」

「さらば汝は鷲尾三郎といふべし、名乗は我が片名を與ふべければ、經春と付くべし、只今烏帽子親の引出物とらせん。」

とて烏帽子とつて被らせ、刀に馬、甲冑小具足常の具足を着て、唯胴のみを着ざることいふ。まで取添へて與へ、案内者と爲せり。

「ヤア、經春、鴨越とはいかなる所ぞ。」

「極めて惡所に候、上七八段は屏風を立てたるやうにて、白砂交りの小石なれば、馬の足留めがたし。それより下五六段は岩磯にて、人すらも通りがたし、只こゝを通るは鹿のみにて候。」

義經之を聞き、

「殿原、さては心安し、やをれ、經春、鹿も四足、馬も四足、同じなるぞ。西國の馬は知らず、東國の馬は鹿の通る所は馬場ぞ、打てや、殿原。」

とて、岩の鼻岸の額、眞先蒐けて馳せ落し馳せ登せければ、相從ふ面々も我れ後れじと進みけり。二月六日の事なれば、月は宵より早入りぬ。木蔭山蔭暗うして、夜も五更に及びけれども、鷺尾に導かれて終夜山路を打つて、漸く鴨越に至りければ、夜はほのくくと明け初めけり。

義經遙にさしのぞいて城中を見れば、追手搦手の軍は今や方に酣なり。急ぎこれに力を合はせんとしけるが、實に經春がいへる如く、上七八段は小石交りの白砂なり、徒歩にても馬にても落すべき様なし。軍兵共互に顔と顔とを見合せて、いづこを落すべしとも見えず。義經一は馬の落様をも見、一は源平の占形なりとて、蘆毛白毛に黒き差毛あるものの馬に白覆輪、白ければ白旗に准へて源氏とし、鹿毛鹿の毛に似て茶褐なるものの馬に黄覆輪、赤ければ赤旗に准へて平家とし、之を追ひ下しけるに、二匹の馬は越中前司盛俊が假屋の後に落ちぬ。源氏の馬

は這ひ起き、身振して峰の方を仰ぎ、二聲三聲嘶きけるが、平家の馬は身を打損じ、倒れて再び起きざりけり。義經之を見て、

「源氏の占形こそ目出たけれ、落せば落し得るぞ、落せ〜。」
と下知すれども、未だ一人も落す者なし。

「ヤア、殿原、臆しけるか、義經が馬の立様手本にせよ。」

といふまゝに、眞逆に引向けて馬の後足を屈め、一鞭あて、流れ落しに落したり。三千騎の兵共大將軍に續けとて、白旗三十流、朝風に飜し、轡を並へ手綱かいくり、同じ様に後足を屈めてサと落せば、後の鞍は前の胃かぶとに觸れつ、唯一なだれに中壇の上まで落しけり。それより底を差覗けば、巖石峙つて苔むし、其の深さ十二三丈もやあらんと見ゆ。今は下へ落すべき様もなく、又上へ登るべき便もなし。互に堅唾を呑んで思ひ煩ひける處に、佐原十郎義連先陣仕らんとて手綱かいくり鐙踏張り、唯一騎眞先蒐けて落しけり。義經之を見て、

「義連討すな、續け者共。」

と下知して、我が身も續いて落しけり。此の時畠山重忠は壇の上にて馬より下り、

「親にかゝる子、子にかゝる折といふ事あり、日頃は馬に骨折らすれど、今日は馬を勞らん。」

とて手綱腹帯捻り合せて、大なる馬を十文字に引きからげて、鎧の上に掻き負ひ、椎の木一本振り切つて杖につき、岩の迫間をしづく、と下りたりといふ。

さても源氏の三千騎は、大將軍義經に續いて落すと共に関を作り、平家の城に亂れ入り、豎さま横さま、蜘蛛手十文字に馳せ廻つて攻め立てたり。平家は東西の城戸口こそ力を盡して防ぎたれ、さしも恐ろしき巖石より敵寄すべしとは思ひ設けざりければ、今更に慌て迷ひ、味方の兵をも皆敵と思ひ、同志打して死ぬる者夥し。かゝりける處に追手搦手より一度に攻め入

り、義經の三千騎と一つに爲つて攻め立てければ、宗盛は主上を始めとし奉つて、女院二位尼以下の女房達を船に乗せ、海を渡つて逃れ、讃岐の國に渡つて、再び屋島をぞ保ちける。

逆櫓 さても範頼、義經は一先勢揃して都へ歸りけるが、其の後範頼は再び平家追討として鎮西に渡れり。義經は暫く都に留り居たるが、文治元年二月十三日、都を立ち先づ渡部にて船揃して、それより四國へ渡らんとて、軍の談議ありけるが、東國の兵は船軍に習はざれば、人々之を危みけり。梶原平三景時進み出で、

「船に逆櫓と申す物を立て、軍の進退懸引を自由にいたしたく候。」
といふ。義經

「逆櫓とはいかなる物ぞ。」

「逆櫓とは船の櫓に櫓を立て候なり。其の故は陸地の軍は馬に乗れば、進退懸引自由なれども、船軍はさやうに參らず。されば敵弱くば舳の櫓を押し

て進み、敵強くば艦の櫓を押して退かばやと存するなり。」

「軍といふものは、大將軍が後にて『蒐けよ、攻めよ。』というてすら引退くが軍兵の習なるに、況や豫て逸支度したらんには、軍に勝つべきやうなし。然るに和殿は最初より退かんと思はるゝか。」

「進むべき時には進み、退くべき時には退き、身を全うして敵を亡すが良き大將軍とは申すなり。前後を顧りみず、向ふ敵ばかりを打取らんとて、後を知らぬをば、猪武者とて危き事にて候。君は猶若氣にてかやうには仰せらるゝにこそ。」

義經少し色を損じ、

「猪のし、鹿のし、は知らず、義經は唯進んで敵に打勝つを心地よしとす。和殿が大將軍承りたらん時は、逸支度して百挺千挺の逆櫓をも立て給へ、義經が船には一挺たりとも立つることを許さず。」

といひ放ちければ、近きあたりに聞き居たる大名小名、互に顔を見合せてク

ス／＼と笑ふ。景時大に赤面す。

屋島の合戦

かくて義經は十七日の夜、暗に乗じて渡部より船出す。折節北風烈しく吹き出でしかば、船駛すること矢を射るが如く、明方に阿波の國なる尼子の浦に着きけり。常の日ならば三日かゝるべき所を、唯三時が間に漕ぎつけたり。それより岸に上つて敵の籠れる勝浦城を攻め落し、打てや打てやと下知しつゝ、疾く馳せて、明る日屋島の城へ押寄せたり。火を高松の里に懸ければ、平家の人々大に驚き、大軍攻め寄せたりと思ひ、主上を始め奉り、女院・二位尼以下の女房達、公卿殿上人を船に乗せて、沖合に漕ぎ出せり。義經城の下まで攻め寄せけるが、續く兵たゞ七騎のみなりけり。義經「平家は大勢なり、味方の勢は未だ續かず、敵に我が小勢なるを知られては由々しき大事なり、火を懸けて味方の勢を知らすな。」

と下知す。下知に従ひ屋島の在家に火を放てば、猛火内裏を覆ひ、一時が間に城は残らず焼け亡せぬ。平家の軍兵皆船に乗り移り、或は一艘或は二艘、